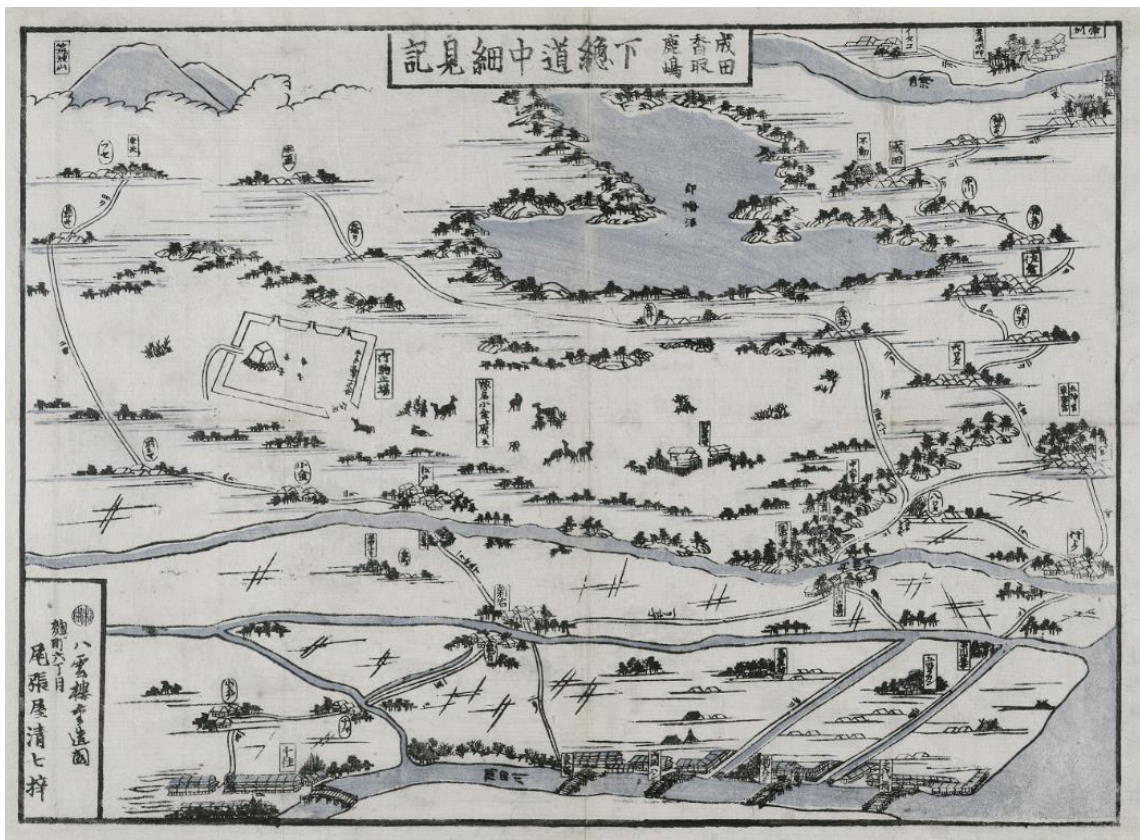


令和5年度（2023）

図書館要覧



船橋市

西 図書館
中 央 図書館
東 図書館
北 図書館

船橋市図書館の基本的運営方針

1. 市民の「調べると学ぶ」をサポートする図書館
2. 学びの成果を活動につなげる図書館
3. 船橋の文化を育み、まちづくりを支える図書館
4. 子供の可能性を伸ばす図書館

〈表紙〉「成田・香取・鹿嶋 下総道中細見記」

八雲楼重造 [江戸後期]

この資料は、図の左下「千住」から「市川御番所」を経て、右上の佐倉～成田～香取～鹿嶋～潮来への道順に、里程や名所旧跡が書き込まれた絵図である。江戸時代、庶民の間に旅が普及すると「道中記」と呼ばれる旅行案内書が作られるようになった。形態は一枚刷りや、折本、横型綴本など様々であるが、多くは携行に便利な小型のものが多い。

この絵図で目に留まるのは画面中央部分に描かれている沢山の馬と「御駒込場」と書かれている囲みである。この場所は小金原の牧内にあり、江戸時代の将軍たちの鹿狩（ししがり）が行われた。「御駒込場」の小さい山は台状に土を盛った「御立場（おたつば）」であり、鹿狩の際に将軍が閲覧する場所である。

◇本要覧記載の数値は、令和5年3月31日現在を基本とする。

内容

1	船橋市の図書館.....	1
	(1) 船橋市の概要.....	1
	(2) 図書館の沿革.....	1
	(3) 1年間（令和4年度）のハイライト.....	2
	(4) 図書館年表.....	3
2	図書館の概要.....	10
	(1) 施設の概要.....	10
	(2) 各館案内.....	14
	(3) 船橋市の図書館網.....	19
3	図書館の組織・機関.....	20
	(1) 図書館.....	20
	(2) 図書館協議会.....	22
	(3) 図書館指定管理者評価委員会.....	23
4	予算(令和5年度).....	24
	(1) 市の予算.....	24
	(2) 教育費.....	24
	(3) 図書館の予算（科目別内訳）.....	24
5	図書館システム・ネットワーク.....	25
	(1) 図書館システムの変遷.....	25
6	サービスの概要.....	26
	(1) 開館・開室時間.....	26
	(2) 休館・休業日.....	26
	(3) 図書館資料利用券.....	27
	(4) 貸出し.....	27
	(5) 返却.....	27
	(6) 予約及びリクエストサービス.....	27
	(7) 電子書籍サービス.....	28
	(8) レファレンス(相談)サービス.....	28
	(9) 国立国会図書館デジタルコレクション.....	28
	(10) オンラインデータベース.....	28
	(11) 郷土資料・貴重資料.....	28
	(12) 児童サービス.....	29
	(13) 団体貸出し.....	29
	(14) 学校との連携.....	29
	(15) 行政支援サービス.....	30
	(16) ハンディキャップサービス（図書館利用に障害のある利用者へのサービス）.....	30
	(17) 本・雑誌のリサイクル.....	30
	(18) 展示.....	30
	(19) 複写サービス.....	30
	(20) 刊行物.....	30
	(21) 事業の様子.....	31

7	図書館の活動（令和4年度）	32
(1)	サービス	32
(2)	西図書館所蔵貴重資料等	33
(3)	事業・講座	35
8	図書館の利用状況（令和4年度）	48
(1)	図書館・公民館図書室等利用状況	48
(2)	資料点数	50
(3)	購入点数	53
(4)	除籍点数	55
(5)	寄贈点数	55
(6)	貸出点数	56
(7)	利用者数	57
(8)	相互協力点数	57
(9)	団体貸出し利用状況	58
(10)	移動図書館車「まつかぜ号」利用状況	58
(11)	電子書籍サービス利用状況	58
9	統計	59
(1)	資料点数の推移	59
(2)	貸出点数の推移	60
(3)	貸出者数の推移	61
(4)	一日平均貸出点数の推移	61
(5)	新規登録者数の推移	62
(6)	参考指標	63
	資料編	64
(1)	船橋市図書館条例	64
(2)	船橋市図書館条例施行規則	67
(3)	船橋市図書館資料収集方針	70
(4)	船橋市図書館資料収集基準	72
(5)	船橋市図書館管理運営要綱	78

※本要覧における施設名の略称

施設名	略称	施設名	略称
西図書館	西	法典公民館図書室	法典
中央図書館	中央	西部公民館図書室	西部
東図書館	東	新高根公民館図書室	新高根
北図書館	北	三山市民センター図書室	三山
移動図書館	BM	浜町公民館図書室	浜町
小室公民館図書室	小室	北部公民館図書室	北部
丸山公民館図書室	丸山	大穴小学校市民図書室	大穴
塚田公民館図書室	塚田	飯山満公民館図書コーナー	飯山満
高根台公民館図書室	高根台	八木が谷公民館図書コーナー	八木が谷
海神公民館図書室	海神	松が丘公民館図書室	松が丘
薬円台公民館図書室	薬円台	東部公民館図書貸出返却窓口	東部
坪井公民館図書室	坪井	夏見公民館図書貸出返却窓口	夏見

1 船橋市の図書館

(1) 船橋市の概要

船橋市は、都心へ約 25 km、電車で約 25 分、県都千葉市へ約 15 km、約 20 分という交通の要衝に位置している。

江戸時代は「船橋宿」と呼ばれ、江戸から東金・成田などへ通じる宿場町として栄え、江戸時代末期になると、県内では銚子に次ぐ大きな町となっていた。明治 22 年「船橋町」となり、その 5 年後に、総武鉄道（現 JR 総武線）が開通したことにより、宿場町としての機能は失われた。

大正時代になると、京成電気軌道（現京成電鉄）・北総鉄道（現東武鉄道野田線）の鉄道網が整っていき、従来の農業・漁業に加え、商業も盛んになり、昭和の初めには、人口 2 万人を超えるまちになった。

昭和 12 年に隣接する 2 町 3 村を合併し、船橋市（人口 43,669 人）が誕生した。その後、28 年に二宮町、29 年に豊富村を合併し、現在の市域がほぼでき上がった。

東京の近郊住宅都市として、人口が昭和 40 年代に急増し、また、京葉工業地域の一部を占める工業団地が臨海埋立地域・内陸部に形成されている。交通面では、東西を結ぶ鉄道や道路網が発達し、それに伴う人や物の流れが活発に行われている。

平成 15 年 4 月に中核市になり、現在では 64 万人を超える大都市となり、国際化・高齢化等に対応したまちづくりを推進している。

船橋市の概要

面積	85.62 km ²
東西延長	13.86 km
南北延長	14.95 km
人口	646,322 人
世帯数	298,572 世帯
(令和 5 年 4 月 1 日現在)	

(2) 図書館の沿革

本市の図書館は、昭和 21 年に市役所内に船橋市立図書館として設置された時に始まる。面積は約 19 坪（約 63 m²）と狭く、利用者や蔵書が増えるに従って一層狭くなったため、一時湊町小学校仮校舎を改装し移転した。昭和 30 年になり、旧中央公民館と併設した図書館が設置された。

開館後、昭和 20～30 年代は、古文書などの貴重な資料が比較的廉価に入手できたため、将来に備え積極的に収集し、それらの資料は現在にまで受け継がれている。

昭和 46 年には待望の新図書館（旧西図書館）が西船 4 丁目に開館し、以後昭和 56 年に東図書館、昭和 58 年には中央図書館、平成 3 年には北図書館がそれぞれ開館し、4 館の体制となった。

平成 12 年 7 月、湊町 2 丁目にあった中央図書館を本町 4 丁目に完成した再開発ビル「ライブ 2000」の 2・3 階部分に移設し、開館した。

平成 23 年 3 月、東日本大震災の影響で西図書館が休館となり、10 月には民間ビルの 2 階の一部と 3 階を借上げて開館していたが、JR 西船橋駅近くに場所を移転し、平成 28 年 10 月 21 日にリニューアルオープンした。この時、IC タグにより図書資料を管理する IC タグシステムを 4 館に導入した。

平成 24 年 4 月から、中央図書館が図書館業務全体の企画及び図書館間の連絡調整の担当館となった。平成 29 年 4 月から中央・東・北図書館に指定管理者制度を導入し、西図書館が図書館業務全体の企画及び連絡調整の担当館となった。

令和 5 年 4 月現在、分館的機能を持つ 19 か所の公民館図書室等とシステム連携及び図書物流によるネットワーク化をしているほか、移動図書館車により、35 か所のステーションの巡回も行っている。

1 船橋市の図書館

(3) 1年間（令和4年度）のハイライト

中央・東・北図書館の指定管理者（第2期）を指定！

市内にある4図書館のうち3図書館（中央・東・北）は、平成29年4月1日から指定管理者制度を導入しており、令和4年4月1日から第2期となりました。

各館の特色を活かす図書館づくりとして、中央図書館はビジネス支援、東図書館は子育て支援、北図書館は緑の情報に力をいれ、サービス拡充に努めています。

市職員が運営する西図書館を含めた4図書館で、民間事業者のノウハウも活かしながら、きめ細やかなレファレンスサービスや読書相談が気軽に行える環境の整備、講演会等多彩なイベントの開催など、更なる図書館サービスの向上を図り、市民の皆様の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える地域の情報拠点を目指していきます。



中央図書館のビジネス展示



東図書館の子育て応援コーナー



北図書館の緑の情報コーナー

北図書館に農業データベース「ルーラル電子図書館」を導入！

家庭菜園での困りごとから農業ビジネスまで食と農のあらゆる情報を調べることができる日本最大の農業情報サービス「ルーラル電子図書館」が、令和4年4月から北図書館で利用できるようになりました。（利用には図書館資料利用券が必要）

野菜作りの本や農作業動画が簡単に調べられ、子供向けコンテンツ（「おいしい野菜の見方育て方」「おもしろ畑の虫ずかん」「わくわくお料理じっけんしつ」など）も満載。自由研究の調べものにもおすすめです。

(4) 図書館年表

昭21.	11	船橋市役所内に船橋市立図書館開館（蔵書約800冊）、芦田耕平初代館長（兼務）就任
25.	2	郷土資料の収集に着手
	4	島田貞一館長（初代専任館長）就任
	11	書誌学資料の収集に着手
26.	5	館外貸出し開始
27.	5	湊町小学校仮校舎（現中央公民館）に移転
	6	船橋市立図書館設置条例制定
	7	団体貸出し開始
	11	郷土資料展示会開催・蔵書10,000冊突破
29.	11	中央公民館増改築のため一時休館し、葛飾中学校に移転
30.	12	中央公民館増改築工事竣工・図書館は児童閲覧室を併設して再開館
35.	12	書誌学資料展示会開催
37.	11	中央公民館夏見分館に配本所開設
41.	8	前原児童ホームに配本所開設
44.	10	新船橋市立図書館建築工事着工
45.	8	船橋市立図書館建築工事竣工
	10	船橋市図書館条例制定
46.	1	船橋市立図書館開館
	2	「本とおはなしの会」開始
	9	複写サービス開始
	10	「新着図書月報」創刊、新館で子供読書会開始
	11	館報「さざんか」創刊
48.	9	児童文学研究室開設
	12	移動図書館車「まつかぜ号」1号車を配車、巡回開始（ステーション28か所）
49.	1	習志野台児童ホームに配本所開設
50.	10	緑台社会福祉センターに配本所開設
51.	1	高根台児童ホームに配本所開設
	2	2館目の図書館建築打合せ会開始
	10	船橋市立図書館蔵書100,000冊突破
54.	4	船橋市立図書館に2館目（現東図書館）準備室設置
	7	船橋市地域文庫運営費補助金交付規則制定
55.	5	2館目建築工事着工
56.	3	仮称東図書館建築工事竣工
	4	船橋市図書館条例全部改正・船橋市立図書館を船橋市西図書館と改称
	6	東図書館開館、移動図書館業務は東図書館に移管
		東図書館に移動図書館車「まつかぜ号」2号車を配車、巡回開始（ステーション46か所）
	7	船橋市図書館協議会設置
57.	4	西図書館内に電算化準備室設置
	7	館報「船橋市図書館だより」創刊
	12	移動図書館車「まつかぜ号」1号車を廃車し、新たに3号車を配車
58.	4	図書館業務の電算化開始、貸出冊数を2冊から3冊へ変更
		旧教育委員会庁舎跡に図書館を設置するため、西図書館内に「新館準備係」を設置
	10	船橋市図書館条例一部改正、中央図書館開館、館長は西図書館長兼務

1 船橋市の図書館

- 58. 10 東図書館電算室増築工事竣工
- 59. 6 「船橋市における図書館網の整備計画」について図書館協議会に諮問
- 7 じどうしつだより創刊
- 10 上記諮問に対して、図書館協議会より答申
- 移動図書館ステーションを全48か所へ変更
- 60. 1 『船橋市西図書館所蔵資料目録』発行
- 10 小室公民館、丸山公民館両図書室が図書館とシステム連携及び図書物流によるネットワーク化（以下「ネットワーク化」という）
- 61. 4 貸出冊数を3冊から5冊へ変更
- 5 第29回千葉県公共図書館協会総会並びに職員研修大会が船橋市で開催（於中央公民館講堂）
- 10 西図書館所蔵の古文書等の貴重資料の保存及び有効利用のための保全整備事業実施（古文書の光ディスク化、錦絵のカラースライド化、専用収蔵庫の設置）
- 62. 4 61年の平和都市宣言事業の一環として、平和図書の収集を開始
- 10 ホストコンピュータを東図書館に移設し、電算システムを改善
- 塚田公民館図書室が図書館とネットワーク化
- 63. 3 『船橋市西図書館所蔵資料目録 第二集』発行
- 4 開館時間延長試行開始
- 平元. 4 水・金曜日の開館時間を午後7時まで延長
- 船橋市地域文庫運営費補助金交付規則の一部改正
- 東図書館内に4館目（現北図書館）開設準備室設置
- 12 4館目建築工事着工
- 3. 7 仮称北図書館建築工事竣工
- 10 船橋市図書館条例の一部改正、北図書館開館
- 北図書館に市内図書館初の視聴覚（AV）コーナーを設置
- 予約図書などの集配業務を委託化（4図書館3公民館図書室間）
- 4. 4 北図書館にホストコンピュータを設置し、新電算システムを開始
- 5. 3 北図書館が「盲人用録音物等発受施設」の指定を受ける
- 4 北図書館にて視聴覚資料（ビデオソフト）の貸出し開始
- 6 北図書館で視覚障害者に録音図書の無料郵送開始
- 12 図書館からの紹介状持参による大学図書館（日本大学理工学部・同生産工学部・東邦大学）の市民利用を開始
- 6. 5 第37回千葉県公共図書館協会総会並びに職員研修大会が船橋で開催（於二和公民館講堂）
- 6 児童図書展示会開始
- 10 移動図書館車「まつかぜ号」2号車を廃車し、新たに4号車を配車（以後、4号車のみ巡回）
- 7. 4 「船橋の図書館ネットワークに関する報告書」作成
- 6 移動図書館ステーションを44か所へ変更
- 11 西図書館が県教育委員会から教育功労者社会教育の部で表彰
- 移動図書館車「まつかぜ号」3号車を廃車
- 8. 6 中央図書館移設拡充検討委員会設置
- 9. 1 新館（仮称中央図書館）建築工事着工
- 4 東図書館、習志野台公民館併用エレベーター利用開始
- 10. 2 西図書館所蔵錦絵、市ホームページで紹介

- 1 0 図書館システムL I V R E (N E C) を導入
- 1 0 . 1 0 高根台公民館図書室が図書館とネットワーク化
- 1 1 図書のリサイクルに関する検討委員会設置
- 1 1 . 4 移動図書館ステーションを4 2 か所へ変更
- 6 えほんの会開始 (北図書館)
- 1 2 . 4 移動図書館ステーションを4 3 か所へ変更
- 7 湊町2 丁目にあった中央図書館を本町4 丁目に完成した再開発ビル「ライブ2 0 0 0」の2・3階部分に移設し、開館
- 海神公民館図書室が図書館とネットワーク化
- 1 0 図書のリサイクル事業開始
- 1 3 . 4 市民の利用できる大学図書館に日本大学薬学部が加入
- 中学校職場体験学習受入開始
- 5 第4 4 回千葉県公共図書館協会総会並びに職員研修大会が船橋市で開催 (於中央公民館講堂)
- 7 図書館ホームページを開設 (インターネットによる蔵書検索開始)
- 1 0 薬田台公民館図書室が図書館とネットワーク化
- 1 4 . 3 「たかね子ども文庫」廃止
- 4 貸出冊数を5 冊から1 0 冊へ変更
- 「土曜日の本とおはなしの会」開始 (小学生対象)
- 5 利用券の更新手続き開始
- 1 0 文部科学省より学校図書館資源共有型モデル地域事業 (平成1 3 年～1 5 年) の指定を受け、一部学校間との物流システムを開始
- 1 5 . 4 ブックスタート事業開始 (健康増進課補助事業)
- フェイスビル・市民文化創造館でオープン記念として、西図書館が「房総の浮世絵展」を開催
- 教職員図書館研修受入開始
- 移動図書館ステーションを4 1 か所へ変更
- 1 0 電算システムの更新
- 1 6 . 1 インターネットによる図書予約開始
- 携帯電話による蔵書検索開始
- 3 『船橋市西図書館所蔵史料集第一集 村高帳 (上総)』を発行
- 4 祝日開館を実施
- 平日夜間開館を完全実施 (中央図書館)
- 9 北図書館で実施していた「えほんの会」を全図書館で開始
- 1 1 来館者アンケートを実施
- 1 7 . 3 『船橋市西図書館所蔵史料集第二集 御用留 (上総)』を発行
- 4 「土曜日の本とおはなしの会」の対象を5 歳からに拡大
- 6 宅配サービス開始
- 9 雑誌リサイクル開始
- 1 8 . 5 学校図書館活用推進事業におけるインターネット予約開始
- ヤングアダルトコーナーを設置 (中央図書館)
- 7 図書館サービスに関する市民意識調査を実施
- 1 0 移動図書館車「まつかぜ号」4 号車を廃車し、新たに5 号車を配車
- 1 1 北図書館で実施していたV H S の貸出しを全図書館で開始
- 1 9 . 3 『船橋市西図書館所蔵史料集第三集 御用留 (下総国曾谷村)』を発行

1 船橋市の図書館

- 5 『船橋市西図書館所蔵資料 資料解説 地図編』を発行
- 19. 7 DVDの貸出し開始
- 11 リサイクルブックフェア開始（於二和公民館）
- 20. 1 特別図書整理を分割で実施（1月：中央図書館以外、2月：中央図書館）
- 2 「大人のためのおはなし会」を中央図書館と東図書館で実施
- 4 「本とおはなしの会」「土曜日の本とおはなしの会」の対象を4歳からに拡大
- 10 『船橋市西図書館所蔵史料集第四集 御用留（下総国藤代村一）』を発行
- 11 携帯電話からの予約・延長、インターネットからの延長を開始
- 公民館図書室でのVHS・DVDの予約貸出しを開始
- 21. 4 「船橋市子どもの読書活動推進計画」策定
- 12 『船橋市西図書館所蔵資料目録（追録一）』を発行
- 22. 4 船橋市地域文庫運営費補助金交付規則を廃止する規則制定
- インターネット予約の利用対象を小学生以下に拡大
- 7 図書館サービスに関する市民意識調査を実施
- 9 『船橋市西図書館所蔵史料集第五集 御用留（下総国藤代村二）』を発行
- 23. 2 坪井公民館図書室が図書館とネットワーク化
- 3 西図書館、東日本大震災の影響で休館
- 市民意識調査報告書を発行
- 4 移動図書館業務を全面委託、ステーションを39か所へ変更
- 8 西図書館郷土資料室が中央図書館に移り、開室
- 10 休館中の西図書館を、民間ビルに移設し開館
- 24. 3 『船橋市西図書館所蔵史料集第六集 御用留（下総国藤代村三）』を発行
- 4 中央図書館が図書館業務全体に係わる企画及び図書館間の連絡調整の担当館となる。
- 5 法典公民館図書室が図書館とネットワーク化
- 市民からの3,000万円の寄付を原資に「船橋市西図書館整備基金」を設置
- 7 図書館サービス推進計画（素案）のパブリックコメントを実施
- 10 移動図書館ステーションを38か所へ変更
- 25. 1 「船橋市図書館サービス推進計画」を策定
- 3 『船橋市西図書館所蔵史料集第七集 房総志料・墨蹟遺考・真間紀行・海岸紀行』を発行
- 11 小室・丸山・塚田・高根台・薬円台・坪井・法典公民館図書室に図書返却ポストを設置
- 26. 2 新聞記事等のオンラインデータベース（朝日・読売・毎日・日経）を中央図書館に導入
- 4 「第二次船橋市子供の読書活動推進計画」策定
- 10 西部・新高根公民館・三山市民センター図書室が図書館とネットワーク化、東部・夏見公民館図書貸出返却窓口を設置し図書館とネットワーク化
- フェイスビル2階自由通路に図書返却ポストを設置
- 移動図書館ステーションを37か所へ変更
- 27. 1 絵はがき「浮世絵（船橋市図書館コレクション）」販売開始
- 3 『船橋市西図書館所蔵史料集第八集 嶺岡紀行・浜路のつと・式笑人成田参詣 全・安房雑集』を発行
- 『船橋市西図書館所蔵資料目録（改訂版）』を発行
- 図書館システムELCIELO（京セラ丸善システムインテグレーション株式会社）を導入

- 図書館ホームページ全面リニューアル
- 移動図書館ステーションを36か所へ変更
27. 6 移動図書館ステーションを35か所へ変更
- 7 丸山公民館図書室、空調設備改修及びエレベーター設置工事のため休室（～28. 1）
- 10 東図書館、大規模改修工事のため休館（～28. 3）
28. 5 中央・東・北図書館で、公衆無線LAN「フリースポット」利用開始
- 10 西図書館リニューアルオープン
- 西図書館で、平日の開館時間を午後8時まで延長
- 西・中央・東・北図書館に自動貸出機、自動返却機、セキュリティゲートを導入
- 西図書館に予約本照会機、予約棚、座席予約システムを導入
- 新聞記事等のオンラインデータベース（朝日・読売・毎日・日経）を中央図書館から西図書館に移設
- 郷土資料室が中央図書館から西図書館に移り開室
- 絵はがき第2弾「船橋市図書館コレクション2」販売開始
- 読書記録手帳「わたしの本棚」配布開始
- 西図書館で、公衆無線LAN「フリースポット」利用開始
- 西図書館で、国立国会図書館デジタルコレクション利用開始
- 音楽CD貸出し開始（西図書館所蔵）
- ICタグシステムの導入
- 塚田公民館図書室、空調設備等その他改修工事のため休室（～29. 2）
- 三山市民センター図書室、空調改修工事のため休室（～29. 2）
- 12 新高根公民館図書室、空調設備等更新工事のため休室（～29. 2）
29. 2 自動音声サービス開始
- 3 西図書館が「盲人用録音物等発受施設」の指定を受ける
- 4 西・中央・東・北図書館で、月曜開館開始
- 中央・東・北図書館で、平日の開館時間を午後8時まで延長
- 中央・東・北図書館に指定管理者制度を導入し、西図書館が図書館業務全体に係わる企画及び図書館間の連絡調整の担当館となる。
- セカンドブック事業開始（招待券配布）
- 5 市制施行80周年記念事業を実施
- 6 セカンドブック事業の一環として「セカンドブックえほんの会」を開始（絵本の配付）
- 7 「船橋市デジタルミュージアム」を公開
- 10 図書館報「FUNABASHI LIBRARY NEWS」創刊
- 11 夏見公民館図書貸出返却窓口、給排水管設備及びトイレの改修工事のため休室（～30. 2）
30. 3 『船橋市西図書館所蔵史料集第九集 船橋町史・船橋往復記 小晒網関係史料』を発行
- YAだより「ほっ図書部」（YAコーナー情報誌）創刊
- 4 公民館図書室・三山市民センター図書室・図書貸出返却窓口の開館時間を午前9時30分から午後5時まで延長
- サピエ図書館に加入
- 5 船橋市図書館メールマガジン配信開始
- 7 「セカンドブックえほんの会」を「えほんの会」と統合し、「えほんの会」の開催回数を増加
- 東図書館が「盲人用録音物等発受施設」の指定を受ける
- 11 浜町公民館図書室が図書館とネットワーク化

1 船橋市の図書館

- 移動図書館ステーションを34か所へ変更
- 1 2 北部公民館図書室が図書館とネットワーク化
- 3 1. 2 「第三次船橋市子供の読書活動推進計画」策定
- 令 元. 5 絵はがき第3弾「船橋市図書館コレクション3」販売開始
- T w i t t e rによる情報発信を開始
- 1 0 図書館サービスに関する市民意識調査を実施
- 1 1 移動図書館ステーションを35か所へ変更
- 1 2 市民意識調査報告書を発行
- 2. 2 図書館・公民館図書室・三山市民センター図書室・図書貸出返却窓口・移動図書館、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため臨時休館・休室
- 3 臨時休館・休室中の一部期間に臨時窓口を設置し、予約資料貸出等、一部サービスを実施
- 中央・東・北図書館で、国立国会図書館デジタルコレクション利用開始
- 4 東部公民館図書貸出返却窓口の平日の開館時間を午後8時まで延長
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、臨時窓口を閉鎖
- 「船橋市デジタルミュージアム」リニューアル
- 5 ふなばし生涯学習チャンネル（Y o u T u b e）に動画を公開
- 6 図書館・公民館図書室・三山市民センター図書室・図書貸出返却窓口・移動図書館、座席の撤去等利用制限を設けて開館・開室
- 一部期間は全館・全室平日の開館時間を午後5時に変更し、臨時窓口で予約資料貸出等、一部サービスを実施
- 8 北図書館、大規模改修工事のため休館（～3. 3）
- 1 2 『船橋市西図書館所蔵史料集第十集 将軍の鹿狩 上』を発行
- 3. 1 「船橋市図書館電子書籍サービス」開始
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、図書館の平日の開館時間を午後7時、東部公民館図書貸出返却窓口の平日の開館時間を午後5時に変更（～3. 4）
- 3 大穴小学校市民図書室が図書館とネットワーク化
- 中央・東・北図書館に予約棚システムを導入
- 図書館ホームページ全面リニューアル
- 図書館システムを更新
- W e bリクエスト開始
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、図書館の平日の開館時間を午後7時、東部公民館図書貸出返却窓口の平日の開館時間を午後6時に変更（～3. 8）
- 5 中央・東・北図書館の指定管理者候補者（第二期）の選定を開始
- 6 「船橋市図書館電子書籍サービス」のW e b申込みを開始
- 8 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、図書館・公民館図書室・三山市民センター図書室・図書貸出返却窓口・移動図書館、座席の撤去等利用制限を設けて開館・開室（～3. 10）
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、東部公民館図書貸出返却窓口の平日の開館時間を午後5時に変更（～3. 10）
- 9 飯山満・八木が谷公民館図書コーナーが図書館とネットワーク化
- 1 0 図書館・東部公民館図書返却窓口の平日の開館時間を通常より午後8時に変更
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、通常より図書館の座席数を減らして開館
- 1 2 松が丘公民館図書室が図書館とネットワーク化

- 「第二次船橋市図書館サービス推進計画（素案）」のパブリックコメントを実施
- 4. 1 中央・東・北図書館の指定管理者（第2期）を指定
- 3 「第二次船橋市図書館サービス推進計画」を策定
- 4 中央・東・北図書館の指定管理（第2期）が開始
- 9 海神公民館図書室が改修工事のため休室（～5. 2）
- 10 高根台公民館図書室が複合施設改修工事のため休室（～5. 3）
- 「第三次船橋市子供の読書活動推進計画」の見直しにあたり、計画の達成状況等进行分析するため、船橋市子供の読書に関するアンケート調査を実施
- 5. 3 『船橋市西図書館所蔵史料集 第十一集 将軍の鹿狩 下』を発行

2 図書館の概要

2 図書館の概要 ※令和5年4月1日現在

(1) 施設の概要

① 図書館





	西図書館	中央図書館	東図書館	北図書館
所在地 電話番号	船橋市西船 1-20-50 TEL 047-431-4385 FAX 047-431-4396	船橋市本町 4-38-28 ライブ 2000 TEL 047-460-1311 FAX 047-421-3230	船橋市習志野台 5-1-1 TEL 047-463-3611 FAX 047-463-9490	船橋市二和東 5-26-1 TEL 047-448-4899 FAX 047-448-4824
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上14階、地下2階 (図書館専用部分1階の一部、2階、3階)	鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階	鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階 (図書館専用部分 地下1階の一部、1階、2階の一部)
敷地面積	1,555.92 m ²	3,688.61 m ²	2,431.71 m ² (習志野台公民館併設)	4,057.39 m ² (二和公民館・二和出張所併設)
建築面積	919.25 m ²	2,313.24 m ²	1,587.17 m ² (習志野台公民館併設)	2,009.63 m ² (二和公民館・二和出張所併設)
延床面積	3,092.43 m ²	3,926.59 m ² (図書館専有部分)	2,436.59 m ² (図書館専有部分)	3,240.27 m ² (図書館専有部分)
着工年月日	平成26年1月	平成11年3月18日	昭和55年5月7日	平成元年12月20日
竣工年月日	平成28年5月31日	平成12年2月12日	昭和56年3月20日	平成3年7月10日
開館日	平成28年10月21日	平成12年7月7日	昭和56年6月2日	平成3年10月1日
駐輪場台数	49台(無料、バイク用7台含む)	49台(無料、バイク用6台含む)	86台(無料、習志野台公民館と兼用)	135台(無料、二和公民館と兼用、バイク用10台含む)
駐車場台数	一般車5台 障害者優先1台 (無料)	一般車10台 障害者優先2台 (2時間まで無料。駐車券発券の際、図書館抜いで入庫されたものに限る。)	一般車18台 障害者優先1台 (無料、習志野台公民館と兼用)	一般車19台 障害者優先1台 (無料、二和公民館と兼用)
管理・運営	船橋市教育委員会	指定管理者(平成29年4月から)		
備考	昭和21年11月3日開館 (船橋市役所内) 昭和27年5月1日移転 (湊町小学校仮校舎内) 昭和46年1月6日移転 (西船4-12-18) 昭和56年4月1日 西図書館に改称 平成23年10月1日移転 (西船5-26-25 西船エーワンビル)	昭和58年10月1日開館 (湊町2-1-4)		



2 図書館の概要

② 公民館図書室等

(公民館図書室・図書コーナー、三山市民センター図書室、大穴小学校市民図書室)

図書館の分館的機能を持つ市内19か所の公民館図書室等は、図書館とオンラインによりネットワーク化しているため、図書館と同様のサービスを受けることができる。

	小室公民館図書室	丸山公民館図書室	塚田公民館図書室	高根台公民館図書室
所在地	小室町 3308	丸山 5-19-6	前貝塚町 601-1	高根台 1-2-5
電話番号	TEL 047-457-5145	TEL 047-439-0144	TEL 047-438-2251	TEL 047-463-4880
面積	94.30 m ²	111.40 m ²	132.33 m ²	194.00 m ²
ネットワーク化年月日	昭和 60 年 10 月 2 日	昭和 60 年 10 月 2 日	昭和 62 年 10 月 7 日	平成 10 年 10 月 8 日
資料管理担当館	北図書館	西図書館	西図書館	北図書館
室内の様子				

	海神公民館図書室	薬円台公民館図書室	坪井公民館図書室	法典公民館図書室
所在地	海神 6-3-36	薬円台 5-18-1	坪井町 1371	藤原 7-33-7
電話番号	TEL 047-437-2203	TEL 047-469-3114	TEL 047-402-0272	TEL 047-438-3220
面積	144.17 m ²	126.50 m ²	87.50 m ²	90.32 m ²
ネットワーク化年月日	平成 12 年 7 月 13 日	平成 13 年 10 月 2 日	平成 23 年 2 月 20 日	平成 24 年 5 月 2 日
資料管理担当館	中央図書館	東図書館	北図書館	西図書館
室内の様子				

	西部公民館図書室	新高根公民館図書室	三山市民センター図書室	浜町公民館図書室
所在地	本中山 1-6-6	新高根 1-12-9	三山 8-19-1	浜町 2-1-15
電話番号	TEL 047-334-3211	TEL 047-467-2277	TEL 047-471-0600	TEL 047-434-5235
面積	107.06 m ²	120.00 m ²	49.80 m ²	93.54 m ²
ネットワーク化年月日	平成 26 年 10 月 15 日	平成 26 年 10 月 15 日	平成 26 年 10 月 15 日	平成 30 年 11 月 1 日
資料管理担当館	西図書館	東図書館	東図書館	中央図書館
室内の様子				

2 図書館の概要

	北部公民館図書室	大穴小学校市民図書室	飯山満公民館 図書コーナー	八木が谷公民館 図書コーナー
所在地	豊富町 4	大穴南 2-7-1	飯山満町 1-950-3	八木が谷 2-14-6
電話番号	TEL 047-457-6300	TEL 047-462-9799	TEL 047-424-4312	TEL 047-448-5035
面積	64.00 m ²	290.40 m ²	71.40 m ²	58.77 m ²
ネットワーク化 年月日	平成 30 年 12 月 1 日	令和 3 年 3 月 17 日	令和 3 年 9 月 1 日	令和 3 年 9 月 1 日
資料管理担当館	北図書館	北図書館	東図書館	西図書館
室内の様子				

	松が丘公民館図書室
所在地	松が丘 4-32-2
電話番号	TEL 047-468-2020
面積	106.9 m ²
ネットワーク化 年月日	令和 3 年 12 月 1 日
資料管理担当館	東図書館
室内の様子	

〈図書貸出返却窓口〉

図書館および公民館図書室等の図書の予約貸出し・返却の窓口として利用できる。

	東部公民館 図書貸出返却窓口	夏見公民館 図書貸出返却窓口
所在地	前原西 2-21-21	夏見 2-29-1
電話番号	TEL 047-411-7775	TEL 047-407-3880
面積	8.68 m ²	3.56 m ²
ネットワーク化 年月日	平成 26 年 10 月 15 日	平成 26 年 10 月 15 日
資料管理担当館	東図書館	中央図書館
窓口の様子		

③ 図書返却ポスト

- ・船橋フェイスビル 2 階（本町 1-3-1）
 - ※平成 26 年 10 月 15 日設置 ※返却ポストのみ設置
- ・各図書館、公民館図書室等

2 図書館の概要

(2) 各館案内

① 西図書館



施設概要

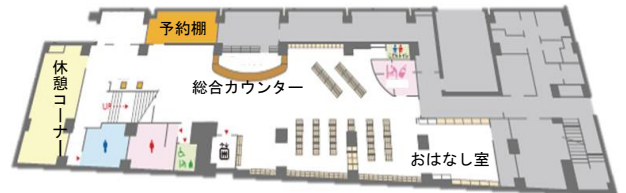
昭和21年11月に市役所内に船橋市立図書館として開館後、昭和46年1月に単独施設として西船に移転開館した。平成23年3月の東日本大震災で被災後、10月から民間ビルの2階の一部と3階を借上げて開館していたが、平成28年10月に場所を移転し、リニューアルオープンした。

リニューアルオープンした西図書館では、郷土資料室や、「えほんの会」等の従来の利用サービスの再開に加え、新たにギャラリーや多目的室、インターネットコーナー、学習コーナーなど施設の機能を充実した。

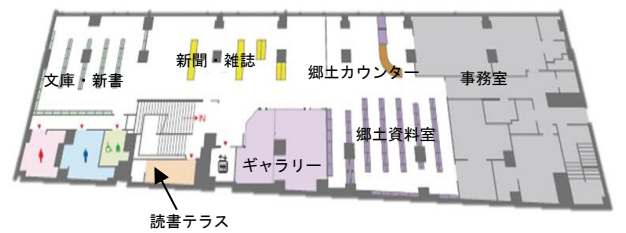
また、音楽CDの貸出しを行うほか、船橋市立医療センターと連携した医療講演会や様々な講師による図書館講座を継続的に実施している。

平面図

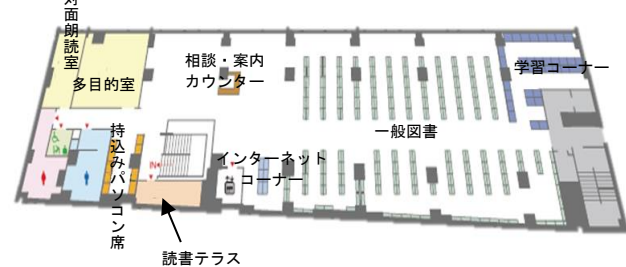
1階



2階



3階



② 中央図書館



施設概要

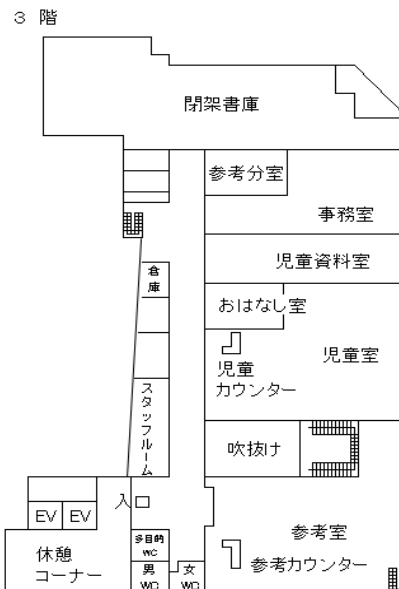
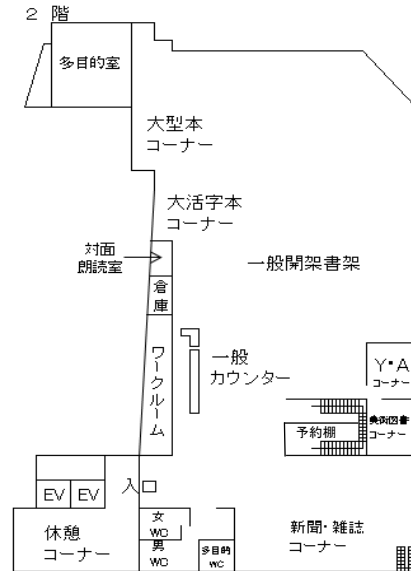
昭和58年10月に船橋市中央図書館として開館後、平成12年7月に本町4丁目の複合ビルであるライブ2000の2階、3階部分に移設・開館し、図書館施設としての規模、設備の充実を図った。

それまで西図書館で所蔵していた貴重な児童資料を移管し、「児童資料室」を整備することにより、利用者の閲覧の利便性向上を図っている。

また、参考室には企業等の歴史に関する資料を集めた「社史コーナー」や東京湾に関する資料を集めた「東京湾資料コーナー」がある。

平成29年4月1日から、指定管理者制度を導入し、特にビジネス支援サービスに力を入れ、講座等を開催しているほか、育児コンシェルジュを配置し、育児関連書籍の紹介や絵本選びのアドバイスを行っている。

平面図



2 図書館の概要

③ 東図書館



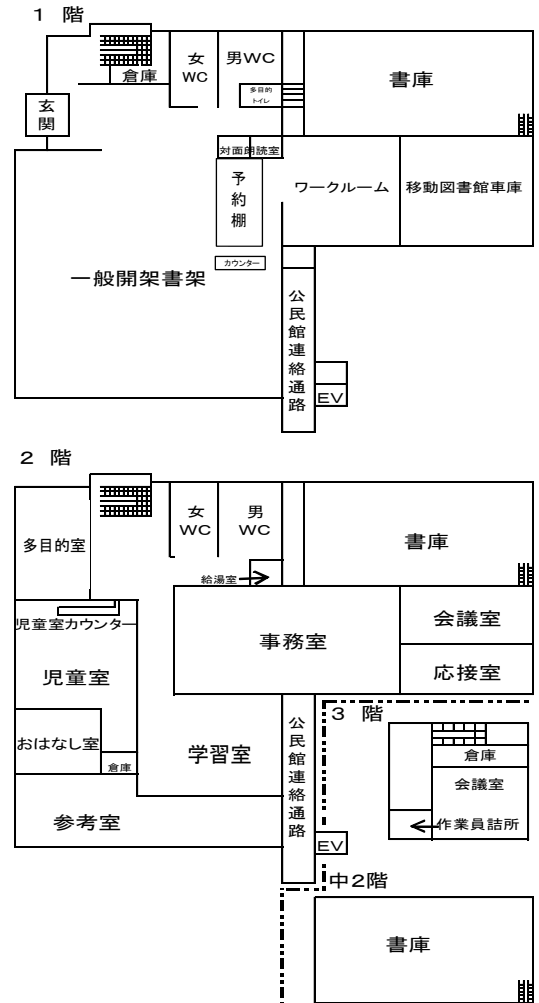
施設概要

昭和56年に習志野台公民館との複合施設として開館した。

東図書館では、図書館から離れた場所に居住している市民などを対象に移動図書館車「まつかぜ号」を運行し、市内35か所のステーションの巡回を行っているほか、市内の社会教育団体等40団体への図書館資料の「団体貸出し」を行っている。

平成29年4月1日から、指定管理者制度を導入し、特に子育て支援サービスに力を入れ、講座等を開催している。

平面図



④ 北図書館



施設概要

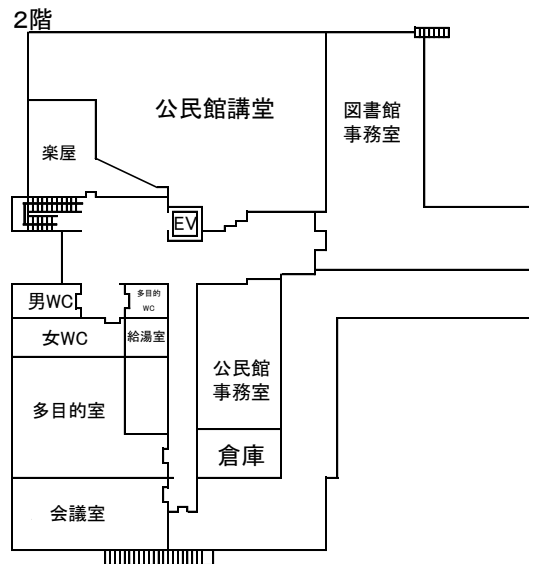
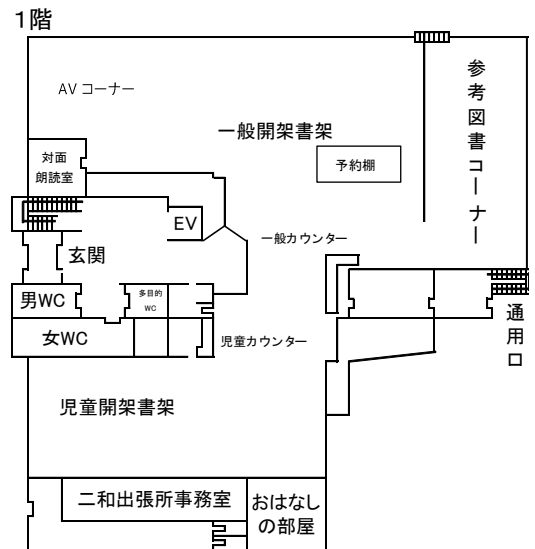
平成3年に、二和公民館・二和出張所との複合施設として開館した。

北図書館には、市内4図書館で唯一の視聴覚(AV)コーナーがあり、VHS・LD・VHD・DVDの館内視聴とVHS・DVDの館外貸出しを行っている。

また、利用が少なくなった資料のうち、資料的価値があるものを保管する「共同書庫」があるほか、千葉県内への他自治体との相互協力業務の巡回拠点になっている。

平成29年4月1日から、指定管理者制度を導入し、特に緑の情報サービスに力を入れ、講座等を開催している。

平面図



2 図書館の概要

⑤ 移動図書館（BM：ブックモバイル）

移動図書館車「まつかぜ号」を昭和48年に配車し、これまでに4台が活躍した。現在巡回している移動図書館車は、平成18年に配車された5号車である。

巡回するステーションは当初28か所から始まり、令和元年11月には35か所となった。約3,000冊の本を載せ月に2回各ステーションを巡回し、図書の貸出し・返却や予約受付を行っている。

ステーション一覧

	ステーション名		ステーション名		ステーション名
1	宮本小学校	13	八木が谷北公園	25	北本町ライオンズマンション
2	若松中央広場	14	駿河台1丁目公園	26	中野木小学校
3	旭町本行寺	15	田喜野井グリーンハイツ	27	はざま台サンハイツ
4	宮本台公園	16	みどり台中央公園	28	高郷小学校
5	小栗原小学校	17	金杉台団地集会所	29	芝山東小学校
6	二宮出張所	18	二和グリーンハイツ	30	芝山西小学校
7	三山小学校	19	七林小学校	31	エステート上山駐車場
8	三田中学校	20	大穴北小学校	32	北本町ブライツシティ船橋前
9	前原小学校	21	飯山満セントラルコーポ	33	ファミリー津田沼
10	船橋サンハイツ	22	行田中学校	34	山手ルネ・アクシウム
11	雄鹿野団地駐車場	23	夏見台中央公園	35	フェルマータ船橋
12	ランドローム三映店	24	夏見台団地給水塔前		

(3) 船橋市の図書館網

- 図書館（4か所）
- 公民館図書室・図書コーナー、三山市民センター図書室、大穴小学校市民図書室（17か所）
- ▲ 図書貸出返却窓口（2か所）・図書返却ポスト〈単独のもの〉（1か所）
- ①～③⑤ 移動図書館車ステーション（35か所）



3 図書館の組織・機関

3 図書館の組織・機関

(1) 図書館 ※令和5年4月1日現在

① 組織図

教育委員会	管理部	▶ 教育総務課	
		▶ 施設課	
	学校教育部	▶ 学務課	
		▶ 指導課	
		▶ 保健体育課	・ 児童・生徒防犯安全対策室
		▶ 総合教育センター	・ 教育支援室
		▶ 小学校(55)	
		▶ 中学校(26)	
		▶ 船橋特別支援学校	
		▶ 船橋高等学校	
	生涯学習部	▶ 社会教育課	
		▶ 文化課	・ 埋蔵文化財調査事務所
		▶ 青少年課	・ 青少年会館
		▶ 生涯スポーツ課	
		▶ 公民館(26)	
	▶ 西図書館	・ 中央図書館(指定管理者) ・ 東図書館(指定管理者) ・ 北図書館(指定管理者)	
	▶ 市民文化ホール	・ 市民文化創造館	
	▶ 郷土資料館	・ 飛ノ台史跡公園博物館	
	▶ 青少年センター		

② 指定管理者

	期間	指定管理者
第1期	平成29年4月～令和4年3月	TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体
第2期	令和4年4月～令和9年3月	TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体

3 図書館の組織・機関

③ 職員配置

(人)

級・職名 館名	7 館長	6 館長補佐	5 主査	4 副主査	3 主任主事	2・1 主事	1～5 事務 補助員	指定 管理者	合計	うち有資格者		会計年度 任用職員
										司書・ 司書教諭	司書補	
西図書館	1	1	2	6(1)	5	8	2	-	25(1)	16	1	29.4
中央図書館	-	-	-	-	-	-	-	38	38	28	2	-
東図書館	-	-	-	-	-	-	-	35	35	26	1	-
北図書館	-	-	-	-	-	-	-	28	28	19	2	-
合計	1	1	2	6(1)	5	8	2	101	126(1)	89	6	29.4

※ ()は再任用職員数の別掲。有資格者欄については再任用職員を含めた総数で記している。

※ 会計年度任用職員は、年間実労働時間の計を1,500時間を一人として換算。

※ 職員数は令和5年4月1日現在。休職者を含む。

④ 分掌事務

		分 掌 事 務
西図書館	総務係	(1) 調査及び統計 (2) 施設及び備品の管理
	利用サービス係	(1) 図書館資料の館内及び館外利用 (2) 調査相談 (3) 図書館資料の収集、整理、保存及び除籍 (4) オンライン方式による公民館図書室及び三山市民センター図書室の図書資料の管理並びに業務の指導及び助言 (5) 図書館システムによる図書館業務の運営 (6) 大穴小学校市民図書室に関すること
	企画事業係	(1) 図書館業務全体の企画及び運営方針 (2) 中央図書館及び東図書館、北図書館に関すること (3) 諸行事

3 図書館の組織・機関

(2) 図書館協議会

① 委員（任期2年：令和5年7月1日～令和7年6月30日）※令和5年7月1日現在

役職	氏名	選出条項等
会長	黒澤 真澄	学識経験者
副会長	大槻 明子	社会教育関係者
委員	大森 和彦	学校教育関係者
委員	仲臺 和浩	学校教育関係者
委員	佐々木 清文	学校教育関係者
委員	平尾 美佐	社会教育関係者
委員	上間 圭	社会教育関係者
委員	原野 弥生	家庭教育関係者
委員	和田 直子	学識経験者(公募)
委員	畠中 郁子	学識経験者(公募)

② 令和4年度 協議事項

月 日	協議事項	会 場
第1回 7月5日(火)	議事1 令和3年度実績について(報告) 議事2 令和4年度計画について(報告) 議事3 船橋市図書館サービス推進計画について(報告) 議事4 令和3年度館内アンケート結果について(報告)	西図書館 多目的室
第2回 10月27日(木)	議事1 船橋市図書館指定管理者評価(令和3年度実績)の決定について(報告) 議事2 第三次船橋市子供の読書活動推進計画の令和3年度における進捗状況について(報告) 議事3 子供の読書に関するアンケート調査の実施について(報告)	西図書館 多目的室
第3回 3月20日(月)	議事1 令和4年度利用者満足度・重要度アンケートの実施報告について(報告) 議事2 令和4年度特別図書整理の実施報告について(報告) 議事3 令和5年度に予定している施設の休館・休室について(報告)	西図書館 多目的室

(3) 図書館指定管理者評価委員会

① 委員（任期2年：令和4年4月30日～令和6年3月31日）※令和5年4月1日現在

役職	氏名	選出条項等
委員長	齊藤 誠一	有識者
委員	小高 健一	財務状況の評価が可能な者
委員	黒澤 真澄	関係団体等
委員	青島 哲子	関係団体等
委員	神谷 知子	関係団体等
委員	鈴木 颯介	公募市民
委員	鎌田 光治	公募市民

② 令和4年度 協議事項

月 日	協 議 事 項	会 場
第1回 5月10日(火)	議事1 委員長の選出 議事2 船橋市図書館の概要 議事3 評価の概要 議事4 指定管理者の評価方法及び評価基準、評価の進め方について	西図書館 多目的室
第2回 8月22日(月)	議事1 指定管理者の評価について（令和3年度実績）	西図書館 多目的室
第3回 9月26日(月)	議事1 指定管理者の評価について（令和3年度実績） 議事2 第2期指定管理者の評価方法について	西図書館 多目的室
第4回 1月23日(月)	議事1 第2期指定管理者の評価方法について	西図書館 多目的室
第5回 3月3日(金)	議事1 第2期指定管理者の評価方法について	西図書館 多目的室

4 予算(令和5年度)

4 予算(令和5年度) ※令和5年4月1日現在

(1) 市の予算

(単位:千円)

項目	金額
全会計	399,360,400
一般会計	223,900,000
特別会計	109,263,000
企業会計	66,197,400

(2) 教育費

(単位:千円)

科目	金額
一般会計のうち教育費	25,922,200
教育費のうち図書館費	1,034,380

(3) 図書館の予算(科目別内訳)

款 55・教育費 項 35・社会教育費 目 20・図書館費

(単位:千円)

事業名	科目	科目別金額	内訳	内訳別金額	主な内容	
図書館 管理運営費	01 報酬	296	報酬	296	図書館協議会委員・講座保育ヘルパー	
	07 報償費	587	報償金	587	講演会等講師謝礼金・指定管理者評価委員他報償金	
	08 旅費	5	費用弁償	5	保育ヘルパーに係る旅費	
	10 需用費	199,646	消耗品費	126,061		
			(内訳)			
			図書資料購入費	91,389	一般書・児童書	
			視聴覚資料購入費	4,700	CD・DVD	
			逐次刊行物購入費	17,082	新聞・雑誌・追録	
			絵本購入費	1,756	セカンドブック事業	
			司書講習教科書代	10	1名分	
			その他消耗品費	11,124	文具費・図書館用品・システム関連消耗品等	
			食糧費	9	図書館協議会委員・指定管理者評価委員他飲み物代	
			印刷製本費	1,694	図書館資料利用券・図書バーコード・読書記録通帳等	
	光熱水費	66,237	電気・ガス・水道・下水道使用料			
	修繕料	5,645	中央図書館自動ドア修繕・その他施設改修・備品修繕			
	11 役務費	10,273	通信運搬費	3,436	電話・郵便・回線通信等	
			施設管理手数料	6,296	空調設備等保守点検・建築基準法点検等	
			車関係費(車検・自賠責・点検等)	216	点検(1台分)	
			その他役務費	325	会議録作成・損害保険	
	12 委託料	535,509	電算機器保守委託料	17,698	図書館システム関連機器等保守	
			指定管理者委託料	439,587	中央・東・北図書館指定管理料	
			その他一般委託料	13,878	図書等集配業務・事業系一般廃棄物収集運搬等	
			清掃委託料	56,003	西・東・北図書館、大穴小学校市民図書室清掃	
警備委託料			6,289	西図書館施設・機械警備		
その他施設管理委託料	2,054	昇降機・電動書架等点検				
13 使用料及び賃借料	49,177	電算機器等賃借料	40,316	図書館システム関連機器等賃借		
		複写機等使用料	7,021	電子複写機賃借・オンラインデータベース使用料等		
		土地借上料	1,840	東図書館駐車場用地借上料等		
15 原材料費	5	施設用原材料費	5	施設用原材料費		
17 備品購入費	3,851	図書資料購入費	2,523	3万円以上の図書資料購入費		
		その他備品購入費	1,328	図書館・公民館等図書室用備品購入費		
18 負担金補助及び 交付金	53,031	年会費及び研修負担金	391	日本図書館協会等年会費・司書講習等研修負担金		
		施設管理関係負担金	52,640	中央図書館管理組合負担金(上下水道・電気料含)		
図書館 整備費	14 工事請負費	182,000	船橋市中央図書館空調設備改修 工事	182,000	船橋市中央図書館空調設備改修工事	
	合計	1,034,380		1,034,380		

5 図書館システム・ネットワーク

(1) 図書館システムの変遷

昭	57.	4	電算システムを図書館に導入するための準備を開始
	58.	4	本稼働を開始し、東、西図書館の蔵書22万冊がシステム連携及び図書物流によるネットワーク化（以下「ネットワーク化」という）
			ホストコンピュータを運動公園（体育施設管理事務所）に設置
		10	中央図書館がネットワーク化
	60.	10	小室、丸山公民館図書室がネットワーク化
	62.	10	塚田公民館図書室がネットワーク化
			東図書館にホストコンピュータを移設（10月）
平	3.	10	北図書館がネットワーク化（開館と同時）
	4.	4	北図書館にホストコンピュータを設置し、新電算システムを開始
	10.	10	高根台公民館図書室がネットワーク化
	12.	7	海神公民館図書室がネットワーク化
	13.	7	薬円台公民館図書室がネットワーク化
		10	図書館ホームページを開設
	16.	1	インターネットからの図書の予約開始
	20.	11	携帯電話から図書の予約開始
	22.	4	インターネット予約の利用対象に小学生以下を追加
	23.	2	坪井公民館図書室がネットワーク化
	24.	5	法典公民館図書室がネットワーク化
	26.	10	西部・新高根公民館図書室がネットワーク化
			三山市民センター図書室がネットワーク化
			東部・夏見公民館図書貸出返却窓口がネットワーク化
	27.	3	新図書館システムを導入
			図書館ホームページのリニューアル
	28.	10	西図書館に図書館システムのサーバー移設
			4図書館、11公民館等図書室、2図書貸出返却窓口でICタグを導入
			西・中央・東・北図書館に自動貸出機、自動返却機、セキュリティーゲートを導入
			西図書館に予約本照会機、予約棚、座席予約システムを導入
	29.	2	自動音声電話を導入
	30.	11	浜町公民館図書室がネットワーク化
		12	北部公民館図書室がネットワーク化
令	3.	1	「船橋市図書館電子書籍サービス」を開始
		3	中央・東・北図書館に予約棚システムを導入
			図書館ホームページを全面リニューアル
			図書館システムを更新
			大穴小学校市民図書室がネットワーク化
		9	飯山満・八木が谷公民館図書コーナーがネットワーク化
		12	松が丘公民館図書室がネットワーク化
			→ 4図書館、19公民館図書室等がネットワーク化
	4.	2	4図書館の自動貸出機、自動返却機を更新
			西図書館の座席予約システムを更新

6 サービスの概要

6 サービスの概要

(1) 開館・開室時間

西・中央・東・北図書館

月～金曜日	9：30～20：00
土・日曜日、祝休日	9：30～17：00

移動図書館 (BM)

火～日曜日	10：00～15：40の間で日程表に従って巡回
-------	-------------------------

小室・丸山・塚田・高根台・海神・薬円台・坪井・法典・西部・新高根・浜町・北部・松が丘公民館図書室、飯山満・八木が谷公民館図書コーナー、東部・夏見公民館図書貸出返却窓口

火～日曜日	9：30～17：00
-------	------------

※東部公民館図書貸出返却窓口は火～金曜日は9：30～20：00

三山市民センター図書室 ※第2土曜日は休室

火～日曜日、祝休日	9：30～17：00
-----------	------------

大穴小学校市民図書室

水曜日、土・日曜日	10：00～16：00
-----------	-------------

(2) 休館・休室日

図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月最終月曜日 (※東・北図書館は最終月曜日が28日にあたる場合は21日) ・図書整理日 (7・8月を除く毎月の第2木曜日 ※祝休日と重なる場合は、翌週の木曜日) ・特別図書整理期間 ・年末年始 (12月29日～1月3日)
公民館図書室等	<ul style="list-style-type: none"> ◆小室・丸山・塚田・高根台・海神・薬円台・坪井・法典・西部・新高根・浜町・北部・松が丘公民館図書室、飯山満・八木が谷公民館図書コーナー、東部・夏見公民館図書貸出返却窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日 ・祝休日 (※祝日が日曜日と重なる場合の日曜日は開室) ・図書整理日 (7・8月を除く毎月の第2木曜日 ※祝休日と重なる場合は、翌週の木曜日) ・特別図書整理期間 ・年末年始 (12月29日～1月3日) ◆三山市民センター図書室 <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日 ・第2土曜日 ・図書整理日 (7・8月を除く毎月の第2木曜日 ※祝休日と重なる場合は、翌週の木曜日) ・特別図書整理期間 ・年末年始 (12月29日～1月3日)

公民館図書室等	◆大穴小学校市民図書室 ・月、火、木、金曜日 ・特別図書整理期間 ・年末年始（12月29日～1月3日）
---------	--

(3) 図書館資料利用券

- ◇ 本や雑誌等を借りるには図書館資料利用券が必要です。
- ◇ 図書館資料利用券を作ることができる方は、①船橋市内に在住または在学、在勤の方②船橋市に隣接する市（市川市、習志野市、鎌ヶ谷市、白井市、八千代市）に在住の方となります。
- ◇ 図書館資料利用券を作る際には、氏名・住所・生年月日の確認ができるもの（保険証、運転免許証、学生証など）を図書館または上記の公民館図書室等のカウンターへお持ちください。
*在学、在勤の方は、在学先、勤務先の確認ができるもの（学生証・社員証等）も必要です。
- ◇ 図書館資料利用券は、図書館、オンラインによりネットワーク化している公民館図書室等及び図書貸出返却窓口、移動図書館「まつかぜ号」で共通して使用できます。

(4) 貸出し

- ◇ 貸出点数は、本、雑誌、紙芝居、視聴覚（映像・音響）資料合計で一人10点までです。
- ◇ 本、雑誌、紙芝居の貸出期間は2週間です。
- ◇ カセットブック・朗読CDの貸出しは、一人2点、2週間までです。
*本、雑誌、紙芝居、カセットブック・朗読CDは、他の方の予約が入っていない場合、1回に限り2週間の延長が可能です。
- ◇ DVD・ビデオ（VHS）・音楽CDの貸出しは、一人2点、1週間までです（延長不可）。
- ◇ 新聞、雑誌の最新号、「館内」「禁帯出」のシールが貼られた資料は館内閲覧のみとなります（郷土資料は除く）。

(5) 返却

- ◇ 図書館、公民館図書室等のカウンター及び図書返却ポスト（ブックポスト）、移動図書館に返却してください。
*紙芝居、視聴覚資料は、図書返却ポストへは返却できません。
*相互貸借により借受けた資料は、貸出館のカウンターでの返却となります。

(6) 予約及びリクエストサービス

- ◇ 資料が貸出し中、または未所蔵の場合、市内在住、在学、在勤の利用者からの予約及びリクエストを受け付けます。未所蔵の資料をリクエストされた場合は、本については、資料収集担当者会議にて購入を検討します。雑誌・購入できない本については、他の図書館から借受けが可能なものは借受けを依頼し、提供します。
- ◇ 所蔵本については、携帯電話やパソコンなどからもインターネット経由で図書検索及び図書の予約ができます。

資料の種類	予約・リクエストできる点数		予約・リクエストの方法		
			予 約	リクエスト	
本、雑誌、紙芝居	10点	合計一人10点まで。 ※リクエストできるのは本のみ	窓 口	○	○
カセットブック・朗読CD	2点		電 話	○	○
DVD・ビデオ（VHS） ・音楽CD	2点		インターネット	○	○

6 サービスの概要

(7) 電子書籍サービス

- ◇ インターネット経由でパソコンやスマートフォンから電子書籍の検索・貸出し・返却ができます。
* 船橋市内に在住、在学、在勤で「図書館資料利用券」をお持ちの方のみ利用ができます。
* ご利用には「船橋市図書館電子書籍サービス利用申込書」の提出が必要です。図書館資料利用券をお持ちの方は電話または Web からの申込みも可能です。電話申込は図書館のみ受け付けます。

(8) レファレンス（相談）サービス

- ◇ 日常生活での疑問、趣味や仕事での調べものや研究について、窓口や電話などでの問い合わせを受け付けています。

(9) 国立国会図書館デジタルコレクション

- ◇ 国立国会図書館が図書館向けに送信しているデジタル資料及び歴史的な音源を閲覧・視聴することができます。

(10) オンラインデータベース

- ◇ 図書館で契約している商用データベースを利用することができます。

西図書館	<ul style="list-style-type: none">・朝日新聞クロスサーチ（朝日新聞）・毎索（毎日新聞）・ヨミダス歴史館（読売新聞）・日経テレコン（日本経済新聞）・D1-Law.com（第一法規法情報総合データベース）・官報インターネット情報検索サービス
中央図書館	<ul style="list-style-type: none">・ヨミダス歴史館（読売新聞）・D1-Law.com（第一法規法情報総合データベース）
東図書館	<ul style="list-style-type: none">・ヨミダス歴史館（読売新聞）・D1-Law.com（第一法規法情報総合データベース）
北図書館	<ul style="list-style-type: none">・ヨミダス歴史館（読売新聞）・D1-Law.com（第一法規法情報総合データベース）・ルーラル電子図書館（一般社団法人農山漁村文化協会）

(11) 郷土資料・貴重資料

- ◇ 西図書館の郷土資料室には、船橋市及び千葉県と県内の各市町村に関する郷土及び行政資料を所蔵しています。古文書、浮世絵、絵図、地形図等の郷土に関する貴重資料及び和書、医書等を含めた書誌学資料も所蔵しています。
- ◇ 中央・東・北図書館の参考室には郷土資料コーナーがあり、主に船橋市に関する歴史、統計、行政資料を所蔵しています。



郷土資料室（西図書館）

(12) 児童サービス

- ◇ 各図書館の児童室では、概ね中学生以下の子供を対象とした図書を収集し、貸出し及び返却、レファレンス、おはなし会等の開催事業を実施しています。

① おはなし会

〈本とおはなしの会〉

- ◇ 子供たちに本の素晴らしさを知ってもらうため、昔話等の語りや絵本の読み聞かせ及び本の紹介を行っています。

西図書館	毎週土曜日	11:00～	対象：3歳～小学生
中央図書館	毎週水曜日、第3土曜日	16:00～	
東図書館	毎週水曜日、第2土曜日		
北図書館	毎週水曜日、第4土曜日		

- ◇ 季節ごとに年間4回、2歳から小学生と保護者を対象に、大型絵本の読み聞かせ等を行う「特別おはなし会」を実施しています。

- ◇ 幼稚園・保育園・小学校・放課後ルーム等からの依頼に応じ、出張及び来館おはなし会（臨時おはなし会）を実施しています。

〈えほんの会〉

- ◇ 親子の触れ合いを深めながら絵本を楽しんでもらうため、0～3歳の乳幼児と保護者を対象に、わらべうたや絵本の読み聞かせを行っています。

西図書館	毎週木曜日 (休館日を除く) 第3日曜日	対象：0歳～3歳の乳幼児と保護者 時間：10:30～ 11:30～
中央図書館		
東図書館		
北図書館		

② 子供と本にかかわる大人へのサービス

- ◇ 依頼に応じて、絵本の読み聞かせの仕方や読書の重要性について出張して講演するとともに、年に1回、昔話の語りなどをする「大人のためのおはなし会」を開催しています。
- ◇ 中央図書館の児童資料室では、児童書について学ぶ利用者が室内で閲覧できるよう、児童書に関する研究資料や貴重資料等を収集しています。

③ セカンドブック事業

- ◇ ブックスタート事業に引き続き本と親しくしてもらうため、平成29年度から「セカンドブック事業」を実施しています。1歳6か月児健康診査の通知を受け取ったお子様により多くの本と出会う機会を提供するとともに、図書館を親子で過ごす居場所の一つとして利用してもらえるよう図書館・公民館図書室等・移動図書館の各ステーションで絵本を1冊差し上げています。

(13) 団体貸出し

- ◇ 東図書館では、市内の社会教育関係団体（地域文庫や読書サークル等）、放課後ルーム等を対象に団体貸出しを行っています。事前に団体登録を行うことで、1団体300冊、90日まで貸出しできます。

(14) 学校との連携

- ◇ 市立学校との図書物流を行い、図書の貸出しを行っています。
- ◇ 教職員研修・児童生徒の体験学習等の受入れ及び出張・来館おはなし会を実施しています。

6 サービスの概要

(15) 行政支援サービス

- ◇ 市内官公署への支援サービスとして、業務上必要な資料の貸出しとレファレンスを行っています。

(16) ハンディキャップサービス（図書館利用に障害のある利用者へのサービス）

- ◇ 視覚が不自由な方のために、西・中央・東・北図書館に対面朗読室を備えています。
- ◇ 図書の朗読が録音されたカセットブックや朗読CD、点字図書、LLブック、大活字本の貸出しを行っています。※カセットブックや朗読CDは中央・北図書館のみ所蔵。予約可能。
- ◇ 市内在住の身体障害者手帳（視覚障害1、2級）をお持ちの方のために、郵送貸出しサービスを行っています。利用できる資料は、録音図書（カセットブック、朗読CD、音声デジター）と点字資料のみです。
- ◇ 市内在住で障害などの理由により図書館への来館が困難な方のために、図書の配達・受取りを行う宅配サービスを行っています。

(17) 本・雑誌のリサイクル

- ◇ 除籍した本を有効活用するため、毎年1回、利用者および市内公共施設・学校・社会教育関係団体に無償で提供する「リサイクルブックフェア」を開催しています。
- ◇ 保存年限が過ぎた雑誌を、各図書館で毎月第1日曜日に無償で利用者に提供しているほか、除籍した本は随時リサイクルブックとして提供を行っています。

(18) 展示

① 平和図書展示

恒久平和を願い、平和に関する図書の展示を毎年8月に実施しています。

② 所蔵資料展示

- ◇ 各図書館で毎月、テーマごとの図書展示を実施しています。
- ◇ 利用者と児童書との豊かな出会いを願い、年に1回、図書館が前年に購入した児童書を西・中央・東・北図書館おはなし室で展示する「児童図書展示会」を実施しています。
- ◇ 西図書館所蔵の貴重資料（浮世絵等）を広く市民に知っていただくために、年に1回、「船橋市西図書館所蔵資料展」を実施しています。

(19) 複写サービス

- ◇ 図書館の資料や外部データベース等に限り、著作権法に定められた範囲で、実費でコピーすることができます。

(20) 刊行物

≪全館共通≫ ① 「じどうしつだより」（児童書新刊案内） ② 「FUNABASHI LIBRARY NEWS」（図書館報）	≪東図書館≫ ① 「YA だより」（YA コーナー情報誌）
≪西図書館≫ ① 「ほっ図書部」（YA コーナー情報誌） ② 『船橋市西図書館所蔵史料集』 ③ 『船橋市西図書館所蔵資料目録（改訂版）』 ④ 絵はがき「船橋市図書館コレクション 第1～3集」（有償頒布）	≪北図書館≫ ① 「北としょかんじどうしつだより」（児童書新刊案内）

(21) 事業の様子



美しき刀装具の世界
～日本刀はじめて講座～
(西図書館)



かえってきた！移動博物館
～触って学ぶ生物多様性～
(西図書館)



悩まず書けるようになる！
ビジネス文章力 UP！講座
(中央図書館)



東邦大学生と遊んで学ぼう！
～リサイクルカードゲーム～
(中央図書館)



親子で楽しむ絵本時間
(東図書館)



ロボット「こくり」で
プログラミングを学ぼう！
(東図書館)



夏休み子ども環境講座
～楽しく学ぼう！地球温暖化とSDGs！！
そして未来の地球をのぞいてみよう～
(北図書館)



バリアフリー映画会「くちびるに歌を」
(北図書館)

7 図書館の活動(令和4年度)

7 図書館の活動(令和4年度)

(1) サービス

①レファレンス(相談業務受付件数)

(件)

館名	西	中央	東	北	合計
資料案内	5,134	6,029	5,537	5,495	22,195
利用案内	10,215	5,970	4,177	5,844	26,206
調査回答	336	13	3	195	547
合計	15,685	12,012	9,717	11,534	48,948

②学校図書室への貸出

館名	西	中央	東	北	合計
件数(件)	2	11	51	18	82
冊数(冊)	56	79	396	147	678

③行政支援サービス

レファレンス受付件数(件)	6
特別貸出冊数(冊)	96

④宅配サービス

館名	西	中央	東	北	合計
総登録者数(人)	3	11	11	10	35
内 新規登録者数(人)	0	0	1	0	1
訪問回数(回)	36	31	73	114	254
貸出冊数(冊)	237	111	240	353	941

⑤複写サービス

(枚)

西	中央	東	北	合計
25,358	10,851	9,315	6,194	51,718

※新聞記事等のオンラインデータベース及び国立国会図書館デジタルコレクションの複写を含む。

7 図書館の活動(令和4年度)

(2) 西図書館所蔵貴重資料等

①貴重資料等利用申込

(件)

利用基準	件数	資料数	古文書	絵画	錦絵	地図	地形図	絵図	絵葉書	拓本	その他	書誌学資料	医書 鍼灸書	その他の 和書類
第1号	26	149	29	104	0	10	0	4	0	0	2	0	0	0
第2号	25	39	5	21	1	2	0	3	0	0	7	0	0	0
第4号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	51	188	34	125	1	12	0	7	0	0	9	0	0	0

※船橋市図書館管理運営要綱 第4条（貴重資料の利用）第1項 各号について

第1号：学術研究又は教育に係る事業（博物館・美術館等）、第2号：出版・報道機関等の事業（テレビ等）、第4号：その他、館長が認める場合

②貴重資料館外貸出申込

(件)

	件数	資料数	古文書	絵画	錦絵	地図	地形図	絵図	絵葉書	拓本	その他	書誌学資料	医書 鍼灸書	その他の 和書類
館外貸出	4	19	2	14	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0

※館外貸出は、博物館または美術館等が行う展示に限る。

③貴重資料の館外貸出先及び事業名一覧

館外貸出先	事業名
草加市教育委員会	草加市立歴史民俗資料館 令和4年度夏季企画展「早加といふ宿一『おくのほそ道』の舞台・草加一」
千葉経済大学地域経済博物館	千葉経済大学地域経済博物館 令和4年度特別展「房総義民伝」
文化課	令和4年度船橋市所蔵作品展「磯田長秋」展示及び図録
千葉県立関宿城博物館	千葉県立関宿城博物館 令和4年度企画展「関東塩ものがたり」での実物展示

7 図書館の活動(令和4年度)

④貴重資料を利用した主な出版物等一覧

出版	ABC アーク『歴史人』7月号
	JTB パブリッシング『千葉の教科書』
	朝日新聞出版『だからわかるシリーズ江戸時代(仮)』
	一宮町教育委員会『上総広常とその時代』
	印西市教育委員会『印西市石造物調査報告書 本埜地区の石造物』
	戎光祥出版『歴史研究』702号
	柏市教育委員会『柏市史(沼南町史 通史編)』(紙媒体版・電子書籍版)
	葛飾区教育委員会『帝釈天題経寺建造物調査報告書』
	吉備出版『日本史の変動と名言摘録』
	産経新聞出版『鎌倉幕府の真実』(新書判、産経セレクト)
	酒々井町教育委員会『国史跡本佐倉城跡常設展示図録』(増補改訂版)
	清文堂出版『【増補版】遊廓と地域社会—貸座敷・娼妓・遊客の視点から—』
	自在院『自在院史料集第七集 大須賀清光筆東海道伊勢街道屏風』
	日本教科書『令和七年度中学校道徳教科書2年(仮)』
山川出版社『もういちど読みとおす 山川新しい日本史(仮)』	
放映	BS-TBS「昭和歌謡ベストテン DX」
	BS-TBS「関口宏の一番新しい中世史～平安時代～」
	JCOM「LIVE ニュース」(コミュニティーチャンネル 11ch)
	NHKBS1「cool japan」
	テレビ朝日「食彩の王国」
	テレビ朝日「スーパーJチャンネル」 Web サイト「テレ朝 news (tv-asahi.co.jp)」
その他	福澤諭吉記念慶應義塾史展示館秋季企画展「福澤諭吉と『非暴力』—学問のすゝめ 150年—」
	草加市立歴史民俗資料館夏季企画展『早加といふ宿—『おくのほそ道』の舞台・草加—』
	千葉経済大学地域経済博物館 令和4年度特別展「房総義民伝」
	筑紫野市歴史博物館 古文書整理速報展「戊辰戦争にいった郡夫たち」
	浦安市郷土博物館リニューアル展示業務(パネル作成)
	成田羊羹資料館第39回企画展「江戸から成田へ 成田街道の旅(仮)」
	習志野台寿大学
	四街道市民大学講座
	印西市文化ホール展示コーナー「印旛沼風景今昔の紹介」
サザンプラザ展示コーナー「印旛沼風景今昔の紹介」	

7 図書館の活動(令和4年度)

(3) 事業・講座

①本とおはなしの会(対象:3歳~小学生)

館名	開催日	時間	回数(回)	人数(人)	主な内容
西	毎週土曜日	11:00~	103	1,144	昔話の語り 絵本の読み聞かせ 本の紹介
中央	毎週水、第3土曜日	16:00~	122	612	
東	毎週水、第2土曜日	16:00~	126	1,201	
北	毎週水、第4土曜日	16:00~	117	605	
計			468	3,562	

②えほんの会(対象:0歳~3歳までの乳幼児と保護者)

館名	開催日	時間	回数(回)	人数(人)	主な内容
西	毎週木曜日 第3日曜日 ※休館日を除く	10:30~ 11:30~	105	1,484	わらべうたと絵本の 読み聞かせ
中央			102	815	
東			101	999	
北			90	569	
計			398	3,867	

③臨時おはなし会(保育園・小学校等からの依頼に応じ実施する出張及び来館おはなし会)

館名	回数(回)	人数(人)	対象施設	主な内容
西	0	0	保育園 幼稚園 小学校 放課後ルーム等	昔話の語り 絵本の読み聞かせ 本の紹介
中央	0	0		
東	0	0		
北	28	487		
計	28	487		

④大人のためのおはなし会

開催日	時間	回数(回)	人数(人)	主な内容	会場
2月24日(金) 3月3日(金)	10:30~11:20	2	60	昔話等の語り	西図書館 二和公民館

⑤リサイクルブックフェア

開催日	来場者数	冊数(冊)	会場
8月12日(金)	17団体20名	274	二和公民館 2階講堂
8月13日(土)	225人	3,426	
8月14日(日)	192人		

※8月12日は市内公共施設・学校等へ提供

⑥雑誌のリサイクル

(冊)

西	中央	東	北	合計
3,360	4,207	2,944	3,041	13,552

7 図書館の活動(令和4年度)

⑦図書館講座 〈西〉

講座名称	開催日	講師	共催先	人数(人)
小児てんかんと暮らす	4月16日(土)	船橋市立医療センター小児科副部長 内山薫氏	船橋市立医療センター	6
胃がんと肝がんのリスクについて	5月19日(木)	船橋市立医療センター消化器内科副部長 関厚佳氏	船橋市立医療センター	14
英語で楽しむ「不思議の国のアリス」の世界	5月21日(土)	日本ルイス・キャロル協会会長 安井泉氏		18
医療センターの産婦人科の現状について	6月16日(木)	船橋市立医療センター産婦人科医長 高見澤重篤氏	船橋市立医療センター	4
骨粗しょう症について	7月14日(木)	船橋市立医療センターリハビリテーション科部長 池之上純男氏	船橋市立医療センター	15
夏休み宿題応援講座「にがてをなくしちゃおう!読書感想文のコツ」(低学年・高学年)	7月24日(日) 7月27日(水)	西図書館職員		16 8
夏休み自由研究応援事業「おでかけ三番瀬みて、さわって調べよう!カニ・ヤドカリのひみつ」(低学年・高学年)	8月4日(木)	ふなばし三番瀬環境学習館 科学コミュニケーター 小澤鷹弥氏	ふなばし三番瀬環境学習館	18 15
糖尿病を正しく知ろう	8月18日(木)	船橋市立医療センター代謝内科部長 河村治清氏	船橋市立医療センター	17
肺がんと外科治療について(サテライト開催)	8月25日(木)	船橋市立医療センター呼吸器外科部長 荒牧直氏	船橋市立医療センター	10
美しき刀装具の世界~日本刀はじめて講座~	8月27日(土)	都留市博物館・主任学芸員 服部浩平氏 日本刀研師 松村壮太郎氏		18
ゲームが好き!英語が得意なあなたに!ゲーム・ローカライズの魅力に迫る!Q&A編(オンライン)	8月28日(日)	ソニー・インタラクティブエンタテインメント プレイステーション・スタジオ ローカライズプロデューサー 八巻里沙氏 他		30
健康な老後を過ごすために~ロコモティブシンドローム・フレイルについて~	9月15日(木)	船橋市立医療センター整形外科部長 鮫田寛明氏	船橋市立医療センター	16
大動脈瘤と大動脈解離について	10月15日(土)	船橋市立医療センター心臓血管外科副部長 櫻井学氏	船橋市立医療センター	18
読み聞かせボランティア入門講座(全3回)	11月2日(水) 11月9日(水) 11月23日(水・祝)	図書館児童サービス支援グループ「いちごの会」主催 山田吟子氏		9 9 9
乳がんの乳房再建について	11月17日(木)	船橋市立医療センター形成外科部長 小野紗耶香氏	船橋市立医療センター	6
医療センターの脳卒中センターについての紹介	12月3日(土)	船橋市立医療センター脳卒中センター長 内藤博道氏	船橋市立医療センター	16
古文書講座~鹿狩の村方文書を読む~	12月15日(木)	船橋市西図書館の古文書を読む会 丹羽高利氏		17
認知症とその予防について	1月19日(木)	船橋市立医療センター精神科部長 宇田川雅彦氏	船橋市立医療センター	16

7 図書館の活動(令和4年度)

講座名称	開催日	講師	共催先	人数(人)
環境講座「みんなでトライ!かんきょうマークハカセになっちゃおう!」	2月4日(土)	一般社団法人地球温暖化防止全国ネット 原竹優弥氏		9
前立腺がんの治療～特にロボット支援下手術について～	2月16日(木)	船橋市立医療センター泌尿器科部長 深沢賢氏	船橋市立医療センター	15
かえてきた!移動博物館 ～触って学ぶ生物多様性～	2月25日(土)	ふなばし三番瀬環境学習館 科学コミュニケーター・標本製作管理担当 薄井重雄氏	ふなばし三番瀬環境学習館	19
関節リウマチのはなし	3月4日(土)	船橋市立医療センター腎臓・リウマチ膠原病内科部長 清水英樹氏	船橋市立医療センター	17
歯科口腔外科で治療する疾患について(サテライト開催)	3月16日(木)	船橋市立医療センター歯科口腔外科部長 村野彰行氏	船橋市立医療センター	10
就活、転職に役立つ!日経テレコン活用講座	3月24日(金)	日経メディアマーケティングカスタマーサクセス部 崎山未菜氏		11
ドラマに舞台に!夢は大きく俳優・声優のお仕事～夢を応援!図書館★ミライ図鑑vol.4～(オンライン)	3月25日(土)	俳優 相葉裕樹氏		60

〈中央〉

講座名称	開催日	講師	共催先	人数(人)
COPD(慢性閉塞性肺疾患)について	4月21日(木)	船橋市立医療センター呼吸器内科副部長 天野寛之氏	船橋市立医療センター	16
「おぼけずかん」の宮本えつよし先生と!オリジナルおぼけをつくらう!!	5月29日(日)	絵本作家・イラストレーター 宮本えつよし氏		48
ビジネス支援講座「ヨミダス歴史館活用講座」	6月18日(土)	読売新聞記者 森谷直子氏		7
図書館を使った調べる学習講座(低学年・高学年)	6月26日(日)	白百合女子大学非常勤講師 中村伸子氏		9 9
楽しく取り組む読書感想文(低学年・高学年)	7月2日(土)	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー 藤田利江氏		8 9
大人のための調べる学習講座	7月16日(土)	図書館・メディア研究所代表 小畑信夫氏		18
なつやすみ こども としょかんいんたいけん	8月9日(火)	中央図書館職員		7
こども司書養成講座	9月3日(土) 9月17日(土)	中央図書館職員		7 7
日本の「美」に触れる はじめての日本刀講座	9月10日(土)	日本刀研師 松村壮太郎氏		30
バリアフリー映画会「おらおらでひとりいぐも」	10月18日(火)	中央図書館職員		16
図書館活用講座 ～もっと図書館ホームページを活用しませんか?～	10月28日(金)	中央図書館職員		6
パパママ向け読み聞かせ講座	10月29日(土)	中央図書館職員		6
最近の膵臓がんの治療について	11月5日(土)	船橋市立医療センター手術部長 貝沼修氏	船橋市立医療センター	13

7 図書館の活動(令和4年度)

講座名称	開催日	講師	共催先	人数(人)
ふなばし発見「家康と船橋」	11月18日(金)	ふなばし街歩きネットワークマ イスター		9
ビジネス支援講座「悩まず書けるよくなる！ビジネス文章力UP！講座」	11月26日(土)	中小企業診断士 筑間彰氏		18
シニア向けIT講座 はじめてのLINEの 使い方	12月7日(水)	NPO 法人サイバーシニアーズ・ ジャパン 小田倉功氏 他		13
環境講座 地球温暖化とSDGsを考える！	12月10日(土)	アースドクターふなばし 阿部 利美氏		6
東邦大学生と遊んで学ぼう！～リサイクル カードゲーム～	12月18日(日)	東邦大学生		17
読み聞かせボランティア入門講座(全3 回)	1月21日(土) 1月28日(土) 2月4日(土)	図書館児童サービス支援グルー プ「いちごの会」主催 山田吟 子氏		9 9 9
図書館ツアー(子どもの部・大人の部)	2月5日(日)	中央図書館職員		5 5
ぬいぐるみおとまりかい	3月18日(土) 3月19日(日)	中央図書館職員		7

〈東〉

講座名称	開催日	講師	共催先	人数(人)
【シニア向けIT講座】図書館ホームペー ジを使いこなそう	6月16日(木)	東図書館職員		6
図書館を使った調べる学習講座(低学年・ 高学年)	7月10日(日)	白百合女子大学非常勤講師 中 村伸子氏		21 7
【環境講座】親子で学ぶ地球温暖化～温暖 化を止めるために私たちができること～	7月26日(火)	アースドクターふなばし 岡広 光氏		13
楽しく取り組む読書感想文(低学年・高学 年)	8月1日(月)	全国学校図書館協議会学校図書 館スーパーバイザー 藤田利江 氏		11 13
肺がんと外科治療について	8月25日(木)	船橋市立医療センター呼吸器外 科部長 荒牧直氏	船橋市立医療セン ター	13
子どもが自信を持てるようになる親子コミ ュニケーション	9月2日(金)	日本親子コーチング協会認定コ ーチ 曾我部聡子氏		6
ロボット「こくり」でプログラミングを学 ぼう！(低学年・高学年)	10月2日(日)	東図書館職員		5 5
親子で楽しむ絵本時間	11月27日(日)	株式会社明日香 熊倉裕子氏		19
つくろう！とびだすメッセージカード	12月13日(火)	東図書館職員		16
【読み聞かせボランティア育成講座】もう 一度考える絵本・読み聞かせ	1月10日(火)	元茂原市立図書館司書 木島悦 代氏		13
バリアフリー映画会「西の魔女が死んだ」	1月28日(土)	東図書館職員		14
日本大学理工学部船橋校舎図書館&科学技 術史料センター(CST MUSEUM)見学ツ アー	2月25日(土)	日本大学理工学部船橋校舎図書 館職員		14
文学講座「夏目漱石を読むー漱石文学に描 かれた心象風景を中心にー」	3月6日(月)	東洋学園大学人間科学部教授・ 文学博士 増満圭子氏		17
歯科口腔外科で治療する疾患について	3月16日(木)	船橋市立医療センター歯科口腔 外科部長 村野彰行氏	船橋市立医療セン ター	8

7 図書館の活動(令和4年度)

〈北〉

講座名称	開催日	講師	共催先	人数(人)
野菜作りのコツと裏ワザ講座～「ルーラル電子図書館」の使い方～	5月28日(土)	農文協ルーラル電子図書館 吉野隆祐氏		7
肺がんに対する内科治療の進歩～長期生存、そして治癒を目指せる時代へ～	6月4日(土)	船橋市立医療センター腫瘍内科部長 平野聡氏	船橋市立医療センター	12
「介護予防教室」知っておきたい認知症の方への対応方法	6月18日(土)	二和・八木が谷地域包括支援センター 岩井しおみ氏	二和・八木が谷地域包括支援センター	9
図書館を使った調べる学習講座(低学年・高学年)	6月18日(土)	白百合女子大学非常勤講師 中村伸子氏		8 3
一緒に本をえらぼう!～夏休みの読書感想文～	7月15日(金) ～7月19日(火)	北図書館職員		38
楽しく取り組む読書感想文(低学年・高学年)	7月18日(月・祝)	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー 藤田利江氏		20 8
なつやすみ こども としょかんいんたいけん	7月23日(土)	北図書館職員		5
カニとヤドカリはどうちがうの?(低学年・高学年)	7月28日(木)	ふなばし三番瀬環境学習館 科学コミュニケーター 小澤鷹弥氏	ふなばし三番瀬環境学習館	16 15
夏休みこども環境講座～楽しく学ぼう!地球温暖化とSDGs!!そして未来の地球をのぞいてみよう～	8月6日(土)	アースドクターふなばし 阿部利美氏		12
こども司書養成講座	9月17日(土) 9月18日(日)	北図書館職員		5
図書館ツアー(児童向け・成人向け)	9月23日(金・祝)	北図書館職員		10 4
秋だよ!北図書館えいごのおはなし会	10月15日(土)	北図書館職員		14
ぬいぐるみおとまり会	11月5日(土) 11月6日(日)	北図書館職員		22
回想サロン～昭和40年代後半から50年代編～	11月12日(土)	読売新聞東京本社 記者 山本淳一氏		4
バリアフリー映画会「くちびるに歌を」	12月11日(日)	北図書館職員		48
アトピー性皮膚炎の新しい治療について	12月15日(木)	船橋市立医療センター皮膚科部長 丸裕吾氏	船橋市立医療センター	9
パパママ向け読み聞かせ講座	1月21日(土)	野田市立せきやど図書館 桂川千恵子氏		3
読み聞かせボランティア養成講座「紙芝居講座」(初心者向け)	2月11日(土・祝)	童心社編集部 橋口英二郎氏		14
シニア向けスマホの基礎講座	3月16日(木)	NPO法人サイバーシニアーズ・ジャパン 小田倉功氏他		9
工作会「ペットボトルでひらひら桜ドームをつくろう!」	3月18日(土)	北図書館職員		8

7 図書館の活動(令和4年度)

⑧その他事業 (Twitter 企画)

〈西〉

企画名称	期間	投稿数(件)
第三回 ツイッターで! 図書館 DE ゲーム部	11月3日(木・祝)～11月30日(水)	8

⑨ギャラリー・メインホール展示

〈西：ギャラリー展示〉

タイトル	期 間
不思議の国のアリスとことば遊びの世界展	3月12日(日)～6月8日(木)
～映画「20歳のソウル」公開記念～ふなばしロケ地めぐり	6月11日(土)～7月24日(日)
西図書館蔵出し展「鎌倉殿と武士～絵巻を中心にたどる鎌倉武士～」	7月30日(土)～9月25日(日)
郷土資料展「江戸の旅 東海道分間絵図あちこち富士山」	10月1日(土)～11月9日(水)
西図書館資料展「源氏物語への誘い」	11月12日(土)～1月9日(月・祝)
ふなばし三番瀬環境学習館連携展示「自然を学ぶ! ミニ東京湾展」	1月14日(土)～3月5日(日)
白樺派～椿貞雄と武者小路実篤～展	3月11日(土)～5月7日(日)

〈中央：メインホール展示〉

タイトル	期 間
ようこそ、大草原のローラの音楽会へ(船橋市民文化創造館・きららホール連携)	5月14日(土)～6月14日(火)
HIV検査普及週間展示(保健所保健総務課連携)	5月27日(金)～6月10日(金)
20歳のソウル公開記念連携展示(市立船橋高等学校連携)	6月10日(金)～9月30日(金)
環境展(環境政策課連携)	6月22日(水)～6月28日(火)
平和図書展示会(総務部総務課連携)	7月14日(木)～8月11日(木・祝)
施設・事業紹介パネル展示(地域子育て支援課連携)	7月15日(金)～7月31日(日)
がん征圧月間展示(保健所健康づくり課連携)	9月1日(木)～9月30日(金)
自殺予防週間展示(健康政策課連携)	9月2日(金)～9月30日(金)
結核予防週間展示(保健所保健総務課連携)	9月16日(金)～9月29日(木)
人とペットの災害対策展示(動物愛護指導センター連携)	9月30日(金)～11月1日(火)
おはなし給食展示(船橋小学校連携)	10月3日(月)～11月9日(水)
YAコーナーへのPOP展示(海神中学校連携)	10月4日(火)～12月26日(月)
市民活動団体展示(市民協働課連携)	11月1日(火)～11月19日(土)
世界エイズデー展示(保健所保健総務課連携)	11月21日(月)～12月5日(月)
障害者雇用推進事業展示(商工振興課連携)	1月4日(水)～1月17日(火)
介護・福祉就職説明会(介護保険課連携)	1月20日(金)～2月10日(金)
世界結核デー展示(保健所保健総務課連携)	3月10日(金)～3月28日(火)

7 図書館の活動(令和4年度)

⑩展示

〈西〉

展示タイトル	展示月	対象
「花咲く本たち」	4月	一般展示
「9割は真実? 「100人」から見えるもの～数で読み解くホントのところ～」	4月	一般展示
「ウクライナと周辺国について、知ってみませんか?」	4月～6月	一般展示
「春の養生」	4月	医療展示
「子ども読書の日・こどもの読書週間記念展示「つぎにあの本よみたいな!」」	4月	児童展示
「平親王将門」	4月	郷土展示
「日々を綴る」	4月～6月	YA展示
「ニッポン食紀行」	5月	一般展示
「人間関係にもやもやしたら」	5月	一般展示
「知ってみよう発達障害」	5月	医療展示
「おでかけしよう」	5月	児童展示
「江戸名所図会」	5月	郷土展示
「私たちにできること」	6月	一般展示
「読んで知るお父さんの姿～パパも親父も父ちゃんも～」	6月	一般展示
「日本のこどもを取り巻く現状について、知ってみませんか?」	6月	一般展示
「女性のためのヘルスケア」	6月	医療展示
「あめ」	6月	児童展示
「上総介広常」	6月	郷土展示
「自分で作る」	7月	一般展示
「組織を飛び出すという選択」	7月	一般展示
「よく聞くけど説明できない、そんな横文字ありませんか?」	7月	一般展示
「お肌のお悩みありますか?」	7月	医療展示
「夏のおはなし」	7月	児童展示
「総州銚子」	7月	郷土展示
「読書で涼む」	7月～9月	YA展示
「戦争を知り、平和を知る」	8月	一般展示
「バディは萌える!」	8月	一般展示
「電子マネーにスマホ決済、暗号資産の仕組みなど、いろいろ知って安心安全なキャッシュレス生活をおくりませんか?」	8月	一般展示
「知って備える感染症」	8月	医療展示
「こわいおはなし」	8月	児童展示
「不知藪八幡之実怪」	8月	郷土展示
「ANIMAL WELFARE～動物とともに生きる～」	9月	一般展示
「原作×翻訳」	9月	一般展示
「がん展示」	9月	一般展示
「自殺予防週間関連展示」	9月	一般展示
「認知症と向き合う」	9月	医療展示
「秋のおはなし」	9月	児童展示
「耳がかりたい 上総あわびとり」	9月	郷土展示
「図書館員のおすすめ本」	10月	一般展示
「"なぜ"からはじまる新世界～その1冊でなどはとける…?～」	10月	一般展示

7 図書館の活動(令和4年度)

展示タイトル	展示月	対象
「食品ロス、フードテック、とりつくされて消える魚🐟…などなど、食をめぐる問題について知ってみませんか？」	10月	一般展示
「美味しく食べて健康に」	10月	医療展示
「読書週間～本がいっぱい！～」	10月	児童展示
「東海道五十三次」	10月	郷土展示
「始まりの書」	10月～12月	YA展示
「防災について考えてみよう」	11月	一般展示
「なんてたってテクノロジー～その技術、使いこなしてなんぼです～」	11月	一般展示
「最新宇宙情報から天文基礎知識まで、メロウな秋こそ宇宙に思いをよせてみませんか？」	11月	一般展示
「図書館で考える糖尿病」	11月	医療展示
「おしごと」	11月	児童展示
「源氏後集余情」	11月	郷土展示
「ココロとカラダのリフレッシュ」	12月	一般展示
「図書館動物園～お気に入りの動物を1冊の中から～」	12月	一般展示
「誰にも信じてもらえない…そんな時自分ならどうするか想像してみませんか？」	12月	一般展示
「素晴らしき脳の世界」	12月	医療展示
「おしごと」	12月	児童展示
「夜嵐に夢おどろかす葎の声」	12月	郷土展示
「クリスマス」	12月	YA展示
「お酒について」	1月	一般展示
「未知の世界のその先へ～冒険する人生～」	1月	一般展示
「天才科学者の頭の中をのぞいてみませんか？」	1月	一般展示
「加賀乙彦氏追悼展示」	1月	一般展示
「今日から始める健康習慣」	1月	医療展示
「十二支のおはなし」	1月	児童展示
「下総真間つぎ橋」	1月	郷土展示
「みんなの『今度読みたい本』」	2月	一般展示
「2023 大河×西図書館 どう読む？家康！～天下人家康解剖～」	2月	一般展示
「男とか女とかジェンダーとか…」	2月	一般展示
「永井路子氏追悼展示」	2月	一般展示
「図書館で改善？！肩・腰・ひざのお悩み」	2月	医療展示
「おいしいものいっぱい」	2月	児童展示
「所蔵資料展 PR」 「成田香取鹿嶋下総道中細見記」	2月	郷土展示
「駆け抜けろ、歴史」	2月～3月	YA展示
「家族のかたち」	3月	一般展示
「迷える幸せさがし人におくる幸福論」	3月	一般展示
「弱くて不便で役に立たないものこそが大事だった！ということに気付かせてくれる本あつめました。」	3月	一般展示
「沢木耕太郎読売文学賞受賞記念展示」	3月	一般展示
「大江健三郎氏追悼展示」	3月	一般展示
「心の健康を整える。」	3月	医療展示
「春のおはなし」	3月	児童展示
「上総鹿楚山」	3月	郷土展示

7 図書館の活動(令和4年度)

〈中央〉

展示タイトル	展示月	対象
「部下をもつための本」	4月	一般展示
「本屋大賞」	4月	一般展示
「地ビールの日」	4月	一般展示
「春の楽しみ」	4月	一般展示
「子ども読書の日」	4月	児童展示
「新学期」	4月	YA展示
「スキルアップ」	5月	一般展示
「消費者月間」	5月	一般展示
「愛犬の日」	5月	一般展示
「旅の日」	5月	一般展示
「ピクニックへいこう」	5月	児童展示
「高校生直木賞」	5月	YA展示
「生物多様性」	6月	一般展示
「経営者の心得・経営術」	6月	一般展示
「千葉ジェッツ優勝」	6月	一般展示
「オウムとインコの日」	6月	一般展示
「与謝野晶子 没80年」	6月	一般展示
「生物多様性」	6月	児童展示
「お金のはなし」	6月	YA展示
「芥川賞・直木賞上半期発表」	7月	一般展示
「色々な業界を知ろう」	7月	一般展示
「海」	7月	一般展示
「調べる学習」	7月	児童展示
「大事にしてる？自分のこと」	7月	YA展示
「戦争と平和」	8月	一般展示
「松本清張 没30年」	8月	一般展示
「気象予報士の日」	8月	一般展示
「調べる学習／読書感想文」	8月	児童展示
「進路」	8月	YA展示
「行楽の秋」	9月	一般展示
「顧客満足度を上げる」	9月	一般展示
「料理レシピ大賞」	9月	一般展示
「競馬の日」	9月	一般展示
「お月様と星」	9月	児童展示
「宇宙」	9月	YA展示
「読書週間関連展示」	10月	一般展示
「決算書の見方」	10月	一般展示
「山本周五郎賞」	10月	一般展示
「世界パスタデー」	10月	一般展示
「ハロウィン」	10月	児童展示
「日本の伝統芸能」	10月	YA展示
「ノーベル賞」	11月	一般展示
「いい音の日」	11月	一般展示
「地域活性化を考える」	11月	一般展示

7 図書館の活動(令和4年度)

展示タイトル	展示月	対象
「イグ・ノーベル賞」	11月	一般展示
「本のなかの美味しいたべもの」	11月	児童展示
「映画になった本」	11月	YA展示
「ネットビジネス・デジタルビジネス」	12月	一般展示
「年末年始は何をする？」	12月	一般展示
「日本ファンタジーノベル大賞」	12月	一般展示
「飛行機の日」	12月	一般展示
「クリスマス」	12月	児童展示
「運動をしよう」	12月	YA展示
「大河ドラマ」	1月	一般展示
「芥川賞・直木賞下半期」	1月	一般展示
「広告・マーケティング」	1月	一般展示
「118番の日」	1月	一般展示
「お正月」	1月	児童展示
「祝成人」	1月	YA展示
「とっておきの冬」	2月	一般展示
「日本SF大賞」	2月	一般展示
「就職・転職」	2月	一般展示
「鬼」	2月	児童展示
「スイーツの贈り物」	2月	YA展示
「お花見」	3月	一般展示
「働きやすい社会 SDGs とビジネス」	3月	一般展示
「卒業」	3月	YA展示
「ひなまつり」	3月	児童展示

〈東〉

展示タイトル	展示月	対象
さあ、はじめよう	4月	一般展示
本はともだち	4月	児童展示
春から始めたい新しいコト。	4月	YA展示
みんな大好きキャラクター展	5月	一般展示
知りたいな世界の国々	5月	児童展示
SサクッとY読めるT短編集	5月～6月	YA展示
野生生物と環境	6月	一般展示
未来につなごうみどりの地球	6月	児童展示
水にまつわる生活と文化	7月	一般展示
おしごとみせて！	7月	児童展示
涼味満点	7月～8月	YA展示
77年目の夏	8月	一般展示
平和について考えよう	8月	児童展示
行楽シーズン到来！	9月	一般展示
あきのおはなし	9月	児童展示
実りの秋～食で秋を楽しもう～	10月	一般展示
ようこそ魔法のせかいへ	10月	児童展示
芸術に触れてみよう	9月～10月	YA展示
ジャケ買いじゃなくてジャケ貸出？	11月	一般展示

7 図書館の活動(令和4年度)

展示タイトル	展示月	対象
本となかよしになろう!!	11月	児童展示
東図書館員の推し本	11月～12月	YA展示
年末年始の準備	12月	一般展示
メリークリスマス	12月	児童展示
ジャンプ!!	1月	一般展示
今年の干支 うさぎ	1月	児童展示
思い出を作ろう	1月～2月	YA展示
あったかくて心もほっこり	2月	一般展示
冬のおくりもの 雪と氷	2月	児童展示
図書館から応援しよう	3月	一般展示
春のおはなし	3月	児童展示
本、茂ってます	3月	YA展示

〈北〉

展示タイトル	展示月	対象
「嘘とユーモア」	4月	一般展示
「SDGs 目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」」	4月	SDGs コーナー
「読み継がれていく本」	4月～5月	児童展示
「自由であるための知識」	4月～6月	YA展示
「コナモン」	5月	一般展示
「SDGs 目標 1「貧困をなくそう」 SDGs 目標 2「飢餓をゼロに」」	5月	SDGs コーナー
「生物多様性について考える」	6月	一般展示
「生物多様性 いきもの、みんなつながっていきっている」	6月	児童展示
「SDGs 目標 3「すべての人に健康と福祉を」 SDGs 目標 6「安全な水とトイレを世界中に」」	6月	SDGs コーナー
「デザートタイム♪」	7月	一般展示
「なつやすみ」	7月	児童展示
「SDGs 目標 4「質の高い教育をみんなに」」	7月	SDGs コーナー
「よく学びよく遊べ」	7月～9月	YA展示
「平和」	8月	一般展示
「平和ってなんだろう」	8月	児童展示
「SDGs 目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」」	8月	SDGs コーナー
「花を愛でる」	9月	一般
「みんなの秋はどんな秋？」	9月	児童展示
「SDGs 目標 7「エネルギーをみんなに。そしてクリーンに」」	9月	SDGs コーナー
「食欲の秋」	10月	一般展示
「ハッピーハロウィン！」	10月	児童展示
「SDGs 目標 8「働きがいも 経済成長も」」	10月	SDGs コーナー
「生きのびろ!! -Don't Die, Survive-」	10月～12月	YA展示
「宇宙にあそぶ」	11月	一般展示
「ひとあしおさきにメリークリスマス！」	11月	児童展示
「SDGs 目標 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」 SDGs 目標 11「住み続けられるまちづくりを」」	11月	SDGs コーナー
「整理整頓」	12月	一般展示

7 図書館の活動(令和4年度)

展示タイトル	展示月	対象
「まちどおしいね クリスマス おしょうがつ」	12月	児童展示
「SDGs 目標 10 「人や国の不平等をなくそう」」	12月	SDGs コーナー
「新春！初詣」	1月	一般展示
「ぴよんぴよん今年はうさぎ年」	1月	児童展示
「SDGs 目標 12 「つくる責任、つかう責任」」	1月	SDGs コーナー
「今日は何読む？短編あつめてみました」	1月～3月	YA 展示
「心の健康」	2月	一般展示
「たべもの」	2月	児童展示
「SDGs 目標 13 「気候変動に具体的な対策を」 SDGs 目標 14 「海の豊かさを守ろう」 SDGs 目標 15 「陸の豊かさを守ろう」」	2月	SDGs コーナー
「新生活にむけて」	3月	一般展示
「春」	3月	児童展示
「SDGs 目標 16 「平和と公正をすべての人に」」	3月	SDGs コーナー

7 図書館の活動(令和4年度)

⑪展示会

	館名	期 間	入場者数(人)	会 場	主な内容
児童図書展示会	西	5月6日(金)～ 5月10日(火)	246	おはなし室	前年に購入した児童 書の巡回展示
	中央	5月13日(金)～ 5月17日(火)	114	おはなし室 児童室	
	東	5月20日(金)～ 5月24日(火)	345	おはなし室	
	北	6月3日(金)～ 6月7日(火)	256	おはなしの部屋	
船橋市図書館所蔵資料展	西	2月21日(火)～ 2月26日(日)	335	船橋市民 ギャラリー	「貴重資料蔵出し展」

⑫研修生等受入れ

	西	中央	東	北	合計
教員等 (人)	9	9	9	10	37
図書館学実習等 (人)	4	1	2	1	8
職場体験等 (校数)	1	2	0	1	4
(人数)	6	3	0	1	10

⑬出前講座等(依頼に応じて実施する大人対象の講座)への講師派遣

館名	回数(回)	人数(人)	対象	主な内容
西	6	96	保護者 読み聞かせボランティア 教諭等	絵本の読み聞かせの仕方 読書に関する講義等
中央	1	3		
東	2	39		
北	2	19		
計	11	157		

⑭船橋市西図書館の古文書を読む会(船橋市西図書館所蔵資料の解説)

館名	会員数(人)	回数(回)	延べ人数(人)
西	8	24	175

7 図書館の活動(令和4年度)

8 図書館の利用状況(令和4年度)

(1) 図書館・公民館図書室等利用状況

	開館日数・巡回日数(BM)	夜間開館日数	資料点数(蔵書)					貸出点数				来館者数	貸出者数	登録者数			
			一般書	参考図書	児童書	雑誌	視聴覚資料	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料			内新規登録者数			
西	333	217	293,881	236,332	15,311	34,204	6,665	1,369	454,080	275,811	153,501	18,348	6,420	305,220	183,313	41,154	4,158
中央	333	217	305,207	226,936	14,299	51,863	12,109	-	581,762	382,752	168,056	28,165	2,789	435,959	231,023	58,687	4,034
東	334	219	180,320	129,940	9,808	37,804	2,768	-	489,988	324,356	144,342	18,913	2,377	319,252	188,361	31,873	2,032
内 団体	-	-	-	-	-	-	-	-	5,422	267	5,155	0	-	-	50	-	-
BM	260	-	42,027	17,955	0	23,804	268	-	61,086	31,507	28,693	886	-	-	15,735	2,349	110
北	333	218	630,060	498,582	37,015	56,900	25,717	11,846	330,861	221,079	79,505	16,419	13,858	245,558	131,501	21,742	1,694
図書館計	-	-	1,451,495	1,109,745	76,433	204,575	47,527	13,215	1,917,777	1,235,505	574,097	82,731	25,444	1,305,989	749,933	155,805	12,028
小室	280	-	14,243	9,545	0	4,613	85	-	16,986	10,911	4,928	517	630	-	6,670	971	72
丸山	279	-	15,395	9,267	0	5,978	150	-	49,807	29,165	18,650	1,321	671	-	18,794	1,661	134
塚田	284	-	17,944	9,454	0	8,316	174	-	94,564	43,366	48,019	2,483	696	-	33,497	3,029	289
高根台 ※1	172	-	27,570	17,540	26	9,496	508	-	60,081	40,379	16,655	2,366	681	-	24,859	5,835	205
海神 ※2	148	-	22,820	15,049	28	7,395	348	-	18,606	9,788	7,692	1,018	108	-	7,176	2,337	41
薬円台	284	-	24,102	14,047	0	9,184	871	-	126,673	75,553	44,719	5,590	811	-	50,564	5,677	350
坪井	284	-	12,470	6,599	2	5,390	479	-	54,321	22,590	28,823	2,640	268	-	19,296	2,337	200
法典	284	-	19,898	13,743	0	5,979	176	-	80,717	45,450	32,547	2,331	389	-	28,173	3,314	280
西部	284	-	15,787	10,101	2	5,480	204	-	50,612	27,480	21,440	1,335	357	-	18,642	1,905	162
新高根	284	-	12,655	7,916	12	4,571	156	-	48,503	27,300	19,701	1,057	445	-	17,628	919	129
三山	286	-	8,063	4,858	0	3,205	0	-	32,894	19,628	12,156	789	321	-	12,428	1,144	125
浜町	282	-	10,781	5,879	0	4,710	192	-	46,699	20,338	25,093	1,102	166	-	16,449	798	203
北部	284	-	7,455	3,823	0	3,503	129	-	7,993	4,600	2,926	348	119	-	3,118	231	34
大穴	154	-	8,770	5,436	0	3,165	169	-	12,239	6,849	4,979	300	111	-	4,693	220	54
飯山満	288	-	3,288	1,657	0	1,631	0	-	8,801	5,817	2,599	193	192	-	4,014	119	81
八木が谷	280	-	-	-	-	-	-	-	1,860	1,594	141	46	79	-	1,081	12	6
松が丘	284	-	4,790	2,406	0	2,284	100	-	13,727	9,374	3,733	396	224	-	5,785	77	64
公民館 図書室等計	-	-	226,031	137,320	70	84,900	3,741	-	725,083	400,182	294,801	23,832	6,268	-	272,867	30,586	2,429
東部	288	-	-	-	-	-	-	-	57,361	42,275	12,391	1,996	699	-	29,408	701	77
夏見	288	-	-	-	-	-	-	-	19,650	13,136	5,193	512	809	-	10,105	150	25
図書貸出 返却窓口計	-	-	-	-	-	-	-	-	77,011	55,411	17,584	2,508	1,508	-	39,513	851	102
合計	-	-	1,677,526	1,247,065	76,503	289,475	51,268	13,215	2,719,871	1,691,098	886,482	109,071	33,220	1,305,989	1,062,313	187,242	14,559

※閉架書庫・共同書庫含む。(令和2年度から共同書庫で保存する各館所蔵の資料を北図書館の所蔵へ移管。)

※1 高根台公民館図書室は令和4年10月から令和5年3月まで休室

※2 海神公民館図書室は令和4年9月から令和5年2月まで休室

7 図書館の活動(令和4年度)

〈参考〉 図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の経緯について

期間	図書館	公民館図書室等	主催事業等	
令和2年 2月29日～5月31日	臨時休館		中止	
	うち3月16日～4月8日 一部サービス提供の臨時窓口設置(休館日扱い)			
令和2年 6月1日～6月7日	平日の閉館時間を 午後8時から午後7時に変更 一部サービス提供の臨時窓口 設置(開館日扱い)	東部公民館図書貸出返却窓口 のみ、平日の閉館時間を午後8 時から午後5時に変更 一部サービス提供の臨時窓口 設置(開館日扱い)		
	令和2年 6月8日～6月15日	全席撤去し、開館 館内利用開始		
令和2年 6月16日～6月28日		全席撤去し、開室 館内利用開始		
令和2年 6月30日～10月31日	一部座席利用開始			実施
令和2年 11月1日～12月25日				中止
令和2年 12月26日～ 令和3年 1月8日				
令和3年 1月9日～1月31日	平日の閉館時間を 午後8時から午後7時に変更	東部公民館図書貸出返却窓口 のみ、平日の閉館時間を午後8 時から午後5時に変更		実施
令和3年 2月1日～3月31日				
令和3年 4月1日～4月19日	感染防止対策を講じながら、通常の間 時間帯で開館・開室及び事業 実施 一部座席利用開始			
令和3年 4月20日～8月30日	平日の閉館時間を 午後8時から午後7時に変更	東部公民館図書貸出返却窓口 のみ、平日の閉館時間を午後8 時から午後6時に変更		
令和3年 8月31日～9月30日	平日の閉館時間を 午後8時から午後7時に変更 全席撤去	東部公民館図書貸出返却窓口 のみ、平日の閉館時間を午後8 時から午後5時に変更 全席撤去	中止	
令和3年 10月1日～	感染防止対策を講じながら、通常の間 時間帯で開館・開室及び事業 実施 一部座席利用開始			

7 図書館の活動(令和4年度)

(2) 資料点数

①図書館分類別資料点数(一般・雑誌)

(点)

館名		西	中央	東	BM	北	合計
分類・種別							
0 総記		9,460	7,678	5,571	126	20,151	42,986
	一般書	5,048	5,101	2,666	126	11,194	24,135
	参考図書	4,412	2,577	2,905	0	8,957	18,851
1 哲学		10,921	9,533	6,193	526	23,710	50,883
	一般書	10,553	9,266	5,993	526	22,828	49,166
	参考図書	368	267	200	0	882	1,717
2 歴史		21,232	21,114	12,400	1,074	49,341	105,161
	一般書	19,565	19,420	11,206	1,074	45,603	96,868
	参考図書	1,667	1,694	1,194	0	3,738	8,293
3 社会科学		27,216	39,336	22,968	1,050	91,833	182,403
	一般書	24,936	35,862	21,221	1,050	82,608	165,677
	参考図書	2,280	3,474	1,747	0	9,225	16,726
4 自然科学		14,790	18,048	11,160	983	42,260	87,241
	一般書	13,552	16,711	10,257	983	39,533	81,036
	参考図書	1,238	1,337	903	0	2,727	6,205
5 技術		13,758	21,099	13,058	3,093	46,382	97,390
	一般書	12,671	19,618	12,464	3,093	42,628	90,474
	参考図書	1,087	1,481	594	0	3,754	6,916
6 産業		6,757	9,790	5,041	498	20,299	42,385
	一般書	6,101	8,710	4,560	498	17,961	37,830
	参考図書	656	1,080	481	0	2,338	4,555
7 芸術		17,224	20,157	10,662	710	49,155	97,908
	一般書	16,100	19,272	10,101	710	46,933	93,116
	参考図書	1,124	885	561	0	2,222	4,792
8 言語		4,906	4,864	3,097	132	9,384	22,383
	一般書	3,681	4,096	2,526	132	7,976	18,411
	参考図書	1,225	768	571	0	1,408	3,972
9 文学		66,514	76,394	42,737	9,763	170,589	365,997
	一般書	65,260	75,658	42,085	9,763	168,825	361,591
	参考図書	1,254	736	652	0	1,764	4,406
	郷土資料	52,688	13,222	6,861	0	12,493	85,264
	貴重資料	6,177	0	0	0	0	6,177
	雑誌	6,141	6,646	2,265	0	24,979	40,031
合計		257,784	247,881	142,013	17,955	560,576	1,226,209
	一般書	236,332	226,936	129,940	17,955	498,582	1,109,745
	参考図書	15,311	14,299	9,808	0	37,015	76,433
	雑誌	6,141	6,646	2,265	0	24,979	40,031

※郷土資料・貴重資料の合計は、一般書の合計に含む。

7 図書館の活動(令和4年度)

②図書館分類別資料点数(児童・児童雑誌)

(点)

分類・種別	館名 西	中央	東	BM	北	合計
0 総記	1,113	1,690	963	70	1,448	5,284
1 哲学	94	96	102	21	161	474
2 歴史	1,390	1,335	1,269	334	2,605	6,933
3 社会科学	1,904	3,871	1,905	467	2,663	10,810
4 自然科学	3,720	4,027	4,011	1,613	6,770	20,141
5 技術	1,572	1,574	1,845	802	2,916	8,709
6 産業	914	958	936	376	1,513	4,697
7 芸術	2,225	2,166	2,226	1,117	3,385	11,119
8 言語	397	476	432	107	485	1,897
9 文学	8,275	16,910	9,505	5,379	17,981	58,050
絵本	12,600	18,760	14,610	13,518	16,973	76,461
雑誌	524	5,463	503	268	738	7,496
合計	34,728	57,326	38,307	24,072	57,638	212,071
児童書	34,204	51,863	37,804	23,804	56,900	204,575
雑誌	524	5,463	503	268	738	7,496

7 図書館の活動(令和4年度)

③図書館開架・閉架別資料点数

(点)

館名 開閉・種別	西	中央	東	BM	北	合計
開架	171,191	198,253	132,418	11,346	149,895	663,103
閉架	122,690	106,954	47,902	30,681	88,758	396,985
共同書庫					391,407	391,407
合計	293,881	305,207	180,320	42,027	630,060	1,451,495

④視聴覚資料形態別資料点数

(点)

	西	北	合計
開架	1,362	1,313	2,675
映像資料(VHS)	0	0	0
映像資料(LD)	0	0	0
映像資料(VHD)	0	0	0
映像資料(DVD)	0	1,313	1,313
音楽CD	1,362	0	1,362
閉架	7	5,291	5,298
映像資料(VHS)	0	197	197
映像資料(LD)	0	864	864
映像資料(VHD)	0	173	173
映像資料(DVD)	0	4,057	4,057
音楽CD	7	0	7
共同書庫		5,242	5,242
映像資料(VHS)		5,242	5,242
映像資料(LD)		0	0
映像資料(VHD)		0	0
映像資料(DVD)		0	0
音楽CD		0	0
合計	1,369	11,846	13,215
映像資料(VHS)	0	5,439	5,439
映像資料(LD)	0	864	864
映像資料(VHD)	0	173	173
映像資料(DVD)	0	5,370	5,370
音楽CD	1,369	0	1,369

7 図書館の活動(令和4年度)

(3) 購入点数

①図書館分類別購入点数(一般)

(点)

館名		西	中央	東	BM	北	合計
分類・種別							
0		280	347	223	11	262	1,123
総記	一般書	244	278	171	11	203	907
	参考図書	36	69	52	0	59	216
1		422	300	275	40	376	1,413
哲学	一般書	420	299	274	40	373	1,406
	参考図書	2	1	1	0	3	7
2		785	597	604	73	602	2,661
歴史	一般書	741	591	596	73	590	2,591
	参考図書	44	6	8	0	12	70
3		1,549	1,626	1,174	98	1,193	5,640
社会科学	一般書	1,497	1,560	1,121	98	1,114	5,390
	参考図書	52	66	53	0	79	250
4		739	638	764	88	673	2,902
自然科学	一般書	726	624	755	88	666	2,859
	参考図書	13	14	9	0	7	43
5		768	881	838	190	782	3,459
技術	一般書	763	874	835	190	774	3,436
	参考図書	5	7	3	0	8	23
6		309	389	258	30	244	1,230
産業	一般書	300	377	246	30	230	1,183
	参考図書	9	12	12	0	14	47
7		567	567	432	52	611	2,229
芸術	一般書	563	562	432	52	602	2,211
	参考図書	4	5	0	0	9	18
8		139	146	110	17	117	529
言語	一般書	136	143	109	17	113	518
	参考図書	3	3	1	0	4	11
9		2,163	2,432	1,878	420	1,874	8,767
文学	一般書	2,156	2,420	1,875	420	1,864	8,735
	参考図書	7	12	3	0	10	32
	郷土資料	192	34	6	0	5	237
	貴重資料	23	0	0	0	0	23
	雑誌	1,956	3,309	1,911	0	2,343	9,519
合計		9,892	11,266	8,473	1,019	9,082	39,732
	一般書	7,761	7,762	6,420	1,019	6,534	29,496
	参考図書	175	195	142	0	205	717
	雑誌	1,956	3,309	1,911	0	2,343	9,519

※郷土資料・貴重資料の合計は、一般書の合計に含む。

7 図書館の活動(令和4年度)

②図書館分類別購入点数(児童)

(点)

館名 分類・種別	西	中央	東	BM	北	合計
0 総記	17	18	14	2	6	57
1 哲学	3	6	5	2	2	18
2 歴史	38	27	22	2	32	121
3 社会科学	75	85	70	26	37	293
4 自然科学	123	119	137	66	82	527
5 技術	57	71	51	37	39	255
6 産業	42	33	37	18	20	150
7 芸術	54	49	55	33	42	233
8 言語	12	5	8	7	1	33
9 文学	399	277	225	256	275	1,432
絵本	1,030	526	541	526	430	3,053
雑誌	110	217	120	84	140	671
合計	1,960	1,433	1,285	1,059	1,106	6,843

※児童資料は除く。

③公民館図書室等購入点数

(点)

館名 区分	小室	丸山	塚田	高根台	海神	薬田台	坪井	法典	西部	新高根	三山	浜町	北部	大穴	飯山満	松が丘	合計
一般書	514	599	604	793	405	742	398	486	381	418	295	536	229	438	438	313	7,589
児童書	343	356	407	433	309	381	392	298	271	245	264	368	294	338	316	304	5,319
雑誌	72	120	135	350	295	594	188	133	114	133	0	123	94	122	0	80	2,553
合計	929	1,075	1,146	1,576	1,009	1,717	978	917	766	796	559	1,027	617	898	754	697	15,461

④雑誌・新聞購入タイトル数

(点)

館名 区分	合計	図書館					計
		西	中央	東	BM	北	
雑誌	989	168	262	138	7	202	777
新聞	112	14	17	14	0	15	60
合計	1,101	182	279	152	7	217	837

館名 区分	公民館図書室等																計	
	小室	丸山	塚田	高根台	海神	薬田台	坪井	法典	西部	新高根	三山	浜町	北部	大穴	飯山満	八木が谷		松が丘
雑誌	5	10	12	29	27	40	17	12	13	8	0	11	9	11	0	0	8	212
新聞	2	2	2	6	6	6	2	3	3	3	0	3	3	3	3	3	2	52
合計	7	12	14	35	33	46	19	15	16	11	0	14	12	14	3	3	10	264

⑤視聴覚資料形態別購入点数

(点)

	西	北	合計
映像資料(VHS)	0	0	0
映像資料(LD)	0	0	0
映像資料(VHD)	0	0	0
映像資料(DVD)	0	292	292
音楽CD	178	0	178
合計	178	292	470

7 図書館の活動(令和4年度)

(4) 除籍点数

(点)

館名 区分	合計
一般書	30,949
児童書	8,099
雑誌	13,637
合計	52,685

館名 区分	図書館					計
	西	中央	東	北		
一般書	4,394	3,043	3,743	15,284		26,464
児童書	403	1,524	3,424	2,108		7,459
雑誌	2,825	3,828	2,171	2,257		11,081
合計	7,622	8,395	9,338	19,649		45,004

館名 区分	公民館図書室等																計
	小室	丸山	塚田	高根台	海神	薬円台	坪井	法典	西部	新高根	三山	浜町	北部	大穴	飯山満	松が丘	
一般書	284	445	589	1,214	22	649	9	745	220	43	251	8	3	1	0	2	4,485
児童書	8	51	62	54	165	99	59	21	12	104	0	2	3	0	0	0	640
雑誌	73	133	146	344	310	621	140	151	112	150	0	121	97	143	0	15	2,556
合計	365	629	797	1,612	497	1,369	208	917	344	297	251	131	103	144	0	17	7,681

※視聴覚資料は除く。(西・北)

※BMは東図書館を含む。

(5) 寄贈点数

(点)

館名 区分	合計
寄贈点数	6,303

館名 区分	図書館					計
	西	中央	東	BM	北	
寄贈点数	1,808	1,131	663	72	660	4,334

館名 区分	公民館図書室等																計
	小室	丸山	塚田	高根台	海神	薬円台	坪井	法典	西部	新高根	三山	浜町	北部	大穴	飯山満	松が丘	
寄贈点数	38	31	37	69	56	48	221	52	16	35	17	63	24	100	1,109	53	1,969

7 図書館の活動(令和4年度)

(6) 貸出点数

①図書館分類別貸出点数(一般)

(点)

分類・種別	館名 西	中央	東	BM	北	合計
0 総記	6,218	6,893	4,284	192	2,916	20,503
1 哲学	14,549	17,877	14,371	821	9,946	57,564
2 歴史	21,479	28,166	22,243	1,307	16,361	89,556
3 社会科学	31,740	42,764	28,952	1,962	21,452	126,870
4 自然科学	19,048	24,672	22,704	1,742	14,971	83,137
5 技術	24,042	38,299	38,453	4,094	23,154	128,042
6 産業	6,786	10,893	8,003	598	5,762	32,042
7 芸術	14,925	21,334	18,737	1,117	12,676	68,789
8 言語	4,560	6,365	4,327	249	2,747	18,248
9 文学	132,464	185,489	162,282	19,425	111,094	610,754
うち郷土資料	1,040	1,386	380	4	330	3,140
合計	275,811	382,752	324,356	31,507	221,079	1,235,505

※東図書館は、団体貸出しを含む。

※郷土資料は、一般書の合計に含む。

②図書館分類別貸出点数(児童)

(点)

分類・種別	館名 西	中央	東	BM	北	合計
0 総記	1,343	984	758	337	408	3,830
1 哲学	254	258	236	49	118	915
2 歴史	2,918	3,260	2,238	646	923	9,985
3 社会科学	3,034	2,732	3,261	639	1,246	10,912
4 自然科学	9,997	11,914	12,645	1,945	5,485	41,986
5 技術	4,376	5,686	4,544	964	2,578	18,148
6 産業	2,835	1,735	1,615	350	945	7,480
7 芸術	6,075	7,046	6,431	819	4,001	24,372
8 言語	660	1,044	756	127	372	2,959
9 文学	30,488	37,780	30,693	7,432	16,134	122,527
絵本	91,521	95,617	81,165	15,385	47,295	330,983
合計	153,501	168,056	144,342	28,693	79,505	574,097

※東図書館は、団体貸出しを含む。

③予約件数

(件)

区分	館名 合計
総予約点数	853,020
内インターネット点数	749,893

区分	図書館						計
	西	中央	東	BM	北		
総予約点数	129,128	169,263	115,794	13,478	59,270	486,933	
内インターネット点数	116,455	151,463	102,052	9,873	51,026	430,869	

区分	図書館出返却窓口			計
	東部	夏見		
総予約点数	60,057	20,023	80,080	
内インターネット点数	55,181	18,738	73,919	

区分	公民館図書室等																計	
	小室	丸山	塚田	高根台	海神	薬門台	坪井	法典	西部	新高根	三山	浜町	北部	大穴	飯山満	八木が谷		松が丘
総予約点数	7,971	20,170	36,487	26,375	7,179	52,642	18,860	27,872	18,627	17,527	13,797	18,183	2,613	3,440	6,145	1,881	6,238	286,007
内インターネット点数	6,583	17,094	32,364	20,912	6,033	45,633	17,555	23,527	17,002	14,351	11,043	16,247	2,171	2,786	5,228	1,193	5,383	245,105

7 図書館の活動(令和4年度)

(7) 利用者数

①図書館月別来館者数

(人)

館名 月	西	中央	東	北	合計
4月	23,689	34,241	23,609	18,666	100,205
5月	25,707	36,067	26,610	19,820	108,204
6月	25,233	36,079	26,390	20,353	108,055
7月	27,465	38,872	29,808	23,057	119,202
8月	27,953	39,332	30,518	23,758	121,561
9月	26,022	35,335	26,168	19,846	107,371
10月	27,307	37,398	27,826	20,913	113,444
11月	26,065	36,669	28,279	21,285	112,298
12月	22,798	33,282	25,108	19,769	100,957
1月	24,781	36,560	21,982	20,791	104,114
2月	22,538	33,594	25,204	18,009	99,345
3月	25,662	38,530	27,750	19,291	111,233
合計	305,220	435,959	319,252	245,558	1,305,989

②夜間開館利用状況

	西	中央	東	北	合計
開館日・時間	月～金（祝日を除く）				-
	17:00～20:00				-
開館日数(日)	333	333	334	333	-
うち夜間開館日数	217	217	219	218	-
貸出者数(人)	28,140	28,829	15,873	15,776	88,618
一日平均貸出者数	130	133	72	72	-
貸出点数(点)	59,593	64,914	36,680	36,281	197,468
一日平均貸出点数	275	299	167	166	-

(8) 相互協力点数

(点)

借用	10,520
貸出	7,559

7 図書館の活動(令和4年度)

(9) 団体貸出し利用状況

登録 団体数	利用 団体数	団体貸出回数	貸出点数	一般書	児童書	雑誌
				40	13	50

(10) 移動図書館車「まつかぜ号」利用状況

①巡回日数及び貸出状況

巡回日数	一般書		児童書		合計	
	貸出者数	貸出点数	貸出者数	貸出点数	貸出者数	貸出点数
260	9,861	31,797	5,874	29,289	15,735	61,086

※一般書・児童書の貸出点数には、それぞれ雑誌を含む。

②ステーション別貸出状況

(点)

No.	ステーション名	貸出点数	No.	ステーション名	貸出点数
1	宮本小学校	1,493	21	飯山満セントラルコーポ	1,186
2	若松中央広場	5,897	22	行田中学校	762
3	旭町本行寺	267	23	夏見台中央公園	3,308
4	宮本台公園	3,401	24	夏見台団地給水塔前	2,105
5	小栗原小学校	592	25	北本町ライオンズマンション	1,656
6	二宮出張所	583	26	中野木小学校	4,650
7	三山小学校	280	27	はざま台サンハイツ	1,532
8	三田中学校	535	28	高郷小学校	348
9	前原小学校	3,902	29	芝山東小学校	1,047
10	船橋サンハイツ	1,246	30	芝山西小学校	457
11	雄鹿野団地駐車場	1,136	31	エステート上山駐車場	865
12	ランドローム三咲店	698	32	北本町ブライトシティ船橋前	1,860
13	八木が谷北公園	265	33	ファミリー津田沼	2,565
14	東船橋ガーデン(駿河台1丁目公園)	5,650	34	山手ルネ・アクシム	4,808
15	田喜野井グリーンハイツ	1,508	35	フェルマータ船橋	887
16	みどり台中央公園	954	36	新高根5丁目公園	898
17	金杉台団地集会所	1,534	37	海神公民館駐車場	547
18	二和グリーンハイツ	956			
19	七林小学校	332			
20	大穴北小学校	376		合計	61,086

※36. 新高根5丁目公園は高根台公民館図書室休室期間(令和4年11月～令和5年3月)のみ設置。

※37. 海神公民館駐車場は海神公民館図書室休室期間(令和4年9月～令和5年2月)のみ設置。

(11) 電子書籍サービス利用状況

登録者数(人)	11,611
内新規登録者数	2,081
所蔵コンテンツ数(点)	11,737
貸出点数(点)	12,172

9 統計

(1) 資料点数の推移

①館別資料点数の推移

(点)

種別・年度 館名	2					3					4				
	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	
西	278,722	238,918	31,600	7,189	1,015	287,829	246,897	32,575	7,161	1,196	293,881	251,643	34,204	6,665	1,369
中央	292,727	227,414	51,965	13,348	-	299,163	234,977	52,119	12,067	-	305,207	241,235	51,863	12,109	-
東	175,577	135,567	37,033	2,977	-	176,237	135,856	37,562	2,819	-	180,320	139,748	37,804	2,768	-
BM	44,171	17,131	26,766	274	-	43,176	17,686	25,224	266	-	42,027	17,955	23,804	268	-
北	640,759	545,170	57,203	25,889	12,497	637,086	542,151	57,133	25,460	12,342	630,060	535,597	56,900	25,717	11,846
図書館計	1,431,956	1,164,200	204,567	49,677	13,512	1,443,491	1,177,567	204,613	47,773	13,538	1,451,495	1,186,178	204,575	47,527	13,215
小室	13,396	9,294	3,966	136	-	13,672	9,315	4,271	86	-	14,243	9,545	4,613	85	-
丸山	14,632	9,065	5,387	180	-	15,138	9,261	5,715	162	-	15,395	9,267	5,978	150	-
塚田	17,040	9,175	7,680	185	-	17,717	9,550	7,982	185	-	17,944	9,454	8,316	174	-
高根台	30,477	20,296	9,650	531	-	28,004	18,349	9,153	502	-	27,570	17,566	9,496	508	-
海神	24,574	15,651	8,507	416	-	23,138	15,335	7,440	363	-	22,820	15,077	7,395	348	-
薬門台	24,332	14,417	8,972	943	-	23,902	14,038	8,967	897	-	24,102	14,047	9,184	871	-
坪井	12,080	6,434	5,005	641	-	11,545	6,138	4,976	431	-	12,470	6,601	5,390	479	-
法典	20,272	14,627	5,444	201	-	20,183	14,273	5,716	194	-	19,898	13,743	5,979	176	-
西部	15,488	10,158	5,055	275	-	15,614	10,161	5,252	201	-	15,787	10,103	5,480	204	-
新高根	12,160	7,330	4,640	190	-	12,557	7,539	4,845	173	-	12,655	7,928	4,571	156	-
三山	8,054	4,882	3,172	0	-	8,119	4,845	3,274	0	-	8,063	4,858	3,205	0	-
浜町	8,894	4,765	3,946	183	-	9,825	5,310	4,325	190	-	10,781	5,879	4,710	192	-
北部	6,765	3,628	3,004	133	-	7,015	3,681	3,200	134	-	7,455	3,823	3,503	129	-
大穴	6,424	3,943	2,422	59	-	7,791	4,785	2,816	190	-	8,770	5,436	3,165	169	-
飯山満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,288	1,657	1,631	0	-
八木が谷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松が丘	-	-	-	-	-	4,063	2,042	1,986	35	-	4,790	2,406	2,284	100	-
公民館 図書室等計	214,588	133,665	76,850	4,073	-	218,283	134,622	79,918	3,743	-	226,031	137,390	84,900	3,741	-
合計	1,646,544	1,297,865	281,417	53,750	13,512	1,661,774	1,312,189	284,531	51,516	13,538	1,677,526	1,323,568	289,475	51,268	13,215

※参考図書は、一般書を含む。

②図書館分類別資料点数の推移 (一般・雑誌・視聴覚資料)

(点)

館名・年度 分類・種別	西			中央			東			BM			北			合計		
	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4
0 総記	8,952	9,273	9,460	7,040	7,406	7,678	5,412	5,478	5,571	107	116	126	20,004	20,186	20,151	41,515	42,459	42,986
1 哲学	10,098	10,480	10,921	8,918	9,239	9,533	5,960	6,001	6,193	459	490	526	23,534	23,812	23,710	48,969	50,022	50,883
2 歴史	20,649	21,031	21,232	20,193	20,792	21,114	12,205	12,184	12,400	1,210	1,195	1,074	49,844	50,023	49,341	104,101	105,225	105,161
3 社会科学	26,478	27,417	27,216	36,288	37,916	39,336	21,835	22,150	22,968	944	980	1,050	91,980	92,563	91,833	177,525	181,026	182,403
4 自然科学	13,493	14,219	14,790	17,016	17,623	18,048	10,417	10,702	11,160	852	901	983	41,564	41,683	42,260	83,342	85,128	87,241
5 技術	13,622	14,239	13,758	19,505	20,416	21,099	12,500	12,458	13,058	3,036	3,157	3,093	48,626	46,198	46,382	97,289	96,468	97,390
6 産業	6,643	6,864	6,757	9,122	9,519	9,790	4,952	4,875	5,041	472	491	498	20,042	20,032	20,299	41,231	41,781	42,385
7 芸術	16,173	16,652	17,224	19,130	19,730	20,157	10,288	10,317	10,662	661	696	710	49,379	48,756	49,155	95,631	96,151	97,908
8 言語	4,629	4,792	4,906	4,622	4,775	4,864	3,088	3,029	3,097	105	117	132	9,664	9,608	9,384	22,108	22,321	22,383
9 文学	62,139	64,346	66,514	72,989	74,631	76,394	42,560	42,015	42,737	9,285	9,543	9,763	178,424	176,972	170,589	365,397	367,507	365,997
郷土資料	49,896	51,430	52,688	12,591	12,930	13,222	6,350	6,647	6,861	-	-	-	12,109	12,318	12,493	80,946	83,325	85,264
貴重資料	6,146	6,154	6,177	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,146	6,154	6,177
雑誌	6,650	6,646	6,141	8,159	6,724	6,646	2,465	2,315	2,265	-	-	-	25,235	24,744	24,979	42,509	40,429	40,031
視聴覚資料	1,015	1,196	1,369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,497	12,342	11,846	13,512	13,538	13,215
合計	246,583	254,739	259,153	235,573	241,701	247,881	138,032	138,171	142,013	17,131	17,686	17,955	582,902	579,237	572,422	1,220,221	1,231,534	1,239,424
一般書 参考図書	238,918	246,897	251,643	227,414	234,977	241,235	135,567	135,856	139,748	17,131	17,686	17,955	545,170	542,151	535,597	1,164,200	1,177,567	1,186,178
雑誌	6,650	6,646	6,141	8,159	6,724	6,646	2,465	2,315	2,265	-	-	-	25,235	24,744	24,979	42,509	40,429	40,031
視聴覚資料	1,015	1,196	1,369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,497	12,342	11,846	13,512	13,538	13,215

※郷土資料・貴重資料の合計は、一般書の合計を含む。

9 統計

③図書館分類別資料点数の推移(児童・児童雑誌)

(点)

種別・年度	西			中央			東			BM			北			合計		
	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4
0 総記	1,038	1,095	1,113	1,634	1,695	1,690	921	944	963	68	68	70	1,385	1,421	1,448	5,046	5,223	5,284
1 哲学	87	91	94	99	97	96	94	96	102	22	20	21	162	159	161	464	463	474
2 歴史	1,334	1,353	1,390	1,474	1,391	1,335	1,305	1,272	1,269	733	402	334	2,579	2,577	2,605	7,425	6,995	6,933
3 社会科学	1,751	1,826	1,904	3,774	3,856	3,871	1,799	1,835	1,905	715	475	467	2,487	2,597	2,663	10,526	10,589	10,810
4 自然科学	3,512	3,609	3,720	4,511	4,215	4,027	4,206	4,090	4,011	2,126	1,653	1,613	6,704	6,630	6,770	21,059	20,197	20,141
5 技術	1,473	1,526	1,572	1,655	1,663	1,574	1,773	1,812	1,845	975	806	802	2,783	2,843	2,916	8,659	8,650	8,709
6 産業	835	883	914	943	954	958	952	981	936	441	382	376	1,427	1,476	1,513	4,598	4,676	4,697
7 芸術	2,108	2,177	2,225	2,295	2,226	2,166	2,379	2,441	2,226	1,241	1,124	1,117	3,254	3,309	3,385	11,277	11,277	11,119
8 言語	375	385	397	463	481	476	427	438	432	110	101	107	481	484	485	1,856	1,889	1,897
9 文学	7,776	7,834	8,275	16,838	16,932	16,910	9,365	9,254	9,505	7,712	7,066	5,379	18,767	18,696	17,981	60,458	59,782	58,050
絵本	11,311	11,796	12,600	18,279	18,609	18,760	13,812	14,399	14,610	12,623	13,127	13,518	17,174	16,941	16,973	73,199	74,872	76,461
雑誌	539	515	524	5,189	5,343	5,463	512	504	503	274	266	268	654	716	738	7,168	7,344	7,496
合計	32,139	33,090	34,728	57,154	57,462	57,326	37,545	38,066	38,307	27,040	25,490	24,072	57,857	57,849	57,638	211,735	211,957	212,071
児童書	31,600	32,575	34,204	51,965	52,119	51,863	37,033	37,562	37,804	26,766	25,224	23,804	57,203	57,133	56,900	204,567	204,613	204,575
雑誌	539	515	524	5,189	5,343	5,463	512	504	503	274	266	268	654	716	738	7,168	7,344	7,496

(2) 貸出点数の推移

(点)

種別・年度	2					3					4				
	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	
西	353,594	220,906	111,020	17,292	4,376	461,491	275,260	158,586	21,166	6,479	454,080	275,811	153,501	18,348	6,420
中央	435,853	298,075	111,181	24,101	2,496	591,999	387,065	172,540	29,390	3,004	581,762	382,752	168,056	28,165	2,789
東	385,910	257,810	107,958	17,999	2,143	498,129	324,435	149,766	20,718	3,210	489,988	324,356	144,342	18,913	2,377
うち団体	(4,214)	(254)	(3,955)	(5)	-	(5,700)	(259)	(5,441)	(0)	-	(5,422)	(267)	(5,155)	(0)	-
BM	42,386	22,806	18,936	644	-	63,429	32,185	30,482	762	-	61,086	31,507	28,693	886	-
北	104,641	78,899	17,693	5,311	2,738	325,722	216,292	78,861	17,645	12,924	330,861	221,079	79,505	16,419	13,858
図書館計	1,322,384	878,496	366,788	65,347	11,753	1,940,770	1,235,237	590,235	89,681	25,617	1,917,777	1,235,505	574,097	82,731	25,444
小室	14,065	8,402	4,498	637	528	16,719	9,978	5,416	645	680	16,986	10,911	4,928	517	630
丸山	38,004	23,302	12,477	1,696	529	49,141	29,188	17,702	1,576	675	49,807	29,165	18,650	1,321	671
塚田	61,439	30,377	28,726	2,023	313	93,007	41,761	48,211	2,394	641	94,564	43,366	48,019	2,483	696
高根台	94,117	64,983	24,328	3,911	895	109,619	72,307	31,887	4,348	1,077	60,081	40,379	16,655	2,366	681
海神	30,963	16,771	12,039	1,979	174	38,932	20,395	15,968	2,093	476	18,606	9,788	7,692	1,018	108
薬円台	101,520	62,000	33,929	4,837	754	127,005	75,440	44,955	5,568	1,042	126,673	75,553	44,719	5,590	811
坪井	44,052	18,303	22,909	2,472	368	56,773	22,895	30,439	2,905	534	54,321	22,590	28,823	2,640	268
法典	57,777	36,196	19,406	1,946	229	77,125	46,589	27,852	2,316	368	80,717	45,450	32,547	2,331	389
西部	35,306	19,952	14,010	1,060	284	47,824	26,479	19,574	1,332	439	50,612	27,480	21,440	1,335	357
新高根	32,660	17,236	14,404	712	308	40,281	20,048	19,216	553	464	48,503	27,300	19,701	1,057	445
三山	23,369	14,663	7,727	865	114	28,721	18,527	9,023	908	263	32,894	19,628	12,156	789	321
浜町	32,505	12,150	19,311	856	188	41,965	17,409	23,276	1,045	235	46,699	20,338	25,093	1,102	166
北部	6,019	3,354	2,500	135	30	7,678	4,472	2,816	325	65	7,993	4,600	2,926	348	119
大穴	307	160	134	12	1	10,215	5,141	4,708	247	119	12,239	6,849	4,979	300	111
飯山溝	-	-	-	-	-	2,125	1,537	446	75	67	8,801	5,817	2,599	193	192
八木が谷	-	-	-	-	-	689	548	103	16	22	1,860	1,594	141	46	79
松が丘	-	-	-	-	-	2,563	1,546	943	47	27	13,727	9,374	3,733	396	224
公民館 図書室等計	572,103	327,849	216,398	23,141	4,715	750,382	414,260	302,535	26,393	7,194	725,083	400,182	294,801	23,832	6,268
東部	44,214	32,549	9,012	1,948	705	57,706	41,811	12,841	2,046	1,008	57,361	42,275	12,391	1,996	699
夏見	15,229	10,407	3,911	535	376	20,168	13,468	5,185	711	804	19,650	13,136	5,193	512	809
図書貸出返却 窓口計	59,443	42,956	12,923	2,483	1,081	77,874	55,279	18,026	2,757	1,812	77,011	55,411	17,584	2,508	1,508
合計	1,953,930	1,249,301	596,109	90,971	17,549	2,769,026	1,704,776	910,796	118,831	34,623	2,719,871	1,691,098	886,482	109,071	33,220

(3) 貸出者数の推移

(人)

種別・年度 館名	2				3				4			
	一般書	児童書	視聴覚資料		一般書	児童書	視聴覚資料		一般書	児童書	視聴覚資料	
西	139,196	104,457	31,755	2,984	182,810	132,850	45,475	4,485	183,313	135,913	43,060	4,340
中央	161,489	129,651	29,991	1,847	226,834	177,048	47,475	2,311	231,023	181,051	47,793	2,179
東	139,299	106,533	31,055	1,711	186,983	141,223	43,240	2,520	188,361	145,157	41,381	1,823
うち団体	(34)	-	(34)	-	(49)	-	(49)	-	(50)	-	(50)	-
BM	10,765	6,772	3,993	-	15,953	9,691	6,262	-	15,735	9,861	5,874	-
北	43,399	36,000	5,502	1,897	125,403	94,332	22,733	8,338	131,501	98,960	23,552	8,989
図書館計	494,148	383,413	102,296	8,439	737,983	555,144	165,185	17,654	749,933	570,942	161,660	17,331
小室	5,831	4,313	1,144	374	6,692	4,814	1,418	460	6,670	5,053	1,164	453
丸山	14,590	11,433	2,758	399	18,706	14,209	3,975	522	18,794	14,356	3,905	533
塚田	22,248	15,215	6,760	273	32,808	20,804	11,490	514	33,497	21,581	11,393	523
高根台	36,699	29,585	6,430	684	42,988	34,039	8,163	786	24,859	19,854	4,518	487
海神	11,940	8,807	2,981	152	15,028	10,859	3,790	379	7,176	5,200	1,880	96
薬門台	40,256	30,777	8,843	636	50,057	37,586	11,616	855	50,564	38,617	11,321	626
坪井	15,745	9,351	6,081	313	20,273	11,888	7,976	409	19,296	11,756	7,312	228
法典	20,555	15,817	4,545	193	27,191	20,575	6,320	296	28,173	20,952	6,921	300
西部	13,022	9,276	3,510	236	17,535	12,440	4,767	328	18,642	13,226	5,133	283
新高根	11,142	7,598	3,296	248	14,238	9,101	4,751	386	17,628	12,444	4,833	351
三山	9,097	7,272	1,729	96	11,997	9,664	2,136	197	12,428	9,525	2,676	227
浜町	10,468	5,751	4,562	155	14,882	8,994	5,698	190	16,449	10,347	5,964	138
北部	2,132	1,588	521	23	3,075	2,367	654	54	3,118	2,401	627	90
大穴	120	76	43	1	3,918	2,411	1,406	101	4,693	3,256	1,351	86
飯山満	-	-	-	-	1,118	857	206	55	4,014	3,009	870	135
八木が谷	-	-	-	-	411	331	64	16	1,081	927	91	63
松が丘	-	-	-	-	1,112	809	276	27	5,785	4,489	1,122	174
公民館図書室等計	213,845	156,859	53,203	3,783	282,029	201,748	74,706	5,575	272,867	196,993	71,081	4,793
東部	22,045	17,757	3,727	561	28,905	22,902	5,164	839	29,408	23,836	5,013	559
夏見	7,708	5,754	1,694	260	10,561	7,674	2,323	564	10,105	7,358	2,186	561
図書貸出返却窓口計	29,753	23,511	5,421	821	39,466	30,576	7,487	1,403	39,513	31,194	7,199	1,120
合計	737,746	563,783	160,920	13,043	1,059,478	787,468	247,378	24,632	1,062,313	799,129	239,940	23,244

※団体貸出しでの貸出者数は、児童書に振り分ける。

(4) 一日平均貸出点数の推移

(点)

種別・年度 館名	2				3				4						
	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料			
西	1,328	830	417	65	16	1,382	824	475	63	19	1,363	828	461	55	19
中央	1,636	1,120	417	90	9	1,778	1,162	518	88	9	1,747	1,149	505	85	8
東	1,449	969	405	67	8	1,491	971	448	62	10	1,467	971	432	57	7
うち団体	(14)	-	(14)	-	-	(17)	(1)	(16)	(0)	-	(16)	(1)	(15)	(0)	(0)
BM	204	110	91	3	-	246	125	118	3	-	234	121	110	3	0
北	410	311	69	20	10	978	650	237	53	39	994	664	239	49	42
図書館計	5,027	3,340	1,399	245	43	5,875	3,732	1,796	269	77	5,805	3,733	1,747	249	76
小室	60	37	19	2	2	59	35	19	2	2	61	39	18	2	2
丸山	165	102	54	7	2	172	102	62	6	2	179	105	67	5	2
塚田	267	133	125	8	1	326	147	169	8	2	333	153	169	9	2
高根台	411	285	106	17	3	386	255	112	15	4	350	235	97	14	4
海神	133	73	52	8	-	137	72	56	7	2	126	66	52	7	1
薬門台	443	271	148	21	3	447	266	158	20	4	446	266	157	20	3
坪井	191	80	100	10	1	200	81	107	10	2	191	80	101	9	1
法典	253	159	85	8	1	272	164	98	8	1	284	160	115	8	1
西部	153	87	61	4	1	168	93	69	5	2	178	97	75	5	1
新高根	142	75	63	3	1	142	71	68	2	2	171	96	69	4	2
三山	101	64	34	3	-	101	65	32	3	1	116	69	43	3	1
浜町	141	53	85	3	-	147	61	82	4	1	166	72	89	4	1
北部	24	14	10	-	-	27	16	10	1	0	27	16	10	1	0
大穴	42	22	19	1	-	67	34	31	2	1	79	44	32	2	1
飯山満	-	-	-	-	-	13	9	3	0	0	31	20	9	1	1
八木が谷	-	-	-	-	-	4	3	1	0	0	7	6	1	0	0
松が丘	-	-	-	-	-	27	16	10	1	0	48	33	13	1	1
公民館図書室等計	2,526	1,455	961	95	15	2,696	1,489	1,086	94	26	2,793	1,557	1,117	95	24
東部	192	142	39	8	3	200	145	45	7	4	199	147	43	7	2
夏見	65	45	17	2	1	70	47	18	2	3	69	46	18	2	3
図書貸出返却窓口計	257	187	56	10	4	270	192	63	10	6	268	193	61	9	5
合計	7,810	4,982	2,416	350	62	8,841	5,414	2,962	373	109	8,866	5,483	2,925	353	105

※北図書館の令和2年度平均値は大規模改修工事期間中の臨時窓口開設日を含む日数で算出。

9 統計

(5) 新規登録者数の推移

(人)

種別・年度 館名	2		3			4			
	一般	児童	一般	児童	一般	児童	一般	児童	
西	3,135	2,734	401	3,944	3,356	588	4,158	3,579	579
中央	3,250	2,728	522	3,949	3,349	600	4,034	3,442	592
東	1,701	1,284	417	1,994	1,368	626	2,032	1,350	682
BM	144	123	21	153	150	3	110	106	4
北	403	325	78	1,502	1,151	351	1,694	1,302	392
図書館計	8,633	7,194	1,439	11,542	9,374	2,168	12,028	9,779	2,249
小室	64	44	20	80	66	14	72	59	13
丸山	82	58	24	111	73	38	134	88	46
塚田	220	134	86	328	206	122	289	174	115
高根台	293	217	76	389	295	94	205	162	43
海神	66	49	17	92	59	33	41	27	14
薬田台	276	182	94	406	286	120	350	255	95
坪井	131	82	49	191	119	72	200	113	87
法典	208	151	57	307	199	108	280	196	84
西部	116	82	34	140	101	39	162	123	39
新高根	112	72	40	112	64	48	129	80	49
三山	105	87	18	113	85	28	125	96	29
浜町	126	86	40	160	111	49	203	144	59
北部	37	33	4	59	46	13	34	31	3
大穴	17	8	9	149	63	86	54	37	17
飯山満	-	-	-	38	34	4	81	65	16
八木が谷	-	-	-	6	4	2	6	6	0
松が丘	-	-	-	13	12	1	64	49	15
公民館図書室等計	1,853	1,285	568	2,694	1,823	871	2,429	1,705	724
東部	83	65	18	77	67	10	77	67	10
夏見	25	18	7	32	16	16	25	15	10
図書貸出返却窓口計	108	83	25	109	83	26	102	82	20
合計	10,594	8,562	2,032	14,345	11,280	3,065	14,559	11,566	2,993

(6) 参考指標

①図書館

人口1人当たり 貸出点数(点)	登録率(%)	登録者1人当たり 貸出点数(点)	蔵書回転数(点)	人口1人当たり 蔵書数(点)	人口1人当たり 図書購入費(円)
$\frac{1,917,777}{646,322} = 3.0$	$\frac{155,805}{646,322} \times 100 = 24.1$	$\frac{1,917,777}{155,805} = 12.3$	$\frac{1,917,777}{1,451,495} = 1.3$	$\frac{1,451,495}{646,322} = 2.2$	$\frac{84,568,733}{646,322} = 130.8$

※公民館図書室等は除く。

※貸出点数・蔵書数は雑誌・視聴覚資料を含む。

②図書館及び公民館等図書室の合計

指標	年度	2	3	4
(点) 人口1人当たり 貸出点数	$\frac{\text{貸出点数}}{\text{人口}}$	$\frac{1,953,930}{642,174} = 3.0$	$\frac{2,769,026}{644,697} = 4.3$	$\frac{2,719,871}{646,322} = 4.2$
(%) 登録率	$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}} \times 100$	$\frac{188,086}{642,174} \times 100 = 29.3$	$\frac{181,371}{644,697} \times 100 = 28.1$	$\frac{187,242}{646,322} \times 100 = 29.0$
(点) 登録者1人当たり 貸出点数	$\frac{\text{貸出点数}}{\text{登録者数}}$	$\frac{1,953,930}{188,086} = 10.4$	$\frac{2,769,026}{181,371} = 15.3$	$\frac{2,719,871}{187,242} = 14.5$
(点) 蔵書回転数	$\frac{\text{貸出点数}}{\text{蔵書数}}$	$\frac{1,953,930}{1,646,544} = 1.2$	$\frac{2,769,026}{1,661,774} = 1.7$	$\frac{2,719,871}{1,677,526} = 1.6$
(点) 人口1人当たり 蔵書数	$\frac{\text{蔵書数}}{\text{人口}}$	$\frac{1,646,544}{642,174} = 2.6$	$\frac{1,661,774}{644,697} = 2.6$	$\frac{1,677,526}{646,322} = 2.6$
(円) 人口1人当たり 図書購入費	$\frac{\text{図書購入費}}{\text{人口}}$	$\frac{106,011,422}{642,174} = 165.1$	$\frac{98,065,813}{644,697} = 152.1$	$\frac{104,613,469}{646,322} = 161.9$

※貸出点数・蔵書数は雑誌・視聴覚資料を含む。

資料編

(1) 船橋市図書館条例

平成28年3月30日

船橋市条例第27号

船橋市図書館条例

船橋市図書館条例（昭和56年船橋市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 市は、図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市西図書館	船橋市西船1丁目20番50号
船橋市中央図書館	船橋市本町4丁目38番28号
船橋市東図書館	船橋市習志野台5丁目1番1号
船橋市北図書館	船橋市二和東5丁目26番1号

（業務）

第3条 船橋市図書館（以下「図書館」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 法第3条に規定する事項の実施に関すること。
- その他教育委員会が必要があると認めること。

（入館の制限又は使用の禁止）

第4条 教育委員会は、図書館を使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の入館を制限し、又は使用を禁止することができる。

- 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- 施設、設備又は法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）を損傷するおそれがあると認めるとき。
- その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

（指定管理者による管理）

第5条 船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館（以下これらを「指定管理館」という。）の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- 指定管理館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- その他指定管理館の運営に関する事務のうち、教育委員会が必要があると認めるもの

2 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合における第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「図書館」とあるのは「指定管理館」とする。

（指定管理者の指定の申請）

第7条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- 指定管理館の事業計画書
- その他教育委員会規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- 事業計画書による指定管理館の管理が使用者の平等な使用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。

- (2) 事業計画書の内容が指定管理館の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理館の管理の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理館の管理に係る収支状況
- (3) その他指定管理館の管理の実態を把握するため、教育委員会が必要があると認める事項

(開館時間)

第10条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、船橋市西図書館にあっては教育委員会が必要があると認めるときはこれを変更することができ、指定管理館にあっては指定管理者が必要があると認めるときは教育委員会の承認を得て開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げることができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） 午前9時30分から午後8時まで
- (2) 日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後5時まで

2 前項ただし書の規定により指定管理者が教育委員会の承認を得て開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を教育委員会規則で定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、船橋市西図書館にあっては教育委員会が必要があると認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館日を設けることができ、指定管理館にあっては指定管理者が必要があると認めるときは教育委員会の承認を得て次に掲げる日の全部又は一部を開館日とすることができる。

- (1) 毎月の最後の月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 毎月の第2木曜日（その日が、休日に当たるときは、次の週の木曜日）
- (4) 図書館資料の整理に特に要する期間として、年1回14日以内で教育委員会が定める日

2 前項ただし書の規定により指定管理者が教育委員会の承認を得て休館日の全部又は一部を開館日としたときは、当該開館日を教育委員会規則で定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時に休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(損害賠償)

第12条 指定管理者及び使用者は、図書館の施設、設備又は図書館資料を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者及び指定管理館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、指定管理館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(図書館協議会)

第14条 法第14条第1項の規定により、船橋市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の船橋市図書館条例第5条第2項の規定により任命された船橋市図書館協議会の委員である者は、平成29年4月1日において改正後の船橋市図書館条例第14条第2項の規定により協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同年6月30日までとする。

附 則 (平成28年9月26日条例第55号)

この条例は、平成28年10月21日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 船橋市図書館条例施行規則

平成28年3月31日
教育委員会規則第5号

船橋市図書館条例施行規則

船橋市図書館条例施行規則（昭和56年船橋市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市図書館条例（平成28年船橋市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請書等）

第2条 条例第7条の規則で定める申請書は、船橋市図書館指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第7条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 事業運営計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) 施設及び設備の維持管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画

3 条例第7条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の貸借対照表、収支計算書及び事業報告書
- (4) その他教育委員会が必要があると認める書類

（指定の通知）

第3条 教育委員会は、条例第8条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市図書館指定管理者指定通知書（第2号様式）により指定されたものに通知するものとする。

（開館時間）

第4条 指定管理者は、条例第10条第3項の規定により臨時に開館時間を変更しようとするとき、又は条例第11条第3項の規定により臨時に休館日を変更し、若しくは休館日を設けようとするときは、船橋市図書館開館時間変更等承認申請書（第3号様式）により教育委員会の承認を得なければならない。

（館内の利用）

第5条 図書館資料を館内で利用する者は、館長の指示に従い、所定の場所において利用しなければならない。

（館外貸出しの手続）

第6条 図書館資料の館外貸出しは、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者に対して行うものとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、市外に住所を有する者に対しても貸出しをすることができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、図書館資料利用登録申込書（第4号様式）を館長に提出するとともに、図書館資料利用券（第5号様式。以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、教育委員会が別に定める方法により、図書館資料の貸出しを受けることができる。

3 利用券の交付を受けた者が、図書館資料の館外貸出しを受けようとするときは、利用券により館長に申し込まなければならない。

（貸出点数及び貸出期間）

第7条 図書館資料の貸出点数は、1人10点以内とし、貸出期間は14日以内とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、貸出点数及び貸出期間を別に指定することができる。

（利用券等の貸与又は譲渡の禁止）

第8条 利用券及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に貸与し、又は譲渡することができない。

（届出の義務）

第9条 利用券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに館長に届け出なければならない。

- (1) 利用券を紛失したとき。
- (2) 登録事項に変更が生じたとき。

（館外貸出しの停止）

資料編

第10条 館長は、館外貸出しを受けた者が、図書館資料を貸出期間内に返却しなかったとき又は前2条の規定に違反したときは、その者に対して相当の期間貸出しを停止することができる。

(館外貸出しをしない図書館資料)

第11条 館長が特に指定した図書館資料は、館外貸出しをしない。

(損傷又は滅失の届出及び賠償)

第12条 図書館を使用する者(以下「使用者」という。)は、図書館の施設、設備又は図書館資料を損傷し、又は滅失したときは、直ちに館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の届出により損傷又は滅失が認められるときは、現品又は相当の代価を使用者に請求するものとする。

3 賠償の請求を受けた者は、請求を受けた日から28日以内に賠償を行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、期限を延長することができる。

(団体貸出し)

第13条 図書館資料の団体への貸出し(船橋市東図書館に限る。以下「団体貸出し」という。)を受けることができる団体は、市内の学校、官公署、社会教育団体等で、館長が団体貸出しを適当と認めたものとする。

2 団体貸出しを受けようとする団体の代表者は、図書館資料団体利用登録申込書(第6号様式)を館長に提出するとともに、利用券の交付を受けなければならない。

3 図書館資料の貸出点数は、1団体300点以内とし、貸出期間は90日以内とする。

4 第8条から第12条までの規定は、団体貸出しに準用する。

(配本所の設置)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、配本所を設置することができる。

(移動図書館)

第15条 教育委員会は、移動図書館を設置する。

2 移動図書館の図書館資料の貸出しその他の業務を行うため、ステーションを置く。

3 ステーションの設置場所は、船橋市西図書館の館長が定める。

4 第6条から第12条までの規定は、移動図書館について準用する。この場合において、第7条中「14日以内」とあるのは「貸出しを受けた日から次の巡回日まで」と読み替えるものとする。

(図書館資料の複写)

第16条 図書館資料の複写をしようとする者(以下「複写依頼者」という。)は、複写申込書(第7号様式)により館長に申し込まなければならない。

2 複写依頼者は、複写に要する実費を納めなければならない。

(船橋市図書館協議会の会長及び副会長)

第17条 船橋市図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の議事)

第18条 協議会の会議は、必要のつど会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第19条 協議会の庶務は、船橋市西図書館において処理する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における改正後の船橋市図書館条例施行規則第2条及び第3条の規定の適

用については、第2条第1項中「条例第7条」とあるのは、「船橋市図書館条例（平成28年船橋市条例第27号。以下「新条例」という。）第7条」と、同条第2項中「条例第7条第1号」とあるのは「新条例第7条第1号」と、同条第3項中「条例第7条第2号」とあるのは「新条例第7条第2号」と、第3条中「条例第8条」とあるのは「新条例第8条」とする。

- 4 この規則の施行の際現に改正前の船橋市図書館条例施行規則第16条第1項の規定により互選された船橋市図書館協議会の会長及び副会長である者は、平成28年4月1日において改正後の船橋市図書館条例施行規則第18条第1項の規定により協議会の委員として互選されたものとみなす。

附 則（平成28年9月29日教委規則第14号）

この規則は、平成28年10月21日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

〈 様式 省略 〉

(3) 船橋市図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、船橋市図書館、公民館等図書室及び移動図書館（以下「図書館等」という。）における事業を円滑に実施するため、船橋市図書館条例施行規則第20条の規定に基づき、資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館等は「図書館の自由に関する宣言」の立場を尊重し、市民の知る自由を保障する機関として、市民の要求及び地域の実情を考慮し、教養、調査、研究、娯楽等に資する資料を、次の各号に基づき、組織的かつ系統的に収集するものとする。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集するものとする。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしないものとする。
- (3) 職員の個人的な関心や好みによって選択をしないものとする。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり紛糾をおそれて自己規制したりしないものとする。
- (5) 図書館等の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館等および職員が支持することを意味するものではないものとする。

(収集資料の範囲)

第3条 収集資料は、国内で刊行される資料を中心とし、各分野にわたり広く収集するものとする。

- 2 時代の変化に留意し、常に新しい情報を含む資料の収集に努めるものとする。

(収集資料の種類)

第4条 収集する資料の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 図書（一般書・参考図書・児童書）資料
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
- (3) 郷土資料
- (4) 視聴覚資料（映像資料・音響資料）
- (5) 障害者向け資料
- (6) その他

(各館の収集資料)

第5条 図書館等は、各施設の規模及び機能に応じた蔵書構成に留意しつつ、体系的な資料の充実を図るものとする。

- 2 図書館においては、次の各号に掲げる資料を収集するものとする。

- (1) 市民の一般教養、実用、趣味及び娯楽等に資する資料
- (2) 各分野の基礎的、入門的な資料
- (3) 郷土資料
- (4) 各分野の専門図書
- (5) 参考図書
- (6) その他、公民館等図書室及び移動図書館のサービスを補完する資料

- 3 公民館等図書室及び移動図書館においては、前項第1号、第2号及び第3号に掲げる資料を中心として収集するものとする。

(資料別収集方針)

第6条 資料別の収集方針は次のとおりとする。

(1) 図書資料

- ア 一般書は、市民の教養、調査、研究、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほかに、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集するものとする。
- イ 参考図書は、市民の日常の調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌、地図等を幅広く収集するものとする。政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集するものとする。
- ウ 児童書は、読書のすばらしさや楽しみを伝え、継続的な読書習慣の形成に資する幅広い分野の資料を収集するものとする。
- エ 児童資料室資料は、昭和49年に寄贈を受けた1,688冊の児童文学及び児童文化に関する資料を基に創設された経緯を踏まえ、

資料の拡充を図るものとする。

オ 外国語図書は、必要に応じて収集するものとする。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要な全国紙及び千葉県内の代表的地方紙を中心に、専門紙、スポーツ紙及び海外の新聞等を収集するものとする。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に海外雑誌、児童及び青少年向けのものも含めて収集するものとする。
専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用度及び必要度に応じて収集するものとする。

ウ 官報、県報は、継続的に収集するものとする。

(3) 郷土資料

ア 大化の改新以降の行政区域である下総、上総、安房の三国を基本とした地域の中世以降の資料を中心として収集するものとする。
イ 行政資料や郷土にゆかりのある著者の作品のほか、郷土に関する歴史、地理、自然、産業等、幅広い分野の様々な形態の資料を収集するものとする。

(4) 視聴覚資料

ア 映像資料は、歴史、地理・紀行、芸術等、幅広い分野から、記録的価値、芸術性等を鑑み、選択して収集するものとする。
イ 音響資料は、クラシック、ポピュラー、邦楽等の音楽及び落語や浪曲などの音楽以外の幅広い分野から、芸術性や資料的価値を鑑み、選択して収集するものとする。

(5) 障害者向け資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、朗読CD及びカセットブック等を収集するものとする。

(6) その他

図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する図書館資料を補完するものは、必要に応じて収集するものとする。

（収集資料の選定）

第7条 収集資料の選定は、この方針に基づく職員の合議のうえ、船橋市西図書館の館長が決定するものとする。

（寄贈資料の収集）

第8条 資料の収集は、必要に応じて寄贈も活用するものとし、この場合についても、この方針を準用するものとする。

（委任）

第9条 この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、別に定める。

附 則

この方針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

(4) 船橋市図書館資料収集基準

(総則)

第1条 この基準は、船橋市図書館資料収集方針（以下、「方針」という。）第9条に基づき、収集する図書館資料の選定等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(資料収集基準)

第2条 資料収集にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 書き込むこと、切り取ること若しくは組み立てることを目的として作られた資料、又は著しく耐久性に欠ける資料は収集しないものとする。
- (2) 高度な専門書、学術書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しないものとする。
- (3) 営利目的及び宣伝色が強いものは、収集しないものとする。
- (4) 漫画は、原則として収集しないものとする。ただし、内容が一般書及び児童書の資料収集基準に合致し、かつ、文章表現ではなく漫画にすることで、内容を理解し易くしたものについては、選択して収集するものとする。
- (5) 自費出版は、各館の事情と必要に応じて厳選して収集するものとする。

(一般書)

第3条 一般書は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

(1) 総記（第0類）

- ア 情報科学については、入門書、概説書を中心に最新のものを収集する。
- イ 図書館学資料については、積極的に収集する。

(2) 哲学（第1類）

- ア 哲学・心理学・倫理学については、分野ごとに基本的な入門書、概説書を中心に収集する。
- イ 超心理学・易占については、学術的な立場から記述された解説書、概説書を選択して収集する。
- ウ 宗教については、代表的な宗派の主要なもののほか、宗教史、学説史を選択して収集する。

(3) 歴史（第2類）

- ア 歴史については、内容の正確な入門書から基本的な専門書まで特定の歴史観や学説に偏らないよう、多様な観点の資料を収集する。
- イ 伝記については、日本及び外国の各分野の代表的人物を中心に収集する。
- ウ 地理・地誌・紀行については、日本及び外国の基本的なものを収集する。特に千葉県内及び近隣都県、姉妹都市等のものは、積極的に収集する。
- エ 地図・旅行案内については、信頼性の高い最新のものを収集する。

(4) 社会科学（第3類）

- ア 社会思想については、入門書、概説書を中心に主要なものを収集する。
- イ 政治については、日本及び外国の主要なものを収集する。
- ウ 法律については、日本に関するものを中心に収集する。解説書は実用的価値の高いものを収集する。法改正に伴い、常に新しいものを提供できるよう資料の更新に留意して収集する。
- エ 経済については、入門書、概説書のほか主要なものを収集する。
- オ 社会学については、入門書、概説書のほか主要なものを収集する。また、社会保障、労働・家庭問題等社会的関心の高いものを、広く収集する。
- カ 教育については、入門書、概説書を中心に収集し、社会教育および家庭教育に関するものも収集する。
- キ 風俗習慣・民俗学については、日本各地のものを中心に収集し、外国の主要なものも収集する。
- ク 国防・軍事については、基本的、記録的なものを収集する。

(5) 自然科学（第4類）

- ア 自然科学については、入門書、概説書及び基本的な理論書を中心に収集する。
- イ 数学・物理学・化学・天文学・地球科学・生物科学・植物学・動物学については、一般的関心の高いものを中心に収集する。
- ウ 医学・薬学については、入門書及び基本的な概説書、家庭医学の実用書を中心に収集する。

(6) 技術（第5類）

- ア 技術工学については、入門書、概説書を中心に収集する。

イ 環境工学・通信工学・情報工学については、最新の入門書、概説書を広く収集する。

ウ 家政学については、最新の実用書を収集する。

(7) 産業（第6類）

ア 産業については、入門書、概説書を中心に収集する。

イ 園芸・動物飼育・鉄道・観光事業については、入門書、概説書を中心に収集し、あわせて実用書も収集する。

(8) 芸術（第7類）

ア 芸術については、鑑賞に役立つ入門書、概説書、基本的な理論書、実技指導書を収集する。

イ 一枚ものの楽譜は、収集しない。

ウ 美術全集・画集・写真集については、基本的なものを中心に収集し、高価なものは厳選して収集する。ただし、アイドル歌手やタレント（スポーツ選手等をタレント的に扱うものを含む）等の写真集は収集しない。

エ 音楽・演劇・映画については、著名な人物や作品については、積極的に収集する。

オ スポーツ・諸芸・娯楽については、入門書、概説書、実技指導書、規則及び記録等を中心に収集する。

カ タレント本については、原則として収集しない。

(9) 言語（第8類）

ア 日本語については、入門書、概説書及び定評のある辞典を、包括的に収集する。

イ 外国語については、主要な言語の入門書、概説書及び辞典を収集する。

(10) 文学（第9類）

ア 文学理論・文学史については、入門書、概説書を中心に収集する。

イ 日本文学については、包括的な作品集、古典的作品、文学史上著名な作家の個人全集を広く収集する。現代文学作品は、一般的関心の高い作品を中心に収集する。

ウ 外国文学については、古典的作品、一般的関心の高い現代作家の作品を中心に収集する。

（参考図書）

第4条 参考図書は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

(1) 百科事典

ア 各国の政治、経済、社会、文化事情及び社会評論については、最新の資料を収集する。

イ 社会的関心の高い問題については、様々な観点に立つ多様な資料を収集する。

ウ 改定及び改版に留意し、定評のある編者及び出版社のものを収集する。

(2) 年鑑・年報・名鑑

ア 利用の多いものを、選択して収集する。

イ 最新版を維持できるよう収集する。

(3) 白書・便覧・ハンドブック

ア 政府刊行物は、積極的に収集する。

イ 利用の多い分野については、毎年収集する。

ウ 該当する法令や内容の改変に留意し、最新の資料を収集する。

エ 主たるテーマ、分野について継続的に収集する。

(4) 人名録・職員録

各分野で定評のあるものを収集する。

(5) 図鑑・図録

ア 専門的テーマを扱う資料を、幅広く収集する。

イ 写真、図版、索引等の優れた資料を収集する。

(6) 年表

ア 総合的な年表、各主題における年表ともに積極的に収集する。

イ 最新版を維持できるよう収集する。

(7) 統計

ア 官公庁編集の諸統計は、積極的に収集する。

イ 一次統計を加工したものは、選択して収集する。

ウ 民間の機関が編集したものについては、利用の多いものを収集する。

(8) 調査報告書

ア 政府刊行物は、積極的に収集する

イ 該当する法令や内容の改変に留意し、最新の資料を収集する。

(9) 法令・判例集

ア 法令の制定、改廃に留意して収集する。

イ 法令集は、最新版を収集する。

ウ 専門主題の法令集は、利用の多いものを選択して収集する。

エ 判例集は、最高裁判所、高等裁判所の発行する資料を中心に収集する。

(10) 言語辞書

ア 各国の言語について、利用頻度を考慮し、選択して収集する。

イ 定評のある編者及び出版社の資料を収集する。

(11) 書誌・目録・索引等

ア データベース等で検索できない項目について多く扱っている資料を中心に収集する。

イ 各主題の資料は、利用の多いものを収集する。

(12) 専門事典

ア 内容が正確で最新の資料を、積極的に収集する。

イ 各分野で定評のある編者及び出版社の資料を、積極的に収集する。

(13) 地図

船橋市を中心として、最新版を収集する。

(14) 電話帳

船橋市を中心として、最新版を収集する。

(15) その他

内容自体は一般的な資料でも、他では替えられない付加資料などがついているもの、又は参考図書として利用価値が高いものを、選択して収集する。

(児童書)

第5条 児童書は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

(1) 絵本

ア 絵と文が一体となって、魅力ある芸術としての世界を作り上げているものを収集する。

イ 話の運び方や内容が生き生きとしていて、子供の心を捉える力があるものを収集する。

ウ 日本語としてすぐれた文章であり、耳で聞いたとき心地よい響きを持っているものを収集する。

エ 子供の興味や発達段階にふさわしいテーマや書き方に留意して収集する。

オ 作品の内容にふさわしい装丁や判型のものを収集する。

カ 昔話絵本は、再話が原話に忠実なものを収集する。

キ 他に原作をもつ絵本は、原則として収集しない。

ク しかけ絵本は、耐久性のないものは収集しない。

ケ ポップアップ絵本、音の出る絵本は、原則として収集しない。

コ 大型絵本は、読み聞かせを目的とする活動用として収集する。

(2) 文学

ア 人間を信頼し、人生を肯定的に見る姿勢に貫かれているものを収集する。

イ 年齢にふさわしい形で、理解できるように書かれているものを収集する。

ウ 観念的な書き方でなく、登場人物それぞれの性格が生き生きと書き分けられているものを収集する。

エ 結末は情緒に流されず、子供が納得できる終わり方であるものを収集する。

オ 外国文学については、安易な抄訳は避け、原作の雰囲気や十分生かした、子供が親しめる訳のものを選択して収集する。

カ 挿絵は作品の雰囲気やふさわしく、読み手のイメージを助けているかに留意して収集する。

キ ノベライズ本は、原則として収集しない。

(3) ノンフィクション（知識の本）

ア 事実や情報の羅列ではなく、子供の興味や知識欲、探究心を喚起するものを収集する。

イ 自然や未知なるものへの驚きや関心を育てるとともに、子供の経験の幅を広げることにつながるものを収集する。

ウ 人間や世の中に対する洞察を深め、子供に生きていく社会について考える視点を与えるものを収集する。

エ 子供が科学的推論や論理の楽しさを享受でき、その方法を身につけるための助けとなるものを収集する。

オ 内容が正確かつ適切で、明確な説明とともに子供の理解を助けるための工夫がなされているものを収集する。

カ 学校と連携し、調べ学習等に対応できる資料を収集する。

キ 伝記は、著名な人物を中心に、実在した人物の生涯を史実から明らかにしたものを収集する。ただし、幼年向けのダイジェスト版は収集しない。

(4) 紙芝居

ア 画面の絵と脚本が調和していて、紙芝居の特性（画面変換、紙芝居の抜き差し）が生かされているものを収集する。

イ 内容については、前3号を準用する。

(児童資料室資料)

第6条 児童資料室資料は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

(1) 児童図書館

児童書専門図書館及び図書館の児童室等の理念、運営に関する資料のほか目録、各種リスト等を収集する。

(2) 児童文化

紙芝居、人形劇等子供の文化に関する研究書を収集する。

(3) 伝承児童文化

わらべ歌、伝承の遊びに関する資料とその研究書を収集する。

(4) 伝承文学

神話、伝説、昔話とその研究書を収集する。

(5) 絵本

ア 日本の著名な画家の作品を収集する。

イ 外国の絵本は、一般的に評価されている賞（例：コルデコット賞、ケイト・グリーナウェイ賞など）の受賞作を中心に収集する。

ウ 研究書は、絵本論、作品論、作家論を収集する。

(6) 創作児童文学

ア 日本の著名な作家の作品を収集する。

イ 外国の作品については、一般的に評価されている賞（例：ニューベリー賞、ガーディアン賞など）の受賞作を中心に収集する。

ウ 研究書については、文学論、作品論、作家論を収集する。

(7) ノンフィクション

復刊の見込みが少なく、資料的に残しておく必要があるものを収集する。

(8) 雑誌

ア 児童向けのものについては、児童書選書基準に準じて収集する。

イ 前号以外のものについては、本基準の収集範囲の研究誌とする。

(9) その他

ア ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトークに関する資料を収集する。

イ 読書指導、読書運動に関する資料を収集する。

ウ 芸術性が高く、社会的に定評のある漫画に関する研究書を収集する。

(逐次刊行物)

第7条 逐次刊行物は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

(1) 新聞

ア 主要な全国紙及び千葉県の実地な地方紙を中心に収集する。

イ 専門紙、スポーツ紙及び海外の新聞等は、代表的なものを中心に選択して収集する。

ウ 主要な全国紙については、縮刷版も収集する。

エ 政党の機関紙については、寄贈された場合のみ収集する。

(2) 雑誌

ア 国内発行の雑誌を中心に、各分野の雑誌をバランスよく収集する。

イ 海外雑誌、児童及び青少年向けの雑誌については、選択して収集する。

ウ 高度な専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用頻度や必要性を考慮し厳選して収集する。

(3) 官報・県報

継続的に収集する。

(郷土資料)

第8条 郷土資料は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

- (1) 船橋市に関するものについては、地方公共団体その他公的機関が発行する資料、一般書にかかわらず、新聞、雑誌、パンフレット、地図、写真等可能な限り、網羅的に収集する。
- (2) 千葉県全般に関する歴史、地理、自然、産業及び教育等についての資料並びに各種統計書は、積極的に収集する。
- (3) 千葉県内の他市町村に関するものについては、選択して収集する。ただし、市町村の概要が把握できる統計書は、積極的に収集する。
- (4) 郷土にゆかりのある著者の作品は、テーマが郷土と何らかの関係を有するものを積極的に収集する。ただし、視聴覚資料については選択して収集する。

(視聴覚資料)

第9条 視聴覚資料は、次に掲げる各号に留意して収集するものとする。

- (1) 映像資料については、図書館での貸出許諾が得られているDVDを収集するものとする。
 - ア 地理・紀行については、国内外の記録的価値の高いものを収集する。
 - イ 歴史については、社会的に定評のあるものを、各年代から幅広く収集する。
 - ウ 科学については、信頼性の高いもの、社会的関心の高いものを収集する。
 - エ 絵画や舞踊等については、芸術性の高いもの、一般的関心の高いものを収集する。
 - オ 音楽については、音楽性及び芸術性が高いものを収集する。
 - カ 映画については、社会的に評価されているものを選択して収集する。
 - キ 子供向けの資料については、知識欲や探究心を喚起するものや芸術性の高いものを収集する。
 - ク その他、知識及び技術の習得及び教養に資するものを、選択して収集する。
- (2) 音響資料については、原則として1タイトル1点とし、音楽についてはアルバムCDを収集するものとする。
 - ア クラシック音楽については、主要な作曲家、指揮者及び演奏者の作品で、名曲・代表作として評価されているものを収集する。
 - イ ポピュラー音楽については、聴き継がれ、歌い継がれている歌手及び作曲者の作品並びに歴史的名盤と評価されている作品を選択して収集する。
 - ウ 邦楽については、日本古来のスタイルに基づく伝統的な音楽の基本的な作品、代表的な演奏者の作品を収集する。
 - エ 子供向けの音楽については、童謡や唱歌のほか、教育的価値の高い基本的な作品を収集する。アカデミー賞受賞等の一定の評価を受けた作品を除き、アニメーション映画やテレビ番組の主題歌等は原則として収集しない。
 - オ 諸芸については、日本固有の芸能として広く大衆に親しまれているものの名作・古典を中心として収集する。
 - カ その他、効果音等については利用動向に配慮しつつ選択して収集する。

(障害者向け資料)

第10条 障害者向け資料については、障害者に加え高齢者の利用も視野に入れ、社会的に定評があり、一般的に関心の高いものを収集する。

(複本の取扱い)

第11条 長く読み継がれ評価の定まった作品の維持及び更新のほか、利用状況を鑑み、必要に応じて複本を備えるものとする。

(リクエストの取扱い)

第12条 リクエスト資料については、資料的価値及び将来の利用を勘案し、必要が認められた場合に購入するものとする。

(資料収集担当者会議等)

第13条 方針第7条に規定する合議とは、各館における選書会議及び各館の資料収集担当者によって構成される資料収集担当者会議による合議とする。

2 資料収集担当者会議は、隔週に行い、次の各号に掲げる項目について合議するものとする。

- (1) 新規発注の協議
- (2) 複本の取扱い
- (3) リクエストされた資料の収集の可否
- (4) 相互貸借による借受け頻度が高い資料の収集の可否
- (5) その他、館長が必要と認めるもの

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 これに伴い、「一般書選書基準」、「児童図書選書基準」、「児童資料室選書基準」及び「船橋市図書館視聴覚資料選定基準」「船橋市図書館資料担当者会議設置要綱」を廃止する。

附 則

この基準は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

(5) 船橋市図書館管理運営要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、船橋市西図書館（以下「西館」という。）、船橋市中央図書館（以下「中央館」という。）、船橋市東図書館（以下「東館」という。）及び船橋市北図書館（以下「北館」という。）等の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 図書館奉仕

第1節 施設等の利用及び各種サービス

(対面朗読室)

- 第2条 対面朗読室は、次に掲げる各号に対し、対面朗読を供する、又は朗読を供するための録音テープを作成する場とするものとする。
- (1) 図書館資料利用券（規則第5号様式）の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害の程度の記載があるもの
 - (2) その他、館長が必要と認めた者
- 2 対面朗読室を使用し、対面朗読を受けようとする者は、対面朗読利用登録申込書（第1号様式）により、申込みものとする。
- 3 対面朗読室を使用し、対面朗読を供しようとする者は、対面朗読者登録申込書（第2号様式）により、申込みものとする。
- 4 前2項に規定する登録期間は、申込日の属する年度の末日までとし、対面朗読室の使用にあたっては、あらかじめ館長に使用希望日時を申出るものとする。
- 5 対面朗読室の録音機を使用し、第1項に規定する朗読を供するための録音テープを作成しようとする者は、対面朗読室録音機使用申込書（第3号様式）により、申込みものとする。

(参考図書室等)

第3条 参考図書室等、前条に規定するものを除く施設の利用については、館長が別に定めるものとする。

(貴重資料の利用)

- 第4条 船橋市西図書館所蔵資料目録に所収されている古文書、刊本・写本、絵画、地図、地形図、船橋市刊行地図、絵図、絵葉書、拓本、宇佐美殿寄贈錦絵等の郷土資料、書誌学資料、医書・鍼灸書、その他、和書類の一般書等（以下「貴重資料」という。）は、原則として館外貸出しを行わないものとする。ただし、次に掲げる各号は館内における利用を認めるものとする。
- (1) 学術研究又は教育に係る事業の用途に利用することを目的とする場合
 - (2) 出版・報道機関等の事業で、館長が適当と認める場合
 - (3) 地形図及び船橋市刊行地図を閲覧する場合
 - (4) その他、館長が認める場合
- 2 貴重資料を利用しようとする者は、貴重資料利用申込書（第4号様式）により、申込みものとする。ただし、前項第3号はこれを行うことなく利用できるものとする。
- 3 貴重資料を利用する者は、次に掲げる各号を遵守するものとする。
- (1) 利用は、館長が指定した方法及び場所で行い、損傷しないよう特に注意すること。
 - (2) 利用目的以外の使用及び無断での再利用をしないこと。
 - (3) 出版、掲載、放映、パネルの作成・展示を行うときは、船橋市西図書館所蔵と明示すること。
 - (4) 出版等に利用するときは、出版物等を図書館に1部以上寄贈すること。
 - (5) 撮影等で生成したデータ等は、無断で改変しないこと。

(貴重資料の館外貸出し)

第5条 前条の規定にかかわらず、博物館又は美術館等における展示を目的とした利用に限り、貴重資料の館外貸出しを行うことができるものとする。

- 2 館外貸出しを受けようとする博物館又は美術館等は、企画書等を附し、貴重資料館外貸出申込書（第5号様式）により、申込みものとする。
- 3 館外貸出しを受ける博物館又は美術館等は、次に掲げる各号を遵守するものとする。
 - (1) 梱包・輸送及び展示は、文化財に関する専門の知識を有する者が携わること。
 - (2) 輸送・展示の際には、適正な額の保険をかけること。
 - (3) 展示は、損傷する恐れのない照明及び空調並びに警備のもとで行うこと。
 - (4) 展示は、来場者が手を触れないようにするなどの必要な措置を講じて行うこと。
 - (5) 展示を行うにあたっては、船橋市西図書館所蔵と明示すること。

（貴重資料の賠償）

第6条 貴重資料を損傷又は滅失等した者は、貴重資料損傷及び滅失等届（第6号様式）により届出て、賠償するものとする。

- 2 賠償を求める基準は、貸出したときと状態が異なる場合とし、賠償を免除しないものとする。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、賠償を免除できるものとする。
- 3 修復が不可能な損傷及び滅失等の賠償は、速やかに利用者が現物を入手し納入するものとする。ただし、これを入手できない場合は、次に掲げる各号のいずれかによって賠償するものとする。
 - (1) 同版かつ同刷の同程度古書を、利用者が購入し納入する。
 - (2) 館長が古書店等に査定依頼を行い、利用者が査定額内で館長が指定する資料を購入し納入する。
- 4 修復が可能な損傷の賠償は、館長が指定した専門業者に代金を納付し、業者からの納品をもって行うものとする。
- 5 貴重資料が賠償されたときは、賠償貴重資料受領証（第7号様式）を交付するものとする。
- 6 賠償後に紛失資料が損傷なく発見されたときは、次の取扱いをするものとする。
 - (1) 利用者は、紛失資料を速やかに図書館に返却するものとする。
 - (2) 紛失資料が図書館に返却されたときは、利用者からの申出により賠償資料を無償で譲渡できるものとする。

（蔵書検索サービス）

- 第7条 施設内オンライン蔵書検索（以下「館内OPAC」という。）及びホームページ上のオンライン蔵書検索（以下「館外OPAC」という。）を設置し、利用者に対し、次に掲げる各号のサービスを提供するものとする。
- (1) 所蔵する図書館資料の検索
 - (2) 所蔵する図書館資料の予約及び予約解除
 - (3) 館外OPACによる、所蔵のない図書及び雑誌のリクエスト
 - (4) 利用者個人の利用状況及び予約状況の確認
 - (5) 利用者個人の貸出期間の延長手続き
- 2 前項に掲げる第1号を除く各号を利用しようとする者は、図書館資料利用券並びに館内OPAC及び館外OPACへログインするためのパスワード（以下「ログインパスワード」という。）の交付を受けるものとする。
 - 3 ログインパスワードの交付を受けようとする者は、図書館資料利用登録申込書（規則第4号様式）、図書館資料利用券の提示又は館外OPACにより、申込みものとする。
 - 4 前項の規定による申込みを受けたときは、ログインパスワードを交付するものとする。

（レファレンスサービス）

- 第8条 利用者からの相談、質問、照会、調査等の依頼に対する図書館資料及び情報の提供、紹介並びに利用者への情報源の提供（以下「レファレンスサービス」という。）は、次に掲げる各号の範囲で行うものとする。
- (1) 文献紹介
 - (2) 事実調査
 - (3) 書誌的事項調査
 - (4) 所蔵調査
 - (5) 所蔵機関調査
 - (6) 利用案内
 - (7) 二次資料の提供
 - (8) 情報検索支援
 - (9) その他、館長が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号は行わないものとする。

- (1) 第三者に不当に不利益を及ぼすことが明らかな場合
 - (2) 法令等の規定により公表を禁じられている事項
 - (3) 合理的な検索手段のない記事や写真等の調査
 - (4) 公刊されていない資料による個人情報の調査
 - (5) その他、館長が必要と認める事項
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる各号は、解答を与えないとともに、関連する図書館資料及び情報の提供等についても慎重に行うものとする。
- (1) 学校の課題、レポート、論文作成等学業のための解答の提示
 - (2) 医療、法律等、特定の資格要件を要する分野の相談
 - (3) 人生相談やトラブル、悩み事等に関する相談
 - (4) 外国語文献の翻訳、又は古文書の解説等
 - (5) クイズ・懸賞問題や計算問題等の解答
 - (6) 仮定又は将来の予想に類する事項
 - (7) 古文書、美術品等の鑑定及び市場価格調査
- 4 レファレンスサービスの受付及び回答は、口頭又は文書で行うものとし、職員は、簡易なものを除き、回答の成否に関わらず、レファレンス処理票（第8号様式）に記録するものとする。

（複写サービス）

- 第9条 規則第16条に規定する複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）及び公立図書館における複写サービスガイドライン（平成24年全国公共図書館協議会）に準じ、実施するものとする。ただし、公民館等図書室では、これを行わないものとする。
- 2 複写の対象は、著作権法に抵触しない範囲で、次に掲げる各号とする。
- (1) 所蔵する図書館資料で、次に掲げるものを除いたもの
 - ア 貴重書及び劣化・破損が著しい紙媒体資料として館長が指定したもの
 - イ その他、館長が複写することを不相当と認めたもの
 - (2) 国立国会図書館から借受けたもので、国立国会図書館が複写可能と指定したもの
 - (3) 図書館間相互協力により借受けたもの（以下「相互貸借資料」という。）で、図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン（平成18年社団法人日本図書館協会・国公私立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会）が示す条件を満たしているもの
 - (4) 次に掲げる電子情報
 - ア 国立国会図書館が図書館向けに送信するデジタル化資料（以下「国立国会図書館デジタル化資料」という。）
 - イ オンラインデータベース
 - ウ その他、館長が適当と認めたもの
- 3 複写は、調査研究の用に供するもので、かつ、その著作物の一部分を複写する場合に限り、行うことができるものとする。ただし、次に掲げる各号については、目的及び範囲を限定することなく、複写できるものとする。なお、国立国会図書館から借受けたものの複写作業は、職員が行うものとする。
- (1) 著作権者等から複写にかかる許諾を得たもの
 - (2) 著作権の目的となっていないもの
 - (3) 著作権が消滅したもの
- 4 複写により著作権法上の問題が生じた場合、利用者がその責を負うものとする。
- 5 複写サービスの取扱時間は、各館の開館時間内とする。
- 6 国立国会図書館デジタル化資料については、前各項までの規定に加え、次の取扱いをするものとする。
- (1) 複写できるのは、図書館資料利用券の交付を受けた者とする。
 - (2) 複写は、国立国会図書館から付与されたID及びパスワードを用いて、職員が管理用端末で行うものとする。
 - (3) 職員は、複写が終了したときは、速やかに管理用端末のブラウザを閉じ、印刷用のデータを端末内及び複写機内に残さないよう留意するものとする。
 - (4) 職員は、複写記録簿（第9号様式）に複写サービスの記録を残すものとする。

（国立国会図書館デジタル化資料の閲覧サービス）

- 第10条 国立国会図書館デジタル化資料を閲覧しようとする者は、国立国会図書館デジタル化資料閲覧申込書（第10号様式）により、申込むものとする。

- 2 閲覧できるのは、図書館資料利用券を交付された者とする。
- 3 閲覧は、館長が指定する閲覧用端末にて行うものとし、閲覧するために必要なID及びパスワードは、職員が入力するものとする。
- 4 次に掲げる各号は禁ずるものとし、職員は利用者に遵守させるものとする。
 - (1) 閲覧用端末への記録媒体（USBメモリ等）の接続
 - (2) 閲覧用端末の画面の撮影
 - (3) 画面キャプチャ又は電子ファイルの取得
 - (4) その他、著作権を侵害する行為
- 5 職員は、閲覧が終了したことを確認したときは、速やかに閲覧用端末のブラウザを閉じるものとする。

（館外貸出しの制限）

第11条 規則第11条に規定する図書館資料は、次に掲げる各号とする。ただし、館長が特に必要を認めるときは、館外貸出しを行うことができるものとする。

- (1) 参考図書
- (2) 児童資料室の資料
- (3) 大型絵本
- (4) 複本のない郷土資料
- (5) 貴重資料
- (6) 新聞
- (7) 雑誌のうち最新号
- (8) 北館が所蔵するLD及びVHD
- (9) その他、館長が貸出しを不相当と認めたもの

（遵守事項）

第12条 図書館を使用する者は、次に掲げる各号を遵守するものとする。

- (1) 許可なく、施設に貼紙をしたりパンフレットを置いたりしないこと。
- (2) 危険物を携行しないこと。
- (3) 所定の場所以外で、喫煙・飲食等をしないこと。
- (4) 許可なく、施設内での撮影をしないこと。
- (5) 他に迷惑をかけること。
- (6) その他、必要に応じ職員の指示に従うこと。

（大穴小学校市民図書室及び三山市民センター図書室）

第13条 西館は大穴小学校の第2図書室（以下「市民図書室」という。）及び三山市民センター図書室の管理運営を行う。

- 2 市民図書室及び三山市民センター図書室の開放について必要な事項は、別に定める。

（拾得物の取扱い）

第14条 施設内における拾得物は、館長に届けるものとする。

- 2 公民館等図書室は、設置施設における拾得物の取扱いを準用するものとする。ただし、市民図書室については、西館長に届けるものとする。

第2節 個人貸出し

（図書館資料利用券の交付）

第15条 規則第6条第1項ただし書の規定により、次に掲げる各号に住所を有する者については、図書館資料利用券を交付できるものとする。

- (1) 市川市
- (2) 八千代市
- (3) 習志野市
- (4) 鎌ヶ谷市

- (5) 白井市
- 2 規則第6条第2項に規定する手続きは、本人が行うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号は、代理人による手続きを認めるものとする。
 - (1) 小学生以下の者
 - (2) 身体的障害等の理由により来館が困難な者
 - 4 前項第1号の代理人は、保護者とする。また、前項第2号の代理人は、代理人登録申込書（第11号様式）により委任を受けた者とする。
 - 5 図書館資料利用券の交付を受けようとする者は、住所、氏名及び生年月日を証するものを提示するものとする。また、市内に通勤又は通学する者については、その旨を証するものを併せて提示するものとする。
 - 6 図書館資料利用券は、3年ごとに更新するものとし、更新は前項の規定を準用するものとする。
 - 7 図書館資料利用券は、1人につき1枚とし、図書館及び公民館等図書室で利用できるものとする。
 - 8 図書館資料利用登録申込書及び代理人登録申込書の保存期間は3年とする。
 - 9 前項に掲げる申込書による登録事項に変更が生じたときは、速やかに、各申込書により館長に届出るものとする。ただし、電話番号については、予約・リクエストカード（第12号様式）、視聴覚資料予約カード（第13号様式）又は館内OPAC若しくは館外OPACによる変更を認めるものとする。

（図書館資料利用券の再交付）

第16条 紛失等による図書館資料利用券の再交付の申出を受けたときは、即時再交付することができるものとする。

- 2 図書館資料利用券の再交付は、前条の規定を準用するものとする。

（図書館資料利用券の停止）

第17条 図書館資料利用券の交付を受けた者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、図書館資料利用券の使用を停止することができるものとする。

- (1) 貸出期間内に返却せず、28日を経過したとき。
 - (2) 切り抜き等の悪質な行為をしたとき。
- 2 前項第1号の規定による停止期間は、図書館資料が返却されるまでとする。前項第2号の規定による停止期間は、当該行為が発覚した日から起算して180日とする。

（利用登録の抹消と図書館資料利用券の返還）

第18条 図書館資料利用券の交付を受けた者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、利用登録を抹消し、利用券の返還を求めることができるものとする。

- (1) 虚偽をもって図書館資料利用券の交付を受けた場合
- (2) 図書館資料利用券を改ざんした場合
- (3) 利用者が死亡又は転出等により、図書館を利用できなくなった場合
- (4) 図書館資料利用券が5年間利用されない場合

（図書館資料の館外貸出し）

第19条 図書館資料の館外貸出しを受けようとするときは、本人が図書館資料利用券を提示して、借受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第15条第3項に規定する者については、第15条第4項に規定する者が借り受けることができるものとする。
- 3 図書館資料利用券の交付を受けたのち、身体的障害等の理由により、来館が困難となった者については、代理人登録申込書による申込みを行うことにより、前項の規定を準用するものとする。

（貸出点数及び貸出期間）

第20条 規則第7条ただし書の規定に基づき教育委員会が定める図書館資料の貸出点数及び貸出期間は、次の表のとおりとする。

図書館資料の種類	貸出点数	貸出期間
朗読CD、カセットブック	2点	14日以内

ビデオテープ、DVD	2点	7日以内
CD	2点	7日以内

(貸出期間の延長)

第21条 利用者からの貸出期間の延長の申出に対し、14日の延長を1回に限り認めるものとする。ただし、移動図書館においては、「14日」を「次の巡回日まで」と読替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、これを認めないものとする。

- (1) 予約のある図書館資料
- (2) ビデオテープ及びDVD並びにCD（以下「視聴覚資料」という。）

(予約及びリクエスト)

第22条 図書及び雑誌の予約及びリクエスト並びに視聴覚資料の予約ができる者は、図書館資料利用券の交付を受けている者のうち、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学するものとする。

2 予約をしようとする者は、予約・リクエストカード、視聴覚資料予約カード、電話又は館内OPAC若しくは館外OPACにより申込むものとする。

3 リクエストをしようとする者は、予約・リクエストカード、電話又は館外OPACにより申込のとする。

4 予約及びリクエストの点数は、規則第7条及び第20条の規定を準用するものとする。

5 予約確保された図書館資料の棚置き期間は、予約確保を利用者に連絡した翌日から休館日を除いた7日とする。ただし、移動図書館においては、「休館日を除いた7日」を「2回目の巡回日まで」と読替えるものとする。

6 予約・リクエストカード及び視聴覚資料予約カードの保存期間は、3か月とする。

(図書館資料の返却)

第23条 利用者は、借受けた図書館資料を、定められた貸出期間内に、図書館及び公民館等図書室の窓口又は返却ポストに返却するものとする。ただし、次に掲げる各号は、返却ポストによる返却を行わないものとする。

- (1) 紙芝居
- (2) 朗読CD及びカセットブック（以下「録音図書」という。）
- (3) 視聴覚資料

2 返却ポストによる返却受付時間及び担当館は、別表第1のとおりとする。

3 第1項に掲げる各号を投函した場合の事故等について、図書館等及び返却ポスト設置施設はその責を負わないものとする。

(延滞資料の督促)

第24条 貸出期間を過ぎた図書館資料（以下「延滞資料」という。）については、次に掲げる各号により督促するものとする。

- (1) 予約者がいる延滞資料については、速やかに督促するものとする。
- (2) 予約者がいない延滞資料については、返却期限から14日を経過した時点から、督促するものとする。

2 督促は、電話、ファクシミリ、電子メール又は郵送により行うものとする。

3 前項の督促にもかかわらず、延滞資料が返却されない場合は、自宅訪問等により督促するものとする。

4 ファクシミリ、電子メール又は郵送による督促は、図書館資料返却のお願い（第14号様式）により行うものとする。

(図書館資料の賠償)

第25条 貴重資料を除く図書館資料を損傷又は滅失等した者は、図書館資料損傷及び滅失等届（第15号様式）により届出て、賠償するものとする。ただし、児童等責任能力のない者が損傷又は滅失等したときは、保護者等監督する義務を負う者が、賠償の責を負うものとする。

2 賠償を求める損傷の基準は、別表第2のとおりとする。

3 図書館資料の賠償は、利用者が当該資料と同一のものを納入することを原則とする。ただし、視聴覚資料のうちビデオテープ及びDVDの賠償は、図書館の受入額を館長の指定する業者への納付をもって行うものとし、図書館は同業者からの納入を受けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、絶版等の理由により同一の資料による賠償が困難な場合は、西館の館長（以下「西館館長」という。）が指定した同額程度の資料の納入をもって代えることができるものとする。

5 図書館資料が賠償されたときは、賠償資料受領証（第16号様式）を交付するものとする。

6 前項までの規定に関わらず、図書館資料を損傷又は滅失等した事由が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、賠償を免除する

ことができるものとする。

- (1) 火災による場合
 - (2) 自然災害による場合
 - (3) 本人の過失がまったくない盗難による場合
 - (4) その他、教育長がやむを得ないと認める場合
- 7 賠償の免除を受けようとする者は、前項に該当する旨を証するものを附し「図書館資料賠償免除申込書」(第17号様式)により、願い出なければならない。
- 8 紛失した図書館資料が、賠償完了後に発見された場合でも、賠償した資料は返還しないものとする。
- 9 賠償完了後に利用者から申出がある場合には、損傷した図書館資料及び賠償後発見された紛失した図書館資料を無償で譲渡することができるものとする。

(相互貸借資料の取扱い)

第26条 第22条第1項に規定する者に提供する相互貸借資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 国立国会図書館から借受けたものの閲覧については、館長が指定した場所で行うものとする。
- (2) 貸出しが可能な相互貸借資料の貸出及び返却は、専用袋を用い、利用者が予約・リクエストカードにより指定した図書館及び公民館等図書室の窓口でのみ行うものとする。
 - ア 貸出しにあたっては、相互貸借資料の取扱い(第18号様式)を添付するものとする。
 - イ 返却にあたっては、第23条第1項の規定にかかわらず、一般書等においても返却ポストによる返却は行わないものとする。
- (3) 相互貸借資料のうち、同一資料10冊を1点として扱うもの(以下「十冊文庫」という。)の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 十冊文庫は、読書活動団体登録申込書(第19号様式)により登録した市内の団体に貸出すものとする。
 - イ 十冊文庫を借受けようとする団体の代表者は、借受けようとする日から起算して休館日を除く30日前までに、十冊文庫利用申込書(第20号様式)により、申込みものとする。
 - ウ 十冊文庫の貸出期間は28日以内とする。
- (4) 相互貸借資料の貸出期間の延長は、第21条第1項の規定にかかわらず、原則として認めないものとする。
- (5) 相互貸借資料の賠償は、第25条の規定にかかわらず、原則として借用したときと状態が異なる場合は利用者が賠償するものとし、所蔵館の賠償基準を準用するものとする。
- (6) 前号の規定により相互貸借資料が賠償されたときは、賠償資料受領証を交付するものとする。

(大学図書館等の利用)

第27条 図書館資料利用券を交付した者に対し、求めに応じて、所蔵及び収集しない資料の閲覧等について、大学図書館等の利用に係る便宜を図るものとする。

- (1) 大学図書館等を利用しようとする者は、大学図書館等利用申込書(第21号様式)により、申込みものとする。
- (2) 前号の規定による申込があったときは、所蔵資料の利用について(第22号様式)を交付するものとする。

第3節 団体貸出し

(団体貸出し)

第28条 規則第13条に規定する団体貸出しの取扱いは、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 貸出しの対象は、移動図書館が所蔵する図書館資料とする。
- (2) 紙芝居の貸出しは、2点までとする。
- (3) 予約及びリクエストは、受け付けないものとする。
- (4) 利用登録の抹消等については、第18条の規定を準用する。
- (5) 前各号の規定のほか、必要な事項は、館長が別に定め、図書館資料利用券の交付時に周知するものとする。

第4節 特別貸出し

(特別貸出し)

第29条 規則第6条第2項ただし書の規定に基づいて行う館外貸出し(以下「特別貸出し」という。)を受けることができる者は、次に掲げる各号における使用を目的とするものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定する教育・保育施設のうち、市内に所在する施設における業務

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、市内に所在する小学校、中学校、特別支援学校の小学部及び中学部における業務
 - (3) 市の教育及び福祉施策における業務
 - (4) 官公署における業務
 - (5) 第2条の規定に基づく対面朗読室における活動
 - (6) 図書館資料利用券を有する者が市内に所在する施設における社会奉仕活動をする場合
 - (7) その他館長が特別貸出しを必要と認める場合
- 2 特別貸出しを受けようとする者は、図書館資料利用券又は住所、氏名及び勤務先を証するものを提示するとともに、特別貸出申込書（第23号様式）により、申込まなければならない。
 - 3 特別貸出しを認める図書館資料は、規則第11条及び第11条第1項ただし書の規定により、所蔵する図書館資料を原則として別表第3のとおりとする。
 - 4 特別貸出しにおける貸出点数及び貸出期間は、第20条の規定にかかわらず、別表第4のとおりとする。
 - 5 特別貸出しにおける貸出期間の延長は、第21条の規定にかかわらず、別表第5のとおりとする。
 - 6 第1項第7号に規定する特別貸出しについて、貸出点数、貸出期間及び貸出期間の延長は館長が規定するものとする。
 - 7 図書館資料の貸与又は譲渡の禁止及び館外貸出しの停止並びに図書館資料の賠償等は、規則第8条から第12条までの規定を準用するものとする。

第5節 施設外奉仕

（移動図書館）

第30条 各ステーションの巡回は月2回を原則とする。

- 2 移動図書館における巡回する車両の名称は「まつかぜ号」とする。

（宅配サービス）

第31条 宅配による館外貸出し（以下「宅配サービス」という。）を受けることができる者は、第15条第3項第2号に規定する者のうち、代理人による手続きを行うことができない正当な事由を持ち、次に掲げる各号のいずれかに該当する市内に住所を有するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、1級から3級までの障害があるもの
 - (2) その他、館長が必要と認めた者
- 2 宅配サービスを受けようとする者は、宅配サービス利用申込書（第24号様式）により、申込むものとする。

（録音図書等郵送サービス）

第32条 郵送による録音図書等の館外貸出し（以下「録音図書等郵送サービス」という。）を受けることができる者は、第15条第3項第2号に規定する者のうち、次に掲げる各号を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有するもの
 - (2) 内国郵便約款第33条に定める特定録音物等郵便物の受取人となりうるもの
- 2 録音図書等郵送サービスを受けようとする者は、録音図書等郵送サービス利用申込書（第25号様式）により、申込むものとする。
 - 3 録音図書等郵送サービスは、日本郵便株式会社により特定録音物等郵便物発受施設の指定を受けた施設において実施するものとする。
 - 4 録音図書等郵送サービスによる録音図書等の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 貸出点数は、規則第7条及び第20条の規定を準用する。
 - (2) 貸出期間の延長は、第21条の規定を準用する。

（図書物流）

第33条 市内の学校教育に資するため、指導課が所管する学校図書・図書物流システムにおいて、図書館資料の貸借を行うものとする。

- 2 実施に関する必要な事項は、指導課と協議の上、別にこれを定めるものとする。

第3章 蔵書構築及び管理

（図書館資料の収集方針及び収集基準）

第34条 図書館資料の収集に係る方針及び基準は、蔵書構築をより望ましいものとするために公開するものとする。

(逐次刊行物の保存期間等)

第35条 逐次刊行物の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 新聞の保存期間は、縮刷版を購入しているものは2か月とする。ただし、縮刷版を購入していないものは、各館の保存スペースを考慮し、保存期間を決定するものとする。
- (2) 雑誌は、受入の日から起算して6か月以上保存するものとし、各雑誌の保存期間は資料収集担当者会議で定める。ただし、館長が特に必要と認めるものは永年保存するものとし、各館又は共同書庫で保存する。

(書庫編入基準)

第36条 次に掲げる各号の図書館資料は、各館の閉架書庫及び共同書庫に編入できるものとする。

- (1) 内容が古くなり、資料的価値又は利用頻度が低下したもの
 - (2) 資料保全の必要があるもの
 - (3) その他、館長が編入の必要があると認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号の図書館資料は、共同書庫への編入を行わないものとする。
- (1) 共同書庫にすでに所蔵のあるもの
 - (2) 汚損又は破損により保存に適さないもの

(移管)

第37条 この要綱において「移管」とは、図書館及び公民館等図書室で所蔵する図書館資料を他の図書館及び公民館等図書室の図書館資料として所蔵変更することをいう。

- 2 各館で所蔵する図書館資料は、移管できるものとする。

(除籍基準)

第38条 図書館資料の円滑な更新を行うために、次に掲げる各号は除籍できるものとする。

- (1) 亡失資料
 - ア 蔵書点検等により所在不明が確認され、3年以上を経過したもの
 - イ 延滞資料のうち、5年経過し、回収の見込みがないもの
 - ウ 利用者が紛失又は滅失し、賠償の対象となったもの
 - エ 罹災等の不可抗力な事由により滅失したと証明されたもの
 - (2) 破損資料
 - ア 汚損又は破損が著しく、補修が不可能なもの
 - イ 利用者が汚損又は破損し、賠償の対象となったもの
 - (3) 不用資料
 - ア 出版から10年を経過し、かつ、利用頻度が低下し、複本があるもの
 - イ 保存期間を過ぎた逐次刊行物
 - ウ 第6条第6項第2号に掲げる賠償資料
 - (4) 数量更正資料
 - ア 合冊の対象としたもの
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる各号は、別表第6に定める資料別除 籍基準に基づき、出版から10年の経過を待たずに、不用資料として除籍できるものとする。ただし、判型の異なるものがあるときは、単行本を優先的に残し、それ以外を除籍するものとする。
- (1) 新版又は改訂版との代替が必要となったもの
 - (2) 時間の経過により内容が古くなったもの
 - (3) 利用頻度が低下し、複本があるもの
- 3 除籍の決定は、西館館長が、市民の要求及び利用状況、資料的価値を多角的に検討し、思想的、宗教的、党派の立場にとらわれて特定の資料を不当に排除することなく、図書館としての体系的な蔵書構築が図られるよう慎重に行うものとする。

(リサイクル)

第39条 除籍した図書館資料の無償提供（以下「リサイクル」という。）は、第一に市内の公共施設、第二に市民、第三にその他館長

資料編

が認めたもの、に対して行うものとする。ただし、次に掲げる各号はこれを行わないものとする。

- (1) 紙芝居、大型絵本、録音図書及び視聴覚資料
 - (2) 法令等により第三者への譲渡が禁じられているもの
 - (3) 汚損又は破損の著しいもの
 - (4) 館長が、リサイクルに不相当と認めたもの
- 2 リサイクルは、供された図書館資料を営利目的に使用しないことを条件として行うものとする。

(寄贈の取扱い)

第40条 寄贈は、第34条に掲げる図書館資料の収集に係る方針及び基準に基づき、取扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号は取り扱わないものとする。
- (1) 出版から5年を経過した実用書及びガイドブック
 - (2) 百科事典
 - (3) 図書館が継続購入していない雑誌
 - (4) 汚損及び破損、書き込み等のあるもの
 - (5) 著作権法上、館外貸出しが許諾されていないDVD等が付属しているもの
 - (6) その他、館長が不相当と認めたもの
- 3 寄贈しようとする者は、寄贈申込書（第26号様式）により、各館の窓口に申込むものとする。
- 4 前項の規定による寄贈を受けたときは、寄贈へのお礼（第27号様式）を交付するものとする。
- 5 出版会社及び著作権者等からの寄贈については、前3項の規定にかかわらず、これを行うものとする。
- 6 寄贈を受けた資料の取扱いは、図書館に一任されたものとし、次に掲げる各号のとおりとする。
- (1) 寄贈後の返却には、応じないものとする。
 - (2) 蔵書構築の観点から選別を行い、有意義と認められたものを図書館資料とするものとする。
 - (3) 前号に該当しないときは、リサイクル又は廃棄処分にするものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 これに伴い、「船橋市図書館の利用並びに貸出しに関する内規」、「船橋市図書館資料リサイクル要領」、「延滞資料の督促に関する事務処理要項」、「船橋市図書館逐次刊行物取扱要項」、「船橋市中央図書館における拾得物取扱い基準」、「船橋市図書館 OPAC 設置及び運営に関する基準」、「船橋市西図書館所蔵貴重資料の取扱いに関する基準」及び「船橋市図書館資料除籍基準」並びに「船橋市図書館宅配サービス実施要綱」、「公民館図書室等における図書返却ポスト運用に関する要綱」を廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。ただし、別表第1北部公民館返却ポストの項の改正規定は、同年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

別表第1 返却ポストの返却受付時間及び担当館

返却ポスト	返却受付時間	担当館
西図書館返却ポスト	24時間	西館
中央図書館返却ポスト	24時間	中央館
東図書館返却ポスト	24時間	東館
北図書館返却ポスト	24時間	北館
小室公民館返却ポスト	24時間	北館
丸山公民館返却ポスト	24時間	西館
塚田公民館返却ポスト	24時間	西館
高根台公民館返却ポスト	24時間	北館
海神公民館返却ポスト	24時間	中央館
薬円台公民館返却ポスト	24時間	東館
坪井公民館返却ポスト	24時間	北館
法典公民館返却ポスト	24時間	西館
西部公民館返却ポスト	24時間	西館
新高根公民館返却ポスト	24時間	東館
三山市民センター返却ポスト	24時間	東館
浜町公民館返却ポスト	24時間	中央館
北部公民館返却ポスト	24時間	北館
東部公民館返却ポスト	24時間	東館
夏見公民館返却ポスト	24時間	中央館
飯山満公民館返却ポスト	24時間	西館
八木が谷公民館返却ポスト	24時間	西館
松が丘公民館返却ポスト	24時間	東館
船橋フェイスビル返却ポスト	午前6時から午前0時	中央館
大穴小学校市民図書室返却ポスト	24時間	北館

別表第2 図書館資料の賠償を求める損傷の基準

1 本・紙芝居等

種別	備考
水濡れ	<ul style="list-style-type: none"> 返却時に全体的に濡れている場合 波打ち、ページに歪み等、形状が変わった場合 色がついたもの、変色した場合 カビが発生した場合 湯気等により波打ちした場合 濡れて乾いた後、ページが接着した場合
汚れ・シミ・焦げ跡等	<ul style="list-style-type: none"> 飲食物により、しみ等の汚れが生じた場合 血液や食べこぼし等、衛生上問題がある汚れが生じた場合 汚れ等の付着によりページが接着した場合 たばこやアイロン等の焦げ跡がついた場合
書き込み等	<ul style="list-style-type: none"> 消すことが困難な筆記用具による書き込みがある場合 消すことが可能であっても、書き込み跡が残り利用上支障が生じる場合 消すことが可能であっても、それに伴い、絵や写真、文字等印刷部分が退色するなどした場合
ページの破れや欠落等	<ul style="list-style-type: none"> 修理しても、読むのに支障が出る場合 破れが複数ページ、数箇所にあふ場合 部分的であっても、本文、挿絵、図等が欠落している場合 目次・奥付の欠落も含み、ページがない場合 紙芝居の一部が欠落している場合
折り癖	<ul style="list-style-type: none"> 直しても膨らんでしまうほど、資料の形状が変わる場合
噛み跡	<ul style="list-style-type: none"> ペットや人が噛んだため、噛み跡が生じた場合
におい・べたつき	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭、香水やたばこ等の臭いがとれない場合 べたつきがとれず、ページの開閉に支障がある場合
型紙・地図等の資料の付録	<ul style="list-style-type: none"> 紛失又は一部欠落により、付録として支障がある場合（付録のみの賠償も認める）
CD等の付録	<ul style="list-style-type: none"> ひびが入ったり割れたり形状が元の状態でない場合 正常に再生できない場合 紛失した場合

2 録音図書・視聴覚資料・LD・VHD

種別	備考
物理的損傷	<ul style="list-style-type: none"> ひびが入ったり割れたり形状が元の状態でない場合
再生不良	<ul style="list-style-type: none"> 正常に再生できない場合

別表第3 特別貸出しを認める図書館資料

使用目的	特別貸出しを認める図書館資料
市内に所在する教育・保育施設、小学校、中学校、特別支援学校の小学部及び中学部における業務並びに市の教育・福祉施策における業務	児童書
官公署における業務	一般書・児童書・参考図書・児童資料室の資料・郷土資料
第2条の規定に基づく対面朗読室における活動、	一般書・児童書

資料編

図書館資料利用券を有する者が市内に所在する施設における社会奉仕活動をする場合	大型絵本
--	------

別表第4 特別貸出しにおける図書館資料の貸出点数及び貸出期間

使用目的	図書館資料	貸出点数	貸出期間
市内に所在する教育・保育施設、小学校、中学校、特別支援学校の小学部及び中学部における業務並びに市の教育・福祉施策における業務	大型絵本	2点以内	14日以内
	紙芝居	2点以内	28日以内
	上記以外の児童書	40点以内	28日以内
官公署における業務	一般書・児童書・参考図書・児童資料室の資料・郷土資料	無制限	28日以内
第2条の規定に基づく対面朗読室における活動	一般書・児童書	5点以内	14日以内
図書館資料利用券を有する者が市内に所在する施設における社会奉仕活動をする場合	大型絵本	2点以内	14日以内

別表第5 特別貸出しにおける貸出期間の延長

使用目的	図書館資料	貸出期間の延長
市内に所在する教育・保育施設、小学校、中学校、特別支援学校の小学部及び中学部における業務並びに市の教育・福祉施策における業務	児童書	不可
官公署における業務	一般書・児童書・参考図書・児童資料室の資料・郷土資料	28日の延長を2回まで認める
第2条の規定に基づく対面朗読室における活動	一般書・児童書	14日の延長を5回まで認める
図書館資料利用券を有する者が市内に所在する施設における社会奉仕活動をする場合	大型絵本	不可

別表第6 資料別除籍基準

1 一般書

0 総記	<ul style="list-style-type: none"> ・叢書、全集及び図書館学の資料は、原則として除籍しない。 ・コンピュータの実用書類で、技術の進歩により資料的価値を失ったものは除籍できる。ただし、ソフトウェア、オペレーティングシステムについての実用書は、各バージョンによる操作方法の違いを考慮し適切に保存する。 ・著作権、出版、逐次刊行物、ジャーナリズム、新聞等の状況や動向を紹介又は解説したもので、時間の経過により資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・日用便覧、博物館ガイドブックは、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
1 哲学	<ul style="list-style-type: none"> ・心理学は、学問の進歩により資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・心理学の簡易な読み物、心霊研究、易占、人生訓は、時間の経過により利用が低下したものは除籍できる。 ・姓名判断（名付け）、神社・寺院・巡礼のガイドブックは、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・宗教は、様々な信仰対象や教義があるため、特定のものを除籍することがないよう留意する。
2 歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史書は、様々な学説や歴史観のものがあるため、特定のものを除籍することがないように留意する。 ・出版されることが少ない国や地域の歴史は、原則として除籍しない。 ・歴史に関する簡易な読み物、伝記、紀行は、時間の経過により利用が低下し、資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・旅行ガイドブックや地図は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
3 社会科学	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科学は、様々な学説や観点から書かれたものがあるため、特定のものを除籍することがないよう留意する。 ・民俗学は、国内外の主要な民俗研究等について理解を深めることができるものは、原則として除籍しない。 ・各国事情、政治、外交、経済、経営、金融、財政、社会、教育、軍事等の状況や動向を紹介又は解説したもののうち、時間の経過により資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・法律の入門書・概説書は、法改正により資料的価値を失ったもののうち、特色がなく、新たな資料で代用できるものは除籍できる。ただし、旧法との比較研究等に役立つ資料は、保存に留意する。 ・法律の相談、書式、手続きに関する実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・経営管理、財務会計、金融の実務や投資に関する実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・保険（生命保険・障害保険等）、租税、社会保険（健康保険・年金・失業保険等）の実務運用に関する実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・資格試験案内、職業紹介、学校紹介のガイドブックは、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・冠婚葬祭に関する実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
4 自然科学	<ul style="list-style-type: none"> ・科学の進歩により資料的価値を失ったものは、除籍できる。 ・科学全般、数学等の個々の学問、医学の状況や動向を紹介又は解説したもののうち、時間の経過により資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・天気予報の実用書等は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・飼育法、水族館や動物園のガイドブック等の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・医学の実用書（一般的な病気の症状・治療法・健康法・医薬品等）は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・医学の簡易な読み物（闘病記等）は、時間の経過により利用が低下したものは除籍できる。

5 技術	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の進歩により、資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・工業、エネルギー、土木、公害、建築、鉄道、電気、鉱業等の状況や動向を紹介又は解説したもののうち、時間の経過により資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・特許や発明の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・住宅建築について書かれた簡易な読み物は、時間の経過により利用が低下したものは除籍できる。 ・住宅建築について書かれた実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・模型工作、自動車やバイクの整備、免許の取り方の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・家政学の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
6 産業	<ul style="list-style-type: none"> ・産業全般、農業、園芸、林業、水産業、商業、貿易、交通、観光、通信、放送等の状況や動向を紹介又は解説したもののうち、時間の経過により資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・園芸、造園、飼育法の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・商業作文・商業経営、広告（チラシ・ポスターの作成等）の実用書は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・遊園地ガイドブックは、類書があり代用が可能なものは除籍できる。
7 芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・美術、写真、工芸、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽等に関する簡易な読み物で、時間の経過により利用が低下したものは除籍できる。 ・各分野の技法書、技術書（彫刻・絵画・版画・写真・工芸・音楽・奇術・スポーツ・茶道・花道・囲碁・将棋・ゲーム・ダンス等）は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・各分野の実用書（美術館ガイドブック・イラスト集・ハイキングやゴルフ場などのガイドブック・パズル・クイズ等）は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・画集、写真集等の創作作品は、原則として除籍しない。
8 言語	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳法・解釈法、研究・指導法、言語教育、演説法・話し方・会議法・速記・タイピング、各言語の作文、会話は、類書があり代用が可能なものは除籍できる。 ・出版されることが少ない地域の言語については、原則として除籍しない。
9 文学	<ul style="list-style-type: none"> ・個人全集、作品集は、原則として除籍しない。 ・創作作品（小説・エッセイ等）は、原則として除籍しない。 ・外国小説で翻訳者が違う場合は、原則として除籍しない。

2 参考図書

<ul style="list-style-type: none"> ・原則として除籍しない。 ・事典、辞典は、新しい版を購入したことにより資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・年鑑、統計、白書類は、単冊又は限られた年数分しか受け入れていないものは、千葉県立図書館が所蔵していれば除籍できる。
--

3 児童書

<ul style="list-style-type: none"> ・時間の経過により資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・実用書は類書があり、代用が可能なものは除籍できる。 ・紙芝居は、資料的価値のあるものを除き除籍できる。 ・千葉県立図書館が、所蔵していない場合は原則として除籍しない。

4 郷土資料

<ul style="list-style-type: none"> ・原則として除籍しない。 ・汚損又は破損資料であっても、再入手困難な資料は原則として除籍しない。 ・複本は除籍できる。

5 外国語資料

- ・時間の経過により利用が低下したものは、1冊を残し除籍できる。

6 視聴覚資料

- ・一定の年数を経過し、利用が低下したものは除籍できる。
- ・再生機器の生産が中止され、相当期間（約8年）が経過した場合は除籍できる。
- ・テープのよれなど劣化が認められるものは除籍できる。
- ・画像乱れや音とび、雑音が著しく再生できないものは除籍できる。

7 障害者向け資料

点字図書	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳が不正確と認められたものは除籍できる。 ・点字が極端に摩滅し、触読困難と認められたものは除籍できる。 ・法律の改正、学説の変更などにより、資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・時間の経過により利用が低下したもののうち、データでの保存が可能なものは除籍できる。
録音図書	<ul style="list-style-type: none"> ・録音状態が極めて悪く、再生が困難なものは除籍できる。 ・音訳が不正確と認められたものは除籍できる。 ・一部が欠けたために、資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・法律の改正、学説の変更などにより、資料的価値を失ったものは除籍できる。 ・一定の年数を経過し、利用が低下したものは除籍できる。 ・再生機器の生産が中止され、相当期間（約8年）が経過した場合は除籍できる。 ・テープのよれなど劣化が認められるものは除籍できる。
大活字本	<ul style="list-style-type: none"> ・時間の経過により利用が低下したものは、1冊を残し除籍できる。

< 様式 省略 >

令和5年度（2023） 図書館要覧

令和5（2023）年8月発行

発行・編集

船橋市西図書館

〒273-0031 船橋市西船1-20-50

TEL 047-431-4385

FAX 047-431-4396

E-mail : t-nishi@city.funabashi.lg.jp

図書館ホームページ

<https://www.lib.city.funabashi.lg.jp/>